

DS Matsuoka, Shizuo
851 Kiki ronkyu kamiyo hen
A2M376
v.1

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

松岡靜雄著

紀記論究
神代篇

創世記

東京

株式會社

同

文

館

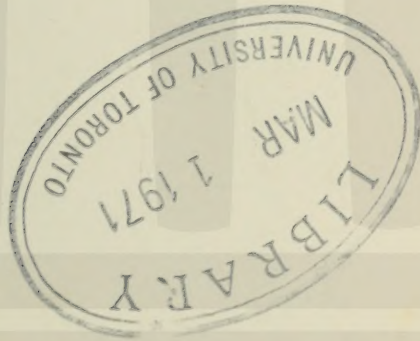
DS

851

A2M376

v. 1

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto



凡 例

一、本論究に關し私の執つた方法は卷頭序説に詳述した通りである。従つて在來の註釋書に拘泥する必要はないのであるが、誤釋中或る程度まで通説となつて居るものは、世の惑を解く爲に之を辯駁した。

二、日本紀及古事記を併稱する場合には略して記紀といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

三、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判別することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔

な讀下しをつけた。

四、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私には信ずるからである。

五、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各々多少の相違があり、同一書に於ても必しも常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に従ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ(迦具土、軻遇突智)、スサノヲ(須佐之男、素戔嗚)、ワニ(和邇、和珥)の如く、片假名を以て表示することにした。

六、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀〔紀〕

古事記〔記〕

先代舊事紀〔舊事紀〕又は〔舊〕

古語拾遺〔拾〕

諸國風土記〔風〕

延喜式〔式〕

釋日本紀〔釋紀〕

同書所引私記〔私記〕

日本書紀口訣〔口訣〕

日本書紀通證〔通證〕

日本書紀通釋〔通釋〕

警華山蔭〔山蔭〕

稜威道別〔道別〕

古事記傳〔記傳〕

七、卷末に紀記の關係原文を抄録して参照に便にし、且記事の索引を添へた。

目次

凡例……………頁

序説……………一

校合と訓詁——諸科學の資料——文獻學——紀記の不一致——古事記の性質——

——日本紀編纂の方針——日本紀の題號——古語拾遺及舊事紀——諸參考書——

記事の分拆——傳説の本質——傳説の構成——事實と觀念——正傳——釋義——

——時代別

第一章 天地開闢……………五五

開闢の觀念——紀の序説——剖判傳説——初成國土の形狀——クラゲ

第二章 原始神……………七二

諸傳の異同——別系の三原説と種族の關係——語義から見た原始神の由緒——
舊事紀の一異傳

第三章 神世七代……………九九

原傳説に於ける七代の神々——神名にあらはれた創世觀——地盤形成——國土
發祥——草木發生——土壤形成——谿流出現——居住地發達——人體完成、意
識具備——異傳——神代系紀

第四章 造物主……………一三五

創世と造物——生産の意義——諸冊二尊と造化——出雲の造化神——要領

第五章 國土生成……………一四九

オノゴロ島——淡洲——大八洲——六小島——擬人名——國牽傳説

第六章 自然物、自然力……………二〇三

海川——山野——草木——風——五行——出雲族の造化觀

第七章 品物……………二四七

居住——船——天吉葛——匏川菜——食物——農産物

第八章 化生神 附結論……………二六三

胎生と化生——泣澤の女神——流血及劍から化生した諸神——カグツチの遺體

から化生した諸神——結論

參照。日本紀及古事記原文……………二八一

索引……………三〇五

(目次了)

紀論 神代篇卷之一

創世記

序説

校合と訓詁——諸科學の資料——文獻學——紀記の不一致——古事記の性質——日本紀の編纂方針——日本紀の題號——古語拾遺及舊事紀——諸參考書——記事の分拆——傳説の本質——傳説の構成——事實と觀念——正傳——釋義——時代別

日本紀及古事記は我國民の二大寶典で、今を距ること一千二百有餘年の昔、欽命によつて撰録せられた上代に關する記録である。當時尙未だ國字と稱すべきも

のがなかつたから、漢字を借りて記述せられたのであるが、記は音訓を併用して口誦の儘を轉寫することに努め、紀は能ふ限り之を漢譯した。文體はいづれにしても、其記する所は古語を以て表現せられた上代の事項であるから、記者自身すらも其眞意を明にし得なかつた點があつたやうで、編纂後久しからずして解讀が困難になり、嵯峨天皇の弘仁三年以後、屢々宮中に於て講讀せしめられたにも拘はらず、後深草時代の著述と稱せられる釋日本紀(卜部宿禰懷賢撰)にも誤讀誤解の外に、未詳として釋明を與へなかつた辭句が多い。古事記には古い注釋書はなく、北畠親房の元々集に「古事記釋曰」又は「古事記釋註曰」とあるけれども、原書は傳はらない。しかも轉寫の間に衍誤脫漏撥入錯簡が多く、益々難解になつた。其故に近代の學匠の努力は異本を校合することゝ、訓詁を施すこととの二方面に注がれ、延佳、眞淵、信友等の手になつた信賴するに足る校本や、宣長、士清、清根、守部、重胤等の註釋書が世に公にせられた。就中宣長の古事記傳は劃紀的の大著

述で、單に古事記の解釋のみならず、日本紀、萬葉集其他の古典にも論及し、攷證該博を極め、玉勝間、鬢華ウヅの山蔭其他の雜著と相俟つて、古典學を大成したものと云ひ得る。されば當時の學界が之によつて風靡せられ、日本紀の解釋すらも其以後のものは之に準據したことは敢て怪しむに足らぬが、白壁に微瑕なしとは言ひ難く、ことに其師眞淵から相傳した言語の延約説は甚しく其語原、語義論に累を及ぼし、今日の學術から見れば牽強附會の譏を免かれぬ點が少くはない。其故に近來之に盲従することを欲せざる研究家が多くなり、新しい解釋が現はれて學界に貢獻する所が少くはなく、私も古語大辭典と題する一書を著して見解の相違を述べ、聊か之に寄與した。尙今後の研究に待たねばならぬ點の多いことは勿論であるが、公望以下宣長等が誤解し、若くは不可解とした辭句の大部分は、ともかくにも訂正釋明せられたので、今日では校合、訓詁事業は略々一段落を告げたものと言ひ得る。

先學の攷證と新時代の研究とを參照すれば、紀記の内容は略々會得せられる筈であるから、此貴重な資料はあらゆる學問に利用せられねばならぬのに、現状は必ずしもさうではない。各専門家が引用するのは舊釋の範圍に止まり、中外に紹介せられるものは紀記其ものではなく、其註釋書就中古事記傳である。其は新しい意見が定説として採用せられるまでには相當の歲月を要するからで、不思議のないことであるが、少くとも時世の進歩に伴はぬ憾がある。我國民はもはや神武天皇の御祖母が鰐の化身で、御曾祖母が山の神の女であつたといふことを奇怪とせずには居られなくなつた。事皇室に關するから之を口にするのも勿體ないといふのは丁髷時代の思想で、我々は此やうな荒唐無稽な誤解の因を研究せずに棄て置くことが恐多いと感ずるのである。神功皇后の大偉業が三韓の史書に見えぬことに關する疑義は、彼地の史家が故意に之を抹殺したのであるといふ説明だけでは、現代の國民を満足させることが出來ぬのみならず、公平なる第三者、例へ

ば西洋の歴史家が純學術的見地から研究を進めるやうになつた曉、之を肯定せしめる事が困難であらう。歴史ばかりではなく、我々はあらゆる社會科學の研究上この貴重な記録に據らねばならぬ場合が多いのであるが、在來の註釋書は果して此目的に副ふものであらうか。社會を對象とする學問に於て社會を無視することの出來ぬのは勿論であるが、人類は皆同一組織の社會を形成し、同一の進歩過程を辿るものであるといふやうな豫斷の下に、二三民族乃至若干の地域に就て行はれた研究の結果を移して、全然典型を異にする社會に當て嵌めんとすることも亦錯誤なりとせねばならぬ。泰西學術輸入以來數十年の間、我國民は之に氣づかずして往々西洋學說を鵜呑にした嫌がないでもなく、其中毒は現代社會に現はれ、今やバタの臭に噎ばねばならぬやうになつたので、先覺者は内省の必要を絶叫し我々の民族社會の特色を知らんことを努めて居るのである。例へば法律の淵源に遡つて根本觀念を説かねばならぬ法理學者は、記録の存する限り古代法制を研究

することを必要とし、眞の經濟原則を求めんとする其道の學徒は、我上代の社會組織からも其實證を擧げようと努め、民族宗敎學を説かうとするものは、爲し得べくば何よりも先きに我民族固有の宗敎觀を明にすることを可とし、考古學的斷案を下さんが爲には、上代史を無視することは出來ぬとせられて居る。然るに現狀に於ては此等の學者が文獻資料を利用せんとするに當り、第一に困難を感ずるのは其難解なることで、辭句の意義に關しては假に註釋書の説に盲從するにしても、一章乃至一段が全體として何を語るものであるかを明にし得ぬ場合が多い。例へば爰にスサノヲの命から祓ハラヘツモノ具ハタを責るヲについて是以有タチスモノ手端吉棄物テシキラヒモノ、足端凶棄物アシキラヒモノ、亦以唾爲ニ白和幣ニギテ、以レ涕爲ニ青和幣ヨメリといふ一節があるとする。其が此神の犯した罪に對する刑罰をいふものであることは想像に難からず、又手端吉棄物、足端凶棄物が手の爪、足の爪を意味すると假定しても、爪、唾、涕を徵發した理由が説明せられぬ限り、法制資料にも宗敎史料にもならぬ。其故に利用に先ち原

文の意義の穿鑿からしてかゝらねばならぬ状態にあるのであるが、其々專攻があるから、其處までは手が廻りかねることは勿論で、生ナな材料を調理して隨時使へるやうにする爲には、別に之を擔當するものを要求する。少くとも史書と名のついた古典に對してだけでも、新しい科學の見地から、今日までの訓詁校合に基いて、精細に其内容を批判検討し、要領を得やすいやうに整理した著述があつて然るべきである。之がない爲に研究に甚しい不便を感ずるといふ愁訴を、私は或る篤學な社會學者から耳にし、之を與へずして専門家を責むるは酷であるといふ不平を或る俊敏なる法制史家から聞いた。いかにも尤ではあるが、之を以て歴史家の怠慢とすることも亦穩當ではない。歴史家も亦文獻の外に、地理學、言語學、考古學、金石學、人種學、民族誌學等の補助なくしては完全に研究を進めることは出来ぬのである。之を要するに社會諸科學は相互連帶的のもので、他のものゝ資料提供のみを宛にして居ては、いづれの學問も發達する見込はないと言はねばなら

ぬが、考古學に在つては實物發見が第一條件であると同様に、上代の文化を研究するには、最重要遺物たる古典の研究が先頭に立たねばならぬ。其は決して難解語句を説明する語誌學(レキシコグラフィ)でも、解題、校合等を目的とする書籍學(ビブリオグラフィ)でもなく、記事の内容を檢討し、資料を検出することを意味する。私は假に之を文獻學と名づけたいと思ふ。

文獻學は決して一書の研究のみを以て満足せず、之に關係のある他の文獻と對比して考察する事を要するから、此點に於ては考證學の範圍に屬するものであるが、玉石同架を避け、比較の倫を慎まねばならぬといふ立場からは批判學とも言ひ得る。勿論記事の釋明を忽にしては考證も批判も施すに道がないから、語誌學に待つ所が多大であり、あらゆる社會科學をも考慮の中に加へねばならぬが、目的とする所は古典の正解である。不幸にして文獻學者といふ稱呼が、學究といふと同様に、往々餘りよい意味には用ひられず、新進氣銳の士は之に甘んずること

を厭ひ、各々好む所に走るので、我々の有する貴重な文獻も世を益することが比較的少く、國文學の一隅に幽に存在を示して居るのである。私が「紀記論究」といふ題目の下に此事業に着手しようと思つたのは之によるもので、淺學菲才の身には聊か荷が勝ち過ぎる嫌があるが、今世に於ても死後に於ても榮達名聞を求めようとせぬ私のやうな隱遁生活者でなければ、餘り華やかでない此種の下地作業に没頭することは出来まいと信するが故に、敢然之に當る決心をしたのである。

修史事業の沿革、紀記の解題は既に多くの人によつて爲されて居るから、私に之に喙を容れる餘地はないが、同じく救命を奉じて數年の間に相踵いで編纂せられた此兩史書が、極めて重要な點に於て一致を缺いた理由については、私は頗る先學と所見を異にする。兩書は其性質を異にし、紀は正史として推古朝以降の既定計畫を遂行したものなるに反し、記は稗田阿禮ヒエタノアが救命を蒙つて誦み習うた帝皇日嗣及先代舊辭、即ち「敕語舊辭」を撰録したものであることは、編者太朝臣安萬侶

の序文によつても明であるから、其體裁、内容に相違のあることは當然であるが、日本紀には多くの異傳を並舉して居るにも拘はらず、古事記の説を顧みなかつた事例の少くないことは注意を要する。初から兩書を並用する目的を以て重複を避けたものであるならば、他にも多くの省略を要するものがあつた筈である。例へば神代紀一書(六)の國土山川生成の章の如きは大部分記と同傳であるが、尙之を収録して居る所を見ると、記に載せられたものでも取るべきは取り、捨て、可なるものは之を捨てたものとせねばならぬ。然らば編纂後問もない古事記の或る部分が、何故に捨てられたかといふ問題が何よりも先に解決せられねばならぬ。個人が思ひ思ひに編述した書物ならば、甲に漏れたものを乙が採り、乙が捨てた材料を甲が撫ヒラふといふやうなことも有り得るが、此はいづれも討ヒラて敷舊辭ヒラ削ヒラ偽定ヒラ實欲ヒラ流ヒラ後葉ヒラ〔古事記序〕といふ大御心から出たもので、同一人(太安萬侶朝臣)で兩書の編輯を兼ねたものすらあるのであるから、氣まぐれに取捨したものと見る

ことは出来ぬ。宣長は古事記を以て正傳なりと主張し、日本紀は當時の世の中の好に迎合して「後代の意を以て上代の事を記し」、外國思想を以て事實に潤色を加へたものなるが故に、古傳の趣に違ふ所があるというたが〔記傳〕〔山蔭〕、其は體裁行文の外形を見て臆斷したもので、記事の實質を精査すると、記の方が却つて古傳の趣を逸して居ることが多い。——其は各其項下に於て論證する——紀に漢文的潤色誇張の交つて居ることも否み難き事實ではあるが、編者が自己の獨斷を以て撰述したものならば、抵觸矛盾する數多くの異傳を列擧する筈もないから、博く資料を採集して取捨を慎んだことは守部の説の通りで〔道別〕、恐らくは編纂委員（太朝臣をも含む）が合議の上、稗田阿禮が救命を奉じて誦み習うた「舊辭」でも非難のある部分は之を省いたのであらう。さりながら衆議が必ずしも眞理と一致せぬことは今も昔も同様で、収録せられなかつた古事記の傳承にも原説に近いものがあるのみならず、漢文に直した紀の誤譯が之によつて正される場合も少くは

ないから、其價値は決して國史に譲らぬものであるが、過信することの出来ない大なる理由がある。

眞淵、宣長等が多年重要視せられなかつた古事記を讀んで、其詞藻の絢爛なるに心酔したのは無理もない事であるが、無批判に之を正眞の古傳であると推斷したのは輕率の嫌がある。天武朝以前から此やうなまとまつた記録が存在したのであるならば、特に稗田阿禮に敕して誦習せしめられる筈もなく、縦ひ如何なる晦澁な表記法が用ひてあつたにしても、他の誰にも讀み得なかつたものを阿禮のみが解讀したとは、傳説といふものゝ性質上考へ得られぬことであるから、記の序にも明記せられたやうに、「諸家之所_レ賣帝紀及本辭」から「削_レ僞定_レ實」て、此長物語を一個の案としてまとめたものとせねばならぬ。其作者は天皇御自身であらうといふ説もあり、或は目に度_{ワタ}れば口に誦し、耳に拂_ワるれば心に勒_{シル}すといはれた聰明無比なる阿禮の業績かも知れぬが、いづれにしても其時代の作品なることは疑

がない。太安萬侶は單に之を「撰録」したので、著述したのではあるまい。さればこそ和銅四年の九月に救命を蒙つて、明五年正月には既に献上することを得たので、假令前々から準備があつたにもせよ、數多くの異傳を安萬侶の手に於て此だけにまとめたものとすれば、今少し長時日を要した筈である。思ふに元明天皇は先代の思召し立たれた此草案の散逸せんことを憂慮せられ、之を記録せしめられたのであらう。

此案は後世の我々の目から見れば、極めて精巧に組立てられて居るが、其原説が尙よく知られて居た當時の社會、就中廷臣識者の間には満足が與へられなかつたと思はれる。彼等は各自家傳を有し、或る程度まで之を信じて居たので、之を棄て、無條件に統一案を迎へ入れることを欲しなかつたに違ない。其故に紀の編纂に當つても、最も有力な記録によつて別に起案せねばならぬやうになり、前案を放棄して新に本文を作製したのであるが、尙諸異傳を無視することが出來ず、

「一書云」といふ形式を以て之を列擧したので、阿禮案の材料となつた諸説が古事記から引用せられず、直接原記録から採録せられたのも此事情に因るものであらう。さりながら古事記は口誦の儘を寫した貴重な参考書であるから、之を廢棄することはなく、別に保存せられたものと思はれる。

上代傳説、就中所謂神代に關するものに異傳が多いのは、必ずしも一原説から分岐したのではなく、傳誦の間に色々に増減轉訛せられたこともあらうが、全然系統を異にする口碑が併存した爲とせねばならぬ。史實は勿論、理想から編み出された創世神話の如きも、同一種族間には統一的原説が存した筈であるが、我民族のやうに明に若干種族の結合から成立したものに在つては、或る點に關し傳承が一致しなかつたことは不思議ではない。例へば一種族に於ては其遠祖即ち最初の人間を、或る無形の神靈から出たと言ひ傳へ、他の種族に於ては或る自然物から人間が化生したと語り續がれたとすれば、兩種族が融合混血して一民族を構成

した後に於ても、右の兩説はどこかに殘存した筈で、口から耳へ傳へられる間に漸次折衷せられて行く傾はあつたけれども、統一的形式に達するまでには、幾十世代の長い歲月を要し、若し其間に文字に記録せられるやうになつたとすれば、永久に融合することは出来なかつた筈である。此は今日帝國領土の一部分として統治せられる南洋島民の間に、諾冊二尊とは全然別個の造化神の存在が信ぜられて居るのと同じの理で、何等恠しむべきことではないが、統一した民族の間に其上代に關して異説があるといふことは、融合以來年を経た後の世の人には異様に感じられるので、削_レ僞定_レ實_レたいといふ希望が擡頭するのは必然である。天武天皇も亦大化以降の中央集權の成功に鑑みて、之をおぼし召し立たされ、舍人阿禮に立案を命ぜられたものと思はれる。若し文字のない世であつたならば、其がいつとはなく朝廷から貴族に傳播し、遂には全國に普及したであらうが、遺憾ながら少しく時機が遅かつた。右族諸家には其々記録せられた傳承が存したので、其

が明に訛傳であるといふことが立證せられぬ限り、新に組立てられた昔譚を無批判に肯定することを欲しなかつたのは當然である。日本紀就中其神代卷に於て、統一を破壊するやうな態度が執られたのは其反動で、一面からいへば古事記の撰録に刺戟せられて國史編纂事業が促進せられたともいひ得る。

さりながら歴史家の立場としては異説を考覈して最も眞に近いものを求めるのが至當で、神代紀の如く本文に權威がなく、雜然として異傳を排列したものは、好個の史料とはいへるが、國史としての價值には疑がある。天武天皇が御在世中に、川島皇子等をして記定せしめようとせられた「帝紀及上古諸事」は決して此やうなものではなく、天皇の御抱負の通り、後世をして頼らしむるに足る歴史であつたと思はれる。近侍の舍人阿禮に御下命があつたのも、恐らくは天皇の御腹案に資する爲であつたのであらう。不幸にして阿禮は其器ではなかつた。彼は巧に材料を按排して一貫した長物語を組立てる創作家的天才を多分に具へて居たやうで

あるが、傳説といふものゝ性質を理解せず、材料の佳否を鑑別する見識が缺けて居た。此やうな事業は唯學問の力を以てのみ成就するもので、便宜主義の統一は縦ひ朝廷の威をかりても行はれるものではない。例へば今日の國語調査會は國民に火事をカジと書けと要求するけれども、東京人にあらざる我々は現にクワジと發音して居り、又さう書かねばならぬ理由をも知つて居るから、無條件に服従することが出来ぬのである。天武天皇の御在位が今數年長く、川島忍壁兩皇子以下の編纂事業が續行せられたならば、必然紀記とは全く面目を異にする一寶典が後世に残されて居た筈であるのに、實に遺憾なことであつたと言はねばならぬ。

古事記に掲げた大國主神の經歷並に其系譜に關する傳説は、少名彥命及大物主神との交渉の外、紀には一切収録せられて居らぬが、記の撰録者たりし安萬侶朝臣は勿論、他の編輯員も此傳説の存在を知らなかつた筈がないから、之を省略したのは相當の理由があつた爲とせねばならぬ。或は信賴するに足る根據を具へて

居なかつた故ともいひ得られるかも知れぬが、其よりも遙に疑はしい諸傳すらも一書云として収録せられて居るのであるから、特に之を排斥すべき理由がないのみならず、大國主の出雲經營を説かずに直に國讓に移ることは、叙事の順序からいうても唐突の嫌がある。之に就いては從來釋明を試みたものがないが、私の察する所では、紀の編者が妥協的な編輯方針を採つた結果、之を割愛せねばならなくなつたものゝやうである。上述のやうに彼等は諸右族の不平を抑へる爲に、阿禮案（即ち古事記）とは全然反對の態度をとり、本文の外に異説をも列挙することにしたので、家傳の収録を希望するものが多く、盡く之を採用するに於ては殆ど史書の體をなさぬやうな蕪雜なものとなる虞があり、已むを得ず、若干の制限を必要としたのであらう。其制限は、帝紀の外は、大和朝廷の知ろしめす國土人民に關する舊事のみを収録するといふことであつたらしく、斯くして諸家に傳はる其祖先の事蹟譚を淘汰することが出來たので、當時尙異俗と見なされて居た蝦夷

隼人等の口碑も朝廷と直接の關係のない部分は之を省き、出雲も亦上古獨立した一國であつたから、其君長の事蹟及系譜に關する傳説は省略せられねばならなかつたものと思はれる。景行天皇紀には九州諸國の風土記を多く引用して居るにも拘はらず、——記に天皇が親征せられたといふことをすら掲載して居らぬのは、此材料がまだ世に出でぬ前に起案せられたからであらう——他の風土記の採録せられたものが少いのも之に因るものとせねばならぬ。さればこそ編述せられた書物にも特にヤマトのフミと題したのである。漢字では「日本書紀」と書いたけれども、本來漢名の書物ではないから、續紀以下の古書には「日本紀」の三字を充てたので、いづれも假字に過ぎぬ。然るに後世之を音讀して、一書二名を不可なりとし、「日本紀」が本名で「日本書紀」は文人の潤色なりと辯じた者があり（比古婆衣）、或は題名の當否について論議するものをすら生じた。宣長は之を漢國に對する日本を意味するものと解し、萬世一系の帝國に於ては漢書、唐書といふが如く、統治

者^チたる氏族の稱號を冠する必要がないのに、特に日本と頭記したのは外國に諳^{ヘツラ}うた題號であると非難し、守部は之を反駁して、代々の天皇は日本根子^{ヤマト}を通稱とせらるゝにより、天皇の史といふ意味を以て、日本書紀と名づけたのであるというたが、いづれも正鵠を逸して居る。漢國に諳^{ワザ}ふ業とするのは勿論誣妄であるが、國史が帝紀のみを意味せぬことは、紀記の内容によるも明白であり、推古及天武朝の撰史詔敕にも天皇記及國記又は帝紀及上古諸事といひ〔紀〕、安萬侶の序文も亦帝皇日嗣及先代舊辭を誦習したとあるのみならず、ヤマトは天皇を始め奉り、皇族の冠稱に用ひられたが、決してスメラミコト(天皇)の同義語ではない。是等はいづれも漢字に即した議論で、ヤマトといふ語が國內的にも異俗に對する區別稱呼に用ひられたことを知らぬものゝ臆測である。

此見地を以てすれば紀の本文に原始神を國常立尊とした理由も明白で、天之御中主以下記の所謂別天神五柱の存在を知らなかつたのではなく、一書の傳として

之を擧げて居るのであるが、高天原又は他の國土の原始神であることが判つて居たので、ヤマトのフミとしては此國土に出現した最初の神と稱せられる國常立尊、を劈頭に叙することを至當としたのであらう。さりながら歴史としては縦ひ直接に關係はなくとも、四邊の狀勢を論述することが極めて必要で、記の出雲傳説によつて上代史の一面を推測することが出來ると同様に、當時尙相當な材料が存したと思はれる蝦夷華人等の傳説が収録せられて居たならば、我々に一層大なる利益を興へたであらう。然るに紀の編者が上記の如き態度を執つたことは、千載の恨事であるといはねばならぬ。

日本紀は右の如く努めて公平に諸家の傳を収録したけれども、尙之に漏れたものゝ不平を免かれなかつた。大同年間齊部宿禰廣成が進達した古語拾遺は、其卷末十一條に列擧したやうに、中臣に比し忌部が優遇せられぬ事を不平とし、其祖先の功績を陳べたものであるが、序言には國史家牒雖_レ載_二其由_一、一二委曲猶有_レ

所_レ遺、愚臣不_レ言、恐絶無_レ傳、幸蒙_ニ召問_一、欲_レ攄_ニ畜憤_一と記し、史書の不備を訴へて居る。其外にも先代舊事本紀と稱する一書がある。卷頭に大臣蘇我馬子宿禰等奉敕修撰と書し、三十年壬午春二月朔己丑の日付のある序文を載せ、推古天皇の二十八年厩戸皇太子が馬子等と議つて撰録せしめられた天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記の一部分であるかのやうに粧うて居るが、此書が若し完成して居たとすれば、皇極天皇の四年六月蘇我蝦夷が伏誅に臨んで焼却したといはれる天皇記國記が其で、其中國記は船史^ノ惠尺^{エサカ}といふものが、火中から取出して中大兄皇子に奉獻したとあるけれども〔紀〕、完全なる複本が他に保存せられて居たと思はれぬのみならず、後人の僞撰とすべき形跡が顯著である。其故に多田義俊〔舊事紀僞撰考〕、伊勢貞丈〔舊事紀剝僞〕以來學者から排斥せられて居るが、其一部分は宣長の説のやうに古記録の殘闕で、紀記の遺漏を補ふに足るものがある。守部は一層高く之を估價し、且忌部家の秘書であらうというたが、私の見る所で

は、寧ろ饒速日命を祖とする物部氏族から出たものとすべきで、此神及其後裔と稱する物部連及尾張連家の事蹟が國史に收録せられなかつたことを憤慨し、推古朝の天皇記國記に假託して、之を叙述するのが本意であつたと思はれる。國史編纂當時には物部氏族の嫡流たる左大臣石上朝臣麻呂は既に歿し（靈龜三年三月薨、壽七十八）、其子乙麻呂は尙微官で、廳堂に此一族を代表するやうな人物がなかつたので、家傳の收録せられたものが少かつたが、神武朝以來の名家として、弓削守屋大連までは國柄を握つて居たのであるから、多くの古記録を襲藏して居た事は想像に餘りがある。然るに忌部氏のやうに畜憤を攄べる機會をも與へられず、永久に埋没することを悲んだ其族員の一人が、推古朝撰定の史書に擬して編述したもののやうであるが、紀記を始め大同年間の著なる古語拾遺の文をも其儘轉載した所があり、國造本紀には和銅六年の丹後及美作分置、弘仁十四年の加賀國創立の記事があるから、淳和朝以後に編纂又は増修せられたものとせねばならぬ。

但し延喜私記にも引用せられて居る所を見ると、其頃既に世に行はれて居たので（此間僅に八十年）、相當に重要視せられ、釋紀にも紀の記事は此書に基くといふ説があげてある。恐らくは卷頭の序文が人を誤まらせたのであらう。

右の如く僞撰ではあるが、或部分は古記録に據つたもので、天神本紀の一部分及天孫本紀は全然紀記に見えぬ傳説より成り、國造本紀は孝徳朝以前の文書に註を加へたものと見れば大差はなく、其他にも注意すべき記事があつて、重要な参考書たることを失はぬ。若し蘇我宿禰馬子などの名を借らず、忌部廣成と同一の態度を以て、堂々とかくれた史料を發表したなら、吾人を益すること更に多大であつたであらう。

和銅六年諸國に詔して「郡内所_レ生銀銅彩色草木禽獸魚虫等」の物を具に色目に録し、「土地沃瘠、山川原野名號所由又古老相傳_レ異事」を史籍に載せて呈上せしめられた所謂風土記も、正史編纂の資料に供せられたと思はれることは上述の

通りであるが、養老初年までに進達を了した國名も詳ならず、今も殘存して居るのは僅に常陸、播磨、出雲、豊後、肥前の五國分で、天平五年編輯の出雲風土記を除いては、いづれも多少缺脱があるやうである。幸に散逸前に釋日本紀、萬葉鈔等に引用せられた斷片もあり、紀記研究の参考となるべき記事が少くはない。

延喜式に收められた祝詞及臺記別記に擧げた中臣壽詞ヨコトも亦古史研究參考資料となるものであるが、其文體を見て世人が過信する程の價值のあるものではなく、其起原は古くとも、時代々々の思想が加はつて修補せられた部分が少くないことを念頭に置いて讀まねばならぬ。祈年祭及大祓の如き原始宗教觀念を表現する祝詞に於てすら、平安奠都後に奉齋せられた宮中諸神に對する奉幣の辭があり、高天原^ニ耳振立聞物^ト馬牽立といふが如き、後代的語句が交つて居るのである。鎮火祭、大殿祭、道饗祭等も上代の信仰とは多少相違があることは、以下機會のある毎に述べる。其他春日、平野、龍田、廣瀬の如き稍々後の世に創設せられた神社の祝

詞が、上代から存した筈はあり得ぬ。然るに強ひて之を上古に引付けて説かんが爲に、龍田の祭神天乃御柱命、國乃御柱命の出現が志貴嶋宮の御宇(欽明朝)とあるのを、崇神朝即ち磯城瑞籬宮時代なりとするが如きは、畢竟古語に眩惑せられたものと言はねばならぬ。倭姫世紀、本朝月令にあげた高橋氏文等も亦、上代の事を古語で叙べたものであるが、遙に後代の人の手になり、祝詞と同じく大なる史的價値はないやうである。

右の外釋紀には参考書として上宮記、大倭本紀、假名日本紀等をあげて居るが、惜しいかな一本も殘存して居らぬ。又神功紀以下に引用せられた百濟記、百濟新撰、百濟本紀、日本舊記、伊吉連博徳書、高麗沙門道顯の日本世記等も今は之を求めることが出来ない。外國文獻に載せられた我上代に關する記事は甚貧弱ではあるが、後漢書以下の支那の史書、就中魏志及朝鮮の三國史記、東國通鑑等は参考に供すべきである。

上述のやうに古事記は勿論、日本紀といへども、現代の史學と同一の見地を以て編纂せられたものではないから、之を其儘我民族史として受入れることは今日、では人の許さぬ所である。假に之を史料の集成と見るにしても、尙如何なる方法を以て之を分拆し、個々の資料の佳否を鑑別するかといふことを先決問題とせねばならぬ。書を讀んで盡く信すべくば書なきに如かずと昔の支那人も喝破して居るが、ことに紀記の如く、同一時代に編纂せられた同一目的の記録であるにも拘はらず、相互一致せず、各自の内容に於ても矛盾抵觸を意とせざる書物を、其儘鵜呑にせんとすれば、如何なる曲解強辯を以てしても、越ゆることの出来ぬ難關に逢着するのは當然である。新井白石は日本紀を以て「諸説を雜記され、其用捨に至りては後世の君子を俟たれしものなりとし、奇異荒怪の説については、「太古朴陋之俗いひ繼ぎ語りつぎし所なるか、又は太樸やうやく散ぜし代に至つて其事を神にする爲に言を造りし所なるか」といひ、「其辭を以て其意を害するなからん

は書を読むことの要旨なり」と論じて、「先代舊事本紀古事記日本書紀等に見えし所を通じ考へ、其義長する所に據りて其要を撮り」、古史通四卷を著はした。此方は取捨自在で、頗る便利であるから、平田篤胤も其著「古史成文」に之を採用したが、「其義の長する所」といふのは著者一個の見解で、縦ひ篤胤のやうに「徴」、「傳」を着して自説を擁護するにしても、尙獨斷的ドクマチツクなることを免かれず、科學としては存立の基礎が薄弱であると言はねばならぬ。後人が認めて奇異荒怪とする説も、見方によつては有益な史料であることもあり、矛盾抵觸する異説も其もとを糺せば同源から出たものであるかも知れぬから、任意撰擇に先ちて嚴密なる批判鑑定を必要とする。之が爲には原書の記事を、構成上と釋義上との二方面から考察せねばならぬ。私は先づ構成について所見を述べる。

既述の如く古事記は多くの古記録を折衷統一した一個のまとまつた作品で、日本紀は最も信賴すべき一傳に若干の修正を施したものを本文とし、爾餘の異傳を

併録したものであるが、其材料となつた古記録は、史局常置以前のものにあつては、いづれも或る時々筆寫せられた斷片的口碑傳誦か、然らざれば多くの人の手によつて次々に書き加へられたもので、一貫した主義方針により一齊に記述せられたものでないことは勿論である。其故に極めて嚴肅なる意味に於て、語部カタリベをして傳誦せしめられた皇統譜の如きものもあり、或は宗教思想の片鱗と見るべきもの、乃至は道聽途説に類するものもあるのみならず、本來若干の聽衆に談つて聞かせた話であるから、言葉の文も交つて居るのであるが、之を辨別することが出来なくなつたものも多いやうである。紀記の編者が白石や篤胤のやうな史家であつたならば、或は自己の獨斷を以て其奇異荒怪と認むる所のものを除いてしまふたかも知れぬが、幸か不幸か、鑑別の明が乏しかつたと同時に、私意を用ひることを慎んだので、玉石を同架した譏は免れぬが、砂礫の中に潜む金粒をも保存してくれたのである。紀記の叙述に不合理不自然の點があるのは、右の如き諸分

子が雜蹂して居るからで、我々は先づ之を解剖分拆せねばならぬ。先學中之を企てたのは橘守部一人で、彼は紀の記事を舊辭(古事)、本辭(本紀)、稚言(戯言)、談辭(添言)に區分した〔道別〕。其界説は明瞭を缺く憾はあるが、舊辭(古事)とは「神代よりおしなべて語り傳へたるまゝなることをいふ」とあるから、傳說的記録といふことらしく、本辭(本紀)は「専ら事跡、古實に用ある事實のみを取分けて録せるもの」と説明せられて居る。稚言は兒童の時より古傳説に親しましめる爲に、特に幼い言葉を以て録した部分をいふとして、スサノヲの命の啼ナキイサチ、少彦名命の出現の光景、保食神傳説、植木傳説、國土の別名、大國主神の遭難、阿邪アザカ訶の水難等々をあげ、幕末時代の人の意識から見て非常識、不合理と認められるものは總て小兒を教ふる方便なりとし、其談辭と稱するものゝうちには、編者の添加した辭句即ち地の文、物の由來、言葉の文、潤色の叙述等を含めて居る。此分類の當不當はさて置き、守部が古文獻に對し一隻眼を具備したことを證するもの

で、玉石を區別せず、古書は悉く信すべきものとして詭辯を弄し、説明に窮するに及びては、神道は不測であるから、人間の小智を以て論すべからずとするものに比すれば一步の長がある。

さりながら守部が稚言なりとしたものゝ多くは、決して兒童を教へる爲の方便ではなく、縦ひ史實にあらずとするも若干の意義を有する叙述で、語義又は文意の不穿鑿から同人には荒唐無稽に思はれたのである。例へばナキイサチの如き、紀の借字によつて解したから、八拳髯胸先に垂れたスサノヲの命には有るまじきことのやうに感ぜられたのであるが、原義に従うて怒號振武の意とすれば、極めて然るべき表現である。又以三天瓊矛一指下而探之、是獲三滄溟一其矛鋒滴瀝之潮凝成三一島一〔紀〕とあるを守部が

保許は火氣也……さるを此は世に男根を陽勢と云と、彼火氣の心ばへの相似たるを以て、其末より腎汁の滴る方に言ひ移して、次々の適合に運び行く

上古の戯言也

と釋したるが如きは、自己の劣情から割り出した推測で、唾棄すべき説である。矛の滴が凝り固まつて島となるといふことは、江戸時代の人には考へられなかつたかも知れぬが、次にも處々小嶋皆是潮沫凝成者矣とあり、自然科学の智識の乏しかつた上代人の思想としては、敢て怪しむに足らぬことである。

右の如き似而非論理を離れ、上代人の心理を考慮に入れて記事を分解し、之を類別することが出來るとせば、其は極めて有益なる方法である。我々は先づ一章を檢討するに當り、地の文即ち編者の辭コトバと叙事文とを區別する必要がある。古事記の如く一篇の物語として叙述せられたものには、作者の辭といふものは現はれて居らぬが、稍々史書の體を備へた日本紀に在つては往々編者の意見が挿入せられて居る。例へば開卷の「古天地未剖」より「故曰」に至るまでの六十七字並に次の條下の「乾道獨化、所以成此純男」及「乾坤之道相參而化、所以成此男女」といふ

兩句の如きは、正に地の文に屬するもので、序又は註釋と見るべきこと守部の説の通りである。さりながら之を物の由來、言葉の文、潤色の叙述アヤと同一に論ずることは誤で、此等は編者が添加したのではなく、原記録に備はつて居たのを多少修正加筆したに過ぎぬ。其故に同一原説から出たと思はれる記の黄泉傳説と紀の一書(六)の其との間に若干の相違があるので、若し記の構想を紀の編者が翻譯したものとすれば、全然同一内容であるべき筈である。

叙事文の材料が既存の記録であつたことは上述の通りであるが、此等の記録は之を二種類に區別することが出来る。其一は口誦によつて傳へられた譚を或時代に於て筆寫したもので、傳說的記録といひ得べく、他は其時代時代の見聞を記述した史的記録である。後者には史局の文書を始め、各種の報告、諸家の實録が含まれ、比較的信頼するに足るもので、始めて國史を置かれた履中朝以降、就中繼體天皇の御代より後の記事は多くは之から取られたものゝやうである。此種の記

録も亦寸毫の誤なき史實であると断定することは出来ぬが、其考證は歴史家の任
で、文獻學の立場からは、此以上立入つて詮議することは出来ぬ。之に反して傳
説的記録については研究を要するものが多い。

我々はまづ傳説が尙未だ記録せられず、口から耳へ語り續がれた時代にかへつ
て考察せねばならぬ。帝皇日嗣のやうな職業的語部カケリベによつて傳誦せられた重要な
物語、若くは祭典に用ひられた稱辭ケタヘゴトの如きは、任意に言ひかへることを許されぬ
性質のものであるから、不用意の轉訛か、必要に迫まられた改修の外は、一言一
句も増減せられる事はあり得なかつたと思はれるが、先代の古事サキツヨとして世の中に
語り繼がれたものは、今日の言葉でいふ智識教育であると同時に、民衆の娛樂の
一つであつたのであるから、聽衆にわかり易く、おもしろく談られたに違ない。
之が爲には原話に潤色を加へ、言葉に文マヤをつけたことは勿論で、或は物につけて
意を諷し、若くは説明の便宜の爲に譬喩をかり、或は事物の由來と結びつけて記

憶に便ならしめ、時としては律語、風趣語を用ひて聞くもの、耳を娛ましめたのである。守部が稚言、談辭としてあげたのは多くは之に屬し、傳説の本旨ではないが、傳説の間に融合して分解し得られぬやうになつたものもある。

此種の傳説は多くは短篇で、他の話との聯絡の有無に拘はらず、一つに纏まつた獨立のものとするべきである。神代紀に一書云が切々に掲載せられて居るのも其が爲で、縦ひ原記録には長物語の一節として記述せられたものであつても、其性質上切り離すことが出来るから、編者に於ても前後の聯絡を意としなかつたのである。然るに記及紀の本文は巧に之を史談の糸を以て繋ぎ合はせたので、率爾に之に對すると、史實の一片として動かすことの出来ぬものであるかのやうに見えることもあるが、巨船枯野の話が記には應神天皇の御代の事とあり、紀には仁德天皇の卷に之を載せ、記の八千矛神の歌が紀には、多少辭句に相違はあるけれども、繼體天皇の皇太子(後の安閑天皇)の御作とせられて居るが如き、明に史實と

は無關係の挿話的傳説であつたことを立證するものである。此傾向は紀記の材料となつた舊記録に於ても既に現はれ、諸冊二尊に關する紀の一書(六)の如きも、造化傳説と冥界傳説及禊傳説との三者が、イザナミの命の死じといふ事跡によつて繋がれて居るのである。其故に我々は先づ第一に織り込まれた各種の傳説を解きほだいて、其一つ一つに就いて潤色、彩文、附説、寓意、譬喩的分子を取り除き、本旨を検出することに努めねばならぬ。

潤色といふのは印象を強くする爲に、普通の修飾形容語以上の言葉を用ひて描寫すること、往々實叙の一節と誤たれるやうなものもある。例へばイザナミの命の屍體が極めて醜穢であつたことをいふ爲に、蛆タカレコロロキテ頭、胸、腹、陰、兩手、兩足に雷神が居たといひ〔記〕、又は膿沸虫流とし〔紀一書六〕、又は脹滿太高、上有三八色雷公〔紀一書九〕とした類で、いづれを原説と見ても少しも話の本旨には影響がない。スサノヲの命の泣く状は青山を如^{ナス}枯山^{ナス}泣き枯し、河海は悉く

泣き乾したとあり、又其昇天の光景を山川悉動、國土皆震とも〔記〕、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响〔紀〕とも潤色せられて居るので、誤つて實叙と解し、此神を嵐の神格化なりとする説をすら生じたが、之も一種の言葉の文で、私は次に掲げる語戲的のものと區別する爲に、潤色といふ語を用ひたのである。

語の戲といふことは何れの民族にもあるが、我國民のやうに之を好むものはない。ことに上代人はこの諧謔なしには暮せなかつたといつてもよい程常に之を用ひて居る。例へば「山サチも己がサチサチ、海サチも己がサチサチ」といふ語句は、同音異義のサチを重ねた言葉の文で、上のサチは漁獵を意味し、下のサチは幸福の義である。白石はスサノヲの命が奇稻田媛を湯津爪櫛に取なして御髻ミメヅラに挿されたとあるのは、クシといふ語の縁によつて媛を取かくした事を面白く言ひまわしたもので、年々來襲する惡神の名を八俣の遠呂智と稱するにより、一身にして八頭八尾を有する大蛇としたのであらうといつた〔古史通〕。ヤマタのヲロチの

語義は山田ヤマタの丘ノ口チ主ヂで（口は接尾語）、出雲國の高志の里の一酋長の名であるが、之を悪蛇と説いたのは山田と八岐ヤミタと音相通じ、ヲロチ（大蛇）の原語も丘ノ口チの靈チなるが故である。

五瀬命が御手の血を洗はれたが故に其處を血沼海といひ、丹波の竹野媛が身投をした地であるから墜國オチクニといふべきを乙訓オトクニと訛つたといふが如きも、右の語戲から出たもので、地名の所由として説かれて居るのは寧ろ附會であるが、言葉の縁のみではなく、事の縁によつても或る時代の俗習、俗諺に結びつけ、或は訛傳から生じた破綻を彌縫する爲に、原説にはなかつたと思はれる章句が追加せられたものが少くはない。例へばイザナギの命がヨミの國から遁げ歸る時、髻ミヅラに挿した湯津爪櫛の雄柱に火を點して女神の屍體を見た爲に、凶事を引起したといふことを叙べた條下に、今世人夜忌ニ一片之火ニ又夜忌ニ擲櫛ニ此其縁也（紀一書）とあるのが其で、性交傳説の終に女神先唱の不祥の爲に不良兒が生まれたから天神の教を乞

うて改唱したとある一段の如きも、傳説の本旨には關係のない附説であつたのである。——第二卷に詳述する——此種の叙述法が風土記にも多い所を見ると、上代話術の常套手段であつたと思はれる。

今一つ注意を要するのは古傳説に寓意的叙述が多いことである。上記高志の八俣遠呂智の如きは、語義を解せず、語戯といふことに氣がつかぬ人にも尙、寓意があるのではあるまいかといふ想像が浮ぶのであるが、往々其識別がつかぬ程巧に叙述せられ、之が爲に本旨が埋もれた嫌のあるものがある。其は傳誦者が聽衆の心理を察して、事實を直叙するよりも他の事物に意を寓した方が印象が深いと考へた場合に行はれたらしく、垂仁天皇の御代に皇子廷臣を四方に派遣せられて前朝以來大和朝廷の勢力圏内に收められた地方を懷柔せられたといふ事を、次の如き寓意的形式を以て述べてある(記の大意)。

サホ姫の所生ホムチ別皇子は長い髯が胸前に垂れ下るやうになつても尙物が

言へなかつたが、或時大空を鳴き渡る鶺鴒タツの聲を聞かれて、あれよあれよと言はれたので、父天皇は大に喜びたまひ、之を御傍ソバに置けば物言はれるやうにならうかと思し召して、山邊の大鶺鴒タツといふものに捕へ來たれと命ぜられた。

大鶺鴒は鶺鴒の後を追ひかけて紀伊、播磨、因幡、丹波、但馬を廻り、近江を経て美濃、尾張、信濃から越の國に出て漸く之を捕へて歸つたが、其効はなかつた。

或る夜天皇の御夢に出雲の大神があらはれ、自分の宮を皇居のやうに營造せられるに於ては、皇子は物言ひたまふやうになるであらうと告げたので、占に問うて曙立王を副へ、參拜の爲に皇子を出雲國に御遣はしになつたが、其國に御滞在中肥の河(今の斐伊川)下に飭り立てた青葉山を御覽になつて、「あれは山と見えるが、山ではあるまい、出雲の大神を祀る祭の庭であらう」と仰せられたので、急使を以て其事を奏上した。

前段が諸國巡察を暗示するものであることはいふまでもなく、後段も毎ニ到坐處

定ニ品遲部ニ也とあるのを見ると、皇子の御旅行の目的は單に祈禱の爲のみでなかつたと推定せられるのであるが、辭句に捉はれた從來の註釋家は此寓意を解し得なかつた。神功皇后の遠征が頗る神秘的に叙述せられたのも、女性の御身として此破天荒の大事を遂行せられたのは、人間わざではなく、偏に天神地祇の加護によるものと考へた爲なること勿論であるが、征戰に諸神が參加したとあるのは、神名に託して従軍諸豪族の首長をあげたものであらねばならぬ。之を悟らずして此千古不滅の大事蹟の眞偽を疑ふが如きは、古書を見る眼を具へざるものといふべきである。

事物に託して意を諷すると同時に、譬を假りて説明に便にすることも亦極めて多かつた。原始神が葦牙アシカビの萌え上るやうなものから化生したといふが如きも其一例であるが、必しも右の如き判然たる形式のものゝみではない。少彥名命が白鸕カガミの皮を以て舟とし、鷺鷥ササギの羽を衣としたとあるのも〔紀一書〕、實叙と見れば甚不

合理であるが、譬喩であるとするれば差支のないことである。又事代主が海中に蒼柴籬^{フシ}を造つたといひ〔紀〕、或は天逆手^{サカテ}を青柴垣^{フシ}に打なしたとあるのも〔記〕、入水を神籬に隠れたことに譬へたものとするれば事理が判明する。此等も亦上代人が好んで用ひた話術である。

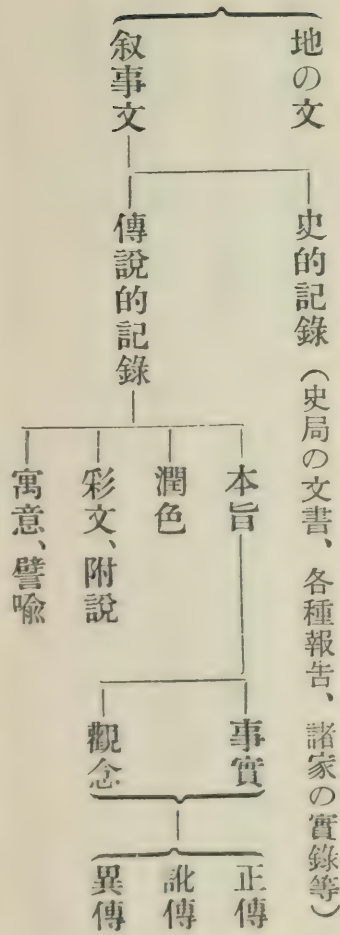
右の如き見地を以て検討するに於ては諸傳説の本旨は判然とする。さりながら傳説は前にも述べたやうに、決して史實を談することのみを目的としたのではなく、社會的現象の叙述の外に、靈的及自然的現象の説明も含まれて居り、或時代に於て事實と信ぜられ、正解であると考へられた事項が口碑に残つたのである。例へばイザナギの命が始めて此國土を經營し、天照大御神が皇室の御祖先であらせられるといふ事の如きは、史實として傳へられたのであるが、神世七代は萬物の發生に關する上代人の觀念を神名に託して述べたもので、枯野の話は原始的製鹽法の説明である。其故に我々は傳説の本旨を更に事實的と觀念的とに區別して

考察せねばならぬ。之を正しく時間的系列に序することが出来たなら、歴史研究の一部分の目的は達成せられたといふべきであるが、傳説中には超時間的叙事が多く、之を年代の順序を追うて排列することは、我々文献學者の企て及ばざる所である。

史譚、神話、巷説、漫談などに區別するのは後世の見地に基くもので、上代に其やうな名稱があつた筈はなく、上代人が之を意識して傳誦したのではない。報道に精確を缺き、見解に當を失したのもあらうが、初から後世を欺く目的を以て作爲せられた虚談といふものは上代にはあり得なかつた。然るに同一事項に關して往々諸傳が一致せぬのは、觀念の相違によるものか、然らざれば訛傳の爲とせねばならぬ。之を鑑別することは難中の難事であるが、上代人と雖、論理が逆であつたわけはなく、人間の心理は時代によつて甚しい徑庭があらうとは思はれぬから、逐語に正解を與へ、常識を以て精査することによつて、いづれが正、いづ

れが訛であるかを判別し得るのである。かくして拾ひ出した正傳の本旨は吾人の探つて以てあらゆる社會科學の資料とするに足るもので、紀記論究の目的はこゝに存する。

以上論述した所を要約すれば、紀記の記事は左に圖示するやうに分拆、鑑別することを要する。



右の如き分拆鑑別を行ふには辭句の意義が明白であらねばならぬこと勿論で、借字の字義に捉はれ、或は根據のない推測を以て其意を得たりとし、之に基いて

判断を下すに於ては、大なる錯誤に陥ることは當然である。辭句に正解を與へるのは語誌學の領域に屬すること、拙著「日本古語大辭典」に聊か其研究方法を論じて置いたから、こゝに之を再録することを避けるが、在來の方法即ち語原、語義を無視して、意譯又は假借の漢字の字義により、或は前後の辭句又は若干の用例によつて臆斷し、ことに延約法と稱する人爲的の方則を楯として、任意に語音を増減し、他語に牽強することは之を慎まねばならぬ。宣長、守部の如き近世の碩學も此弊を脱せず、性交傳説に美斗能麻具波比といふ語があると、直に交接の意と豫斷し、麻具波比はウマ・クヒアヒの約轉で、生殖器が味ク喰ヒ合フことを意味すると説き〔記傳〕、立三浮落在平處（ウキシマリ・タヒラニタタシ）とあるウキシマリを結固の義として、本初漂盪せる土壤が凝固したのみで、尙荒芒なることをいふと釋したるが如き〔道別〕、或は伊邪那美命のミはキミ（君）が約せられてキとなり、之にメ（女）を冠したメキが、更にミ一音に切せられたといふが如き〔記傳〕、

果して自信があつて説いたのであらうかとさへ疑はれるのである。辭書と稱するものは多くは右の如き解釋を、之に到達した論證の過程を省略して、定説であるかのやうに、無批判に轉載したものであるから、之に準據することは最も危険である。

右の外古典の辭句には本義の外に、第二義即ち別の意味が含まれて居ると見なすものがある。例へば神武紀の蜻蛉之譬帖アキツ トナメを釋紀には師説として、西者額方也、東者腹方也、南北者兩羽也、仍日本國東西長、南北狹之間、似彼虫形と釋き、神代紀の目無籠マナシカタマを纂疏に定慧の喩なりとして、無日者無見、無見者無諸見也、爲定也、籠者爲智籠之義也、爲慧、海之喩眞如、定慧皆歸眞如、故云内於籠沈于海と疏した。ことに宗教的・道德的に古典を解かうとしたものは、多くは此手段を用ひ、近世に於ても谷川士清の如きは、精義と蘊意との別、即ち本義の外に玄旨があると主張して居る。スサノヲの命は嵐の神で、日神を苦しめらるらせたと

あるのは暴風雨が天口を累することを意味するといふ近代神話學者の説も亦、蘊意説の流を汲むものであるが、文獻學の見地からは斷然反對せねばならぬ。—— 詳論は第四卷にゆづる—— 上述の寓意も是と相似た趣があるが、其は原作者又は傳誦者が意識して居た事物の範圍を出ることはなく、當時の聽衆にも略々會得せられた程度のもので、上記定慧の辯の如く、外來思想の影響を受けた後世人にして始めて考へつくやうな譬喩が、佛敎の存在さへ知らなかつた上代人によつて用ひられたとは考へられぬことである。此の如き解釋が正しいものとすれば、紀記は遙に後代の僞書とせねばなるまい。

普通語句の外に、神名、人名、地名等の釋義も亦極めて必要である。現代語では之を固有名詞と稱へるが、我上代に於ては、任意に選ばれた名稱といふものはなく、神(人)名ならば其出自、身分又は業蹟を表明し、地名は地勢、地形、地物、族名等から出たものが多く、普通名詞と異なる所はない。神又は古人の名は勿論、地名

も亦猥に變改せられるものではないから、其意義を明にするに於ては、徴古の資料たり得る場合が多いのである。是は白石も早く注意したことで〔古史通〕、古事記傳の如きも人名、神名の釋義には特に意を用ひて居るが、其方法が上述のやうに非科學的であるので、却つて後世を誤つたものが多く、しかも地名の釋義には餘り留意しなかつた。其結果熊野といへば今の本宮、新宮所在地附近ならざるべからずとして、強ひて神武天皇の行軍路次を之に引つけ、相津といふ地は陸奥に限るやうに考へて、倭建命以前に其地方が既に皇化に浴したかのやうに誤解したのである。此等も亦古語大辭典の語誌篇中に論じたことであるが、今日でも尙所謂固有名詞に注意を拂はぬものが多く、ことに地方に於ては發音の近似のみを以て舊地名を僭する傾向があるから、以下卷々に説く地點考證に對しても異論の起る場合が多からうと思つて、私の立場を明にして置くのである。

以上は單に紀記ばかりではなく、あらゆる古典研究にも適用することの出来る

方法であると信ずる。此方法を用ひて私が検討した所によれば、紀記は史書として編纂せられたものではあるけれども、之に収録せられた古記録は決して政治史ばかりに重きを置いたのではなく、上代人の智識を網羅したもので、或る意味に於ては文化史であり、或る意味に於ては上代エンサイクロペデア百科全書である。此有益なる資料が従來の誤釋、不穿鑿により、學術的價値の乏しい藝術的乃至宗教的作品であると
言はれるやうになつたのは、悲しむべきことでもあり、我國民の不名譽であるといふを憚らぬ。其因をなすものは實に研究方法の不備にあると信ずるが故に、私は此序説に於て聊か之に關する所見を披瀝したのであるが、私の採つた方法が最善のものであるとは毛頭考へて居らず、後口更に精確な研究方法が案出せられ、更に詳密に検討せられんことを冀ふものである。

即今私の論究せんとするのは日本紀及古事記の兩書で、神代から始まつて持統天皇に至るまで、略々年代順に検討を試みるつもりである。多少の準備はあるけ

れども、之が爲には少くとも兩三年に亘る時日を要し、痼疾に患む私としては、現在の健康が果して持續するかを危ぶまれるので、脱稿に随ひ一部分づゝ發表することにした。兩書共に各一個のまとまつた著作であるけれども、其性質上首尾照應を必要とせぬから、縦ひ中絶せねばならぬやうな事情が突發しても、之が爲に既刊部分の價値を増減する事はないと信ずるのみならず、其内容からいうても一律に論述すべきものではなく、或る時代を劃して考察することを至當とする。

其は主として記事の性質によるもので、プロトヒストリック・エラ傳説時代とヒストリック・エラ有史時代との別は、世人の倅しく認むる所であるが、同じく傳説時代というても、國家組織の成立後と、

其以前とを區別する必要がある。其故に日本紀は神武天皇を界として、日向御發軔以前に「神代卷」といふ題目を與へ、古事記は全篇を三卷に分ち、第一卷は鵜葺草葺不合命まで、第二卷は應神天皇までを録し、第三卷には仁德天皇以降の記事を收めて居る。或は分量から割出したものであるかも知れぬが、頗る當を得た分

劃と稱すべきで、大和奠都から應神朝までは、我國家の建設時代に屬し、國史上極めて重要であるが、尙記録といふものは存せず、口碑によつてのみ重要事項が語り傳へられたので、史局を創設せられた履中天皇以降とは、叙述の體を異にするものがあるのである。

さりながら右の三時代の限界は決して截然たるものではなく、神武天皇の前半世、即ち日向御在國中は神代紀に屬するけれども、嚴然たる人間にましましたことは勿論で、従つて其御兩親を始め御先祖歷代も實在の人であつたとせねばならず、神と人との境は頗る模糊たる感がある。五伴緒イットモノヲを引率して天降せられたニギギの命は、小くとも一國家の建設者で、其後三代の間に基礎が確立し、版圖が廣くなつたことは勿論であるから、橿原奠都は大和人からいへば建國紀元であるが皇室側から見ると、國家機關の移動に過ぎぬ。爾來應神天皇の御代までに、本州東北部を除くの外、全國統一の大業が完成せられ、國威は韓半島まで伸び、外國

との交通が開けて、帝國の位置は國際的に承認せられたので、政治史的には此御代を以て一紀元と目することが出来るが、特に之が紀念とすべき事蹟が存したわけではないから、年月を指示することは不可能である。有史以後に在つても記録は決して完全なものではなく、尙口授によつて言ひ繼がれた事が多かつたので、紀記兩書の傳が必しも一致せぬのである。しかし大體に於ては記の區劃に従ふことを便とするから、私の論究も亦次の三段に區分し、順を追うて進めて行くことにした。

神代篇。

神武天皇東征までを一紀とする。「神代」といふ名は紀の題目を踏襲したのであるが、必しも超人間界を意味せず、大和朝廷以前の原史時代といふ意で用ひたのである。此一篇を更に六卷に分ち、左記の題號の下に論述する。

第一卷 創世記。——創世及造化傳説の研究

第二卷 諾冊二尊。——造化に關する部分を除き、イザナギ、イザナミ二神の

傳説の研究

第三卷 高天原。——天孫の郷土及高天原族に關する論究

第四卷 出雲傳説。——スサノヲの命及大國主神の事蹟並に出雲族に關する

研究

第五卷 國讓。——國讓傳説を中心とする天孫と此國土先住民との交渉

第六卷 高千穂時代。——天孫降臨より神武天皇東征に至るまでの諸傳説

建國篇。 橿原奠都より應神天皇の御治世までを一紀とする。こゝにいふ「建

國」は大和朝廷の建設から國土統一事業の大成までを意味する。此篇及次篇について、まだ記事の分量を豫測して居らぬから、卷別題號を與へ得ぬが、凡そ各篇六卷宛の豫定である。

上代篇。 仁徳履中朝以降持統天皇の御宇に至る期間。

第一章 天地開闢

開闢の觀念——紀の序説——剖判傳説——初成國土の形狀——クラゲ

此宇宙がどうして出来たかといふことは今も尙解けざる謎であるが、我々の住む地球が日月星辰と同一の天體であることを知らなかつた昔の人は皆、大地は上天と對立するものであると了解して居たので、本初一塊であつたものが剖開したのであらうといふ考が支那にもあつた。其故に天地渾沌又は天地開闢などいふ熟語があるので、其説のやゝ悉しいものを漢籍中に求めると、次のやうに記されて居る。

〔三五曆記〕 天地渾沌如鶏子、盤古生其中、一萬八千歲、天地開闢、陽清爲天、陰濁爲地、盤古在其中、一日九變、神於天、聖於地。

〔河圖括地象〕 易有_二太極_一、是生_三兩儀_一、兩儀未_レ分、其氣混沌、既分、伏者爲_レ天、偃者爲_レ地

〔淮南子〕 天墜未_レ形、馮々翼々、洞々漚々、故曰_二大昭_一、道始_三于虛霍_一、虛霍生_三宇宙_一

宙、宇宙生_レ氣、氣有_三垠垠_一、清陽者薄靡而爲_レ天、重濁者淹滯而爲_レ地、精妙之合、摶易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定

右によれば天地は本初鶏の卵のやうなもので、其が二つに割れて、白味は薄く靡いて天となり、黄味は停滯して地となつたといふので、破れた殻はどうしたか説明せられて居らぬが、鶏卵に譬へたのは外形ではなく、内容をいふものゝやうである。此思想は決して支那人の専有ではなく、他の民族も亦同様に考へたと見えて、ニウジールランドのマオリ人間にも次の如き神話がある。

昔々天の父と地の母とは緊く抱擁して少しも光明を漏らさなかつた。——此時をポ(暗黒)とコレ(虚無)の世といふ——其間に生まれた七柱の子が甚迷惑

がり、森の神タネといふ一子が逆だちして頭を地につけ、足を以て天を押しあげた。其以來天は常に高所に止まり、妻なる大地を戀しがつて、其泣く涙が雨となり、露となつて落ちるのである。

此話は少しづつ形をかへて南太平洋諸島に傳へられ、ニウエ島では、マウイといふ神が海底から島を釣り上げて後、當時尙大地と密接して居た上天を怪力を以て差し上げたので、爾來天空は現在の如く高所に止まるやうになつたと謂はれる。

次々に記述するやうに、宗教觀念及社會制度に於て太平洋諸民族と多くの類似點を有した我上代人の間にも、同様の開闢説が存在したのは怪しむに足らぬことで、偶然支那説と一致したのか、或は本初は同一源から出來たのか之を詳にし得ぬが、漢人獨特の思想ではないといふことだけは斷言を憚らぬ。然るに日本紀は開卷に於て次の如く書き起して居る。

古天地未_レ割、陰陽不_レ分、渾沌如_ニ鷄子、溟滓而含_レ牙、及_下其清陽者薄靡而爲_レ天

重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、然後神聖生其中焉

此一節は明に上記三五曆記及淮南子から轉記したもので、溟滓而含牙といふ一句は春秋緯の文である〔釋紀〕。其にも拘はらず之を古傳として説かうとするものがあり、或は外來思想なりとして排斥するものがあるが、次に故曰云々とある所を見ても、明白に開闢之始に關する記事の序説で、釋紀に師説として生其中已上者序文とあるのも其謂であらう。此は太朝臣安萬侶が古事記の序に、夫混元既凝氣象未効、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖と書き起したのと趣を同うするもので、日本紀には序文がなかつたから、本文の冒頭に此一節を加へたものと思はれる。

序説であるとするれば、典據を漢籍に求めたことは敢て尤むべきではなく、此説と以下に掲げる我古傳とが、描寫の様式を異にすることも怪しむに足らぬ。從て

我々の研究の範圍外に屬し、之を古傳に引つけて説くことの非なるは勿論、純國語に直して讀むことも亦徒勞で、漢文訓讀法に従ふべきであるが、卷頭に在るが故に従來訓法を重要視し、強ひて和譯しようとした結果、却つて誤解を招致した嫌がないでもない。訓話を論ずることは本書の目的ではないが、多少本文とも關係があるから、二三の説明を加へる。

渾沌コントは我々が日常用ひて居る漢語で、混マゼり沌アツまる意であるが、之に相當する古語はない。舊訓マロカレタルコトとあるのはマロクアリタルコトの訛と思はれるけれども、適譯といふことは出來ぬ。溟滓は莊子に大同ニ乎溟滓、李白の詩に吾將レ囊ニ括大塊ニ浩然興ニ溟滓ニ同レ科などあつて茫洋たる形象をいひ、含牙は淮南子に凡有ニ血氣ニ之虫含レ牙、載レ角、前爪、後距とあり、キ即ち齒牙を有することをいふのであるが、こゝでは葦牙アシカビの牙と同じく芽に通はして用ひたので、——穗の省旁禾の誤記とする説〔道別〕は非——茫洋たる中に心芽を藏するといふ意と思はれ

る。されば溟滓の二字をクモリ〔舊訓〕、ホノカ、タユタヒ、アカクラ等とし、或はクモリを疊頭してククモリと訓したのは〔釋紀〕、尙聊か本義に通ずる點があるが、古事記に引きつけて、クラゲナスタダヨヒテ（タユタヒテ）と訓ませようとしたのは〔釋紀〕誤とせねばならぬ。含牙は強ひて國語に直すとせばカヒをフフメリと訓むべきである。

淹滯は停滯と同義であるから、トドコリと訓むのが至當で、舊訓ツヅイテ、假名書にシヅミトモリテとあるのは〔釋紀〕當らぬやうである。合搏易、凝竭難をアフアフギヤスク、コリタル（又はコレル）ハカタマリガタシと訓したのは、互爾遠波の置き所を誤まつて居るのみならず、アフとコリタル（コレル）とは時格が相違し、對句をなさぬから、アヒアフグハ易ク、コリカタマルハ難シと改めねばならぬ。搏は扇センに通じ、竭は結ケツに通ずるのである。漢文を解するものに取りては斯の如き論議は殆ど必要のないことであるが、試に讀み下しを施すとせば、次のやう

になる。

古へ天地未だ割れず、陰陽分れざりしとき、渾沌へること鶏子の如く、溟滓にして牙を含めり。其清みて陽かなるは薄靡きて天となり、重く濁れるは滄滯て地となるに及びて、精しく妙なるが合搏ぐは易く、重く濁れるが凝結るは難し。故天先づなりて地後に定まる。然して後神聖其中に生る。

右の如く序説を下したから、次に故曰とうけたので、記事は上述の如く開闢之初から始まるのである。

開闢の二字はいづれもヒラクといふ意で、釋紀にも開闢之初をアメツチヒラクルハジメと訓してある。是は決して上記三五曆記の説を踏襲したのではなく、我古傳説であつたと思はれることは前述の通りで、紀の六種別傳中三書まで天地初判といふ字を用ひ、古事記にも天地初發之時と書き起してある。「判」及「發」が開闢と義を同うすることは勿論である。然るに宣長は初發をハジメテヒラクルと訓

むことを不可とし、二字を合せてハジメテと訓した。其理由とする所は

(一) 此は「大方に云へる文にして此處は必しも天と地との成れるをさしていへるには非ず、天と地との成れる初は次の文にあればなり」

(二) 天地ヒラクといふは古言にあらず、「上ツ代には、戸などをこそヒラクといへ、其餘は花などもサクとのみいひて、ヒラクとは云はざりき」

(三) 萬葉集二卷に「天地之初時之」十卷に「乾坤之初時從」とあり、孝徳紀に與「天地之初」とあるを例とすべし

といふにあるが「記傳」、(一)は誣妄で、記の次の文には於高天原成神云云、次國稚如浮脂云云とあるのみで、「天と地との成れる初」は説かれて居らぬ。(二)天地ヒラクと假名書した例はないが、其故を以て戸などの外はヒラクといへぬと斷定したのは早計である。欽明天皇の尊號は天國排開廣庭尊オシハルキといひ、天智天皇の御名を天命開別皇子ヒラカスと申上げるが、戸などを押あけ給ふといふ意味でないことは

勿論で、ヒラキはハルキ（ハルケ）ともいひ、開闢の意を表示するには最も適切な古語である。（三）天地開闢とは別な意味で、天地之初といふ言葉が用ひられた事は宣長のいふ通りであるが、之を以て開闢といふ觀念がなかつたといふ證據とすることは出來ず、初發と特書した例もないから、此二字を合はせてハジメと訓まねばならぬとする理由は薄弱である。宣長自身も認めて居るやうに、萬葉集三卷山邊赤人の不盡山歌には天地之分ワカレシトキユ 時従とあるから、天地剖判といふ思想の存したことは疑なく、之を天地のヒラクル時といふ言葉を以て表現したこともあり得る。思ふに宣長は紀の序説を見て開闢説を漢籍から出たものと速斷し、漢意排斥の立場から異説を立てたのであらう。されば紀の本文の開闢の二字をすら、ハジメと改訓したのであるが〔記傳總論〕、其獨斷には最も熱心なる國粹主義者たる平田篤胤すらも承服しかねたと見え、再びワカルルと改めた〔古史徴〕。開闢をワカルルと訓しても字義上妨はないが、ヒラクと訓むは古意にあらずとしたのは、上

記宣長説に捉はれたもので、理由のないことである。

開闢又は初判の字を用ひざる紀の三傳中一書(三)は天地混成之時とあり、一書(五)には天地未生之時とあるから、剖判説を暗示するものと見て差支はなく、唯一書(二)のみが古國稚地稚之時と書き起して、渾沌又は開闢に觸れて居らぬけれども、其とても之を否認したものと見ることは出来ぬ。さりながら剖判の作因については紀記各傳いづれにも説明がないから、自然に二つに判れたと信ぜられたものとせねばならぬ。其は寧ろ合理的な考へ方で、マオリ及ニウエ傳説のやうに抱擁中に生まれた子が天を押し上げたものとすれば、其子達が生活した世界があらねばならず、天地渾沌といふ概念と矛盾するのである。自然に剖判したものであるが故に、天空は一舉にして現在の高さに達したのではなく、極めて徐々に上昇したと考へたものもあつたと見え、大日靈貴降誕の章下には是時天地相去未_レ遠、故以_二天柱_一舉_二於天上_一とあり〔紀〕、諾冊二尊時代まで天は梯をかけて上れるほど

の高さに在つたと説かれて居るのである。

剖判後の天空については古傳説は何等言及する所なく、日月星辰の起原も説かれて居らぬ。恐らくは我々に遺された傳説は比較的文化が進んだ後の形式で、天體の運行、季節及天候の變化の玄妙不可思議を目前に見ながら、自然の事として其原因を問はうとせぬまでに觀測が熟して居たものと思はれる。天照大御神を日神、月讀尊を月神であるかのやうに説いた場合もあるが、其降誕以前も物色を辨じたとせられて居るから、日月星辰は既に存したので、恐らくは天空の附屬物と考へられたのであらう。

之に反して大地の生成については多くの傳説があり、就中剖判直後の形狀に關しては次の如く記されて居る。

〔記〕 國稚如_ニ浮脂_ニ而久羅_ク下_ラ那洲_ナ多陀_ス用幣_タ琉_ヨ之時_ヘトキ

〔紀〕 開闢之初_{クニ}洲壤_{ツチ}浮漂_{クニ}譬猶_ニ游魚_ニ之浮_ニ水上_ニ也

〔紀一書二〕 古國稚地稚之時譬猶ニ浮膏ニ而漂蕩

〔同五〕 天地未生之時譬猶_下海上浮雲無_レ所ニ根係_一

前三者は同一傳説をいろ／＼に言ひかへたもので、之を要するに開闢の當初に於ては國土尙稚く、水上に浮んだ脂の如く、クラゲ又は游魚のやうに漂蕩して居たといふのである。紀の一書(五)も亦之を別の譬を以て表現したといふに過ぎぬ。

脂膏^{アブラ}といふ物質は原始時代から知られて居たものとも考へられるが、クラゲは漫然後世の稱呼に従うて海月(水母)をいふものと斷定するは早計である。タダヨフことの比況としては海月は最も適切なるものであるが、此下等軟骨動物に上古から特定の名稱が存したとすれば異例であり、又之をクラゲと呼稱したとすれば語原的釋明を必要とする。上代の語彙は概して豊富とはいへぬが、ことに動植物名は貧弱で、多くは總名又は族名のみが與へられ、生活に直接關係のないものは、日常人間の視目に觸れて居ても、特に命名せられなかつた。古典に見えた水産動物

はシビ(鮪)、タヒ(海鯽魚、鯛)、クチメ(口女)、ナヨシ(鯔魚)、フナ(鯽魚)、アユ(年魚)、ワニ(鰐)、クヂラ(鯨)、イルカ(海豚)、カメ(龜)、カニ(蟹)、エビ(蝦)、コ(海鼠)、カヒ(貝)、キサガヒ(蟹貝)、ウムガヒ(白蛤)、ヒラブ貝、シタダミ(細螺)、カキガヒ(蠣)、アハビ(鰻)等であるが、貝類を除いては總名か、然らざれば現在了解せられて居るよりも遙に廣い意味に用ひられた。例へばクヂラは神武天皇の御詠によれば、陸上動物をも意味したらしく、コは蠶の意にも用ひられ、タヒ、クチメは族名で、イルカ、ワニは括弧内に註記した品物とは別のものを意味したやうである。海棲軟骨動物は海鼠の外にも種類が多いのに、其名を知られて居るものが極めて少いのは、人間の生活とは交渉がないからで、崔禹錫の食經には海月(水母)を挙げ、今も之を食用する事はあるが、我等の遠祖も之を嗜好したと推定すべき根據はなく、特定の名があつたとは考へられぬことである。若し記の傳説のクラゲが海月(水母)を意味したとすれば、編者も態々久羅下と假字書し

なかつた筈で、同じ口碑を漢譯するに游魚の二字を以てするが如き相違は起り得ぬ。恐らくはクラゲは紀記編纂當時には既に廢用になつて居た古語で、其意義が不明であるので、記は音符を以て寫し、紀は推測によつて漢譯したのであらう。

此語に海月(水母)の字を配したのは其よりも後のことで、都人が海濱に於て其群游するのを見て、記の傳説を思ひ起して命名したのではあるまいか。此やうな例は他にもあることである。淺學の故を以て私は尙未だ其語原を明にし得ぬことを遺憾とするが、イカ(烏賊)、イルカ(海豚)と同じく、インドネシア語系に於て「魚」を意味するイカ、イク、ニグ、ニゲル等から分化したのではあるまいかと想像する。若し然りとすれば紀に游魚と譯したのも、必しも杜撰とすることは出来ぬのである。

紀の本文に浮漂とあるのはウキタダヨフことを謂ふのであらう。舊訓にウカレタダヨヘルコトとしたのは、——ウカレはウハリの訛か——浮いて居り漂うて居

るといふ意であらうが、コトを連ねて抽象名詞として表現するには不定時格を用ひることを妥當とする。之を要するに初生の下界は未だ水陸の限界も定まらず、ふはくして居たといふので、今日吾人が學術的研究から到達した結論と略々一致する所がある。地熱が冷却して其膏脂状のものが凝固した過程が、神世七代の神號に託して説明せられたことは後章に述べる通りである。

第二章 原始神

諸傳の異同——別系の三原説と種族の關係——語義から見た原始神の由緒——舊事紀の一異傳

上述の如くして割判した天地の間に最初に出現した神に關する傳説は區々である。先づ日本紀に見える諸傳を列擧する。

〔本文〕 于_レ時天地之中生_二一物、狀如_二葦牙、便化爲_レ神、號_二國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊

〔一書一〕 一物在_二於虛中、狀貌難_レ言、其中自有_二化生之神、號_二國常立尊、亦曰國底立尊

〔一書二〕 于_レ時國中生_レ物、狀如_二葦牙之抽出、也、因_レ此有_二化生之神、號_二可美

葦牙彥舅尊^一、次國常立尊

〔一書三〕 始有^三神人^一焉、號^三可美葦牙彥舅尊^一、次國底立尊

〔一書四〕 天地初判、始有^三俱生之神^一、號^三國常立尊^一、次國狹槌尊

又曰、高天原所^レ生神名曰^三天御中主尊^一、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊

〔一書五〕 其中生^三一物^一、如^三葦牙之初生^三泥中^一也、便化爲^レ人、號^三國常立尊^一

〔一書六〕 有^レ物若^三葦牙^一、生^三於空中^一、因^レ此化神、號^三天常立尊^一、次可美葦牙彥

舅尊——通釋には「天」を「國」と改めてある。

又有^レ物若^三浮膏^一、生^三於空中^一、因^レ此化神號^三國常立尊^一

之を神名によつて分類すると

國常立尊を初生とする説五——本文、一書(一)、同(四)、同(五)、同(六)の一

傳

可美葦牙彥舅尊とする説二——一書(二)及(三)

天御中主尊とする説一——一書(四)の一傳

天常立尊とする説一——一書(六)

又化生の場所について言へば

天地の間又は大空とする説四——國常立尊(三)及天常立尊(二)

高天原とする説一——天御中主尊

國中とする説一——可美葦牙彥舅尊

壺中とする説一——國常立尊

明示せざるもの二——可美葦牙彥舅尊及國常立尊

化生の機因から見ると

葦牙の如きものからとする説四——國常立尊(三)、可美葦牙彥舅尊(二)及天常

立尊(二)

浮膏の如きものからとする説一——國常立尊

諸傳の異同

名狀し難きものからとする説——國常立尊

明示せざるもの三——可美葦牙彥舅尊、國常立尊及天御中主尊

となる。然るに古事記は之を一括して順序を立て、次の如く記述して居る。

天地初發之時、於高天原成神名天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者並獨神成坐而隱身也、次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦牙因崩騰之物成神、名宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也

上件五柱神者別天神

次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也

之によれば天之御中主神以下三神は高天原の神で、ウマシアシカビヒコチの神は國土の原始神であるが、三天神よりも後に化生し、天之常立、國之常立神以下は其後繼とせられたものゝやうである。さりながら右の如き傳説が實在したとすれ

ば、殆ど時を同うして編纂せられ、しかも記の撰録者の太朝臣安萬侶も編者の一人として参加した日本紀に収録せられぬ筈はなく、僅々数年の間に一原説がキレギ切々になつて多くの訛傳を生じたとは考へられぬことである。案するに古事記の所傳は序説にも詳論したやうに、天武天皇の御代舊辭を討覈し、僞を削り實を定める必要ありとして、稗田の阿禮に命じて誦習せしめられたので、在來の諸説を折衷統一した一新案と見るべきものである。阿禮の作爲か、若くは内命によるものか判明せぬが、傳説の如きは道德的又は政治的理由によるも、國家の權力を以てしても、一舉にして之を修正改廢することの出來ぬものであるから、世の物議を惹起し、國史編纂にあたり、之を廢棄して諸傳中最も支持者の多いものに據つて本文を草し、其他を列舉せねばならなかつたのであらう。古事記が比較的忠實な古傳の集録であるにも拘はらず、國史の原案となるに至らなかつたのも、卷頭に此やうな缺陷のあつたことが其一因ではあるまいか。然るに後世國史の記事を無視

してまでも、古事記の所説を支持しようとするものが多いのは、異説區々を不詳とする氣持に支配せられるからで、無理のないことではあるが、史實ですらも幾多の異説を免かれぬ例であるのに、況して創世記のやうな理想譚が一致せぬからというても、少しも我國史の汚辱にならぬのみならず、之が統一の如きは到底望まれぬことである。

上述によれば原始神に關する幾多の傳説は略々左記の三系に屬するものと見ることが出来る。

一、高天原に化生した天御中主を原始神とするもの。——兩産靈神ムスビが之に結びつけられて居る〔記〕〔紀一書四〕——此原傳説は高天原民族によつて唱道せられたものなること勿論であるが、此國土に於て若干の改修を経たと認められることは後述の通りである。高天原といふ稱呼の意義は他の機會に於て説明するが、こゝでは單に皇祖神の本郷で、天上に存在すると了解せられたものと見ればよい。此

神話が皇室にも傳承せられたことは疑を容れぬにも拘はらず、紀の本文が次の國常立説を採つたのは敢て之を誣妄としたのではなく、此國土の原始神を説くものではないからで、出雲傳説を収録しなかつたのと同一態度と見ねばならぬ。

二、國常立尊を原始神とするもの。——多くは國狹槌及豐斟淳尊が之に結合して居る——此神の出生地は天地の間、即ち空中とするものが多きを占め〔紀本文〕〔同一書一〕〔同六〕、化生の因を葦牙の如きもの〔紀本文〕〔紀一書五〕又は名狀しがたき物〔紀一書一〕とする説もあるが、其名義よりいへば國土の神とすべきことは後述の通りで、記に天之常立神以上と區別して神世七代の劈頭に序した所を見ても、先住民の間に傳承せられた口碑であらうと思はれる。若し然りとすれば浮膏の如きものから化生したとあるのが〔紀一書六別傳〕原説ではあるまいか。

三、可美葦牙彥舅尊を原始神とするもの。——紀の一書(六)に天常立尊の次に掲げてあるのも同一系統に屬する傳説が少しく修飾せられたものと思はれること

は次に論ずる通りで、記にも此二神を一群として居るのである。其他國常立尊以下と結びつけたものもある〔紀一書二反三〕——此神は其名の示す如く葦牙の如きものから化生したと傳へられ、空中出現とする一説もあるが〔紀一書六〕、記には此國土に於て起つたことであるかのやうに記し、紀の一書(二)にも國中と明記せられて居る。恐らくは之を原説とすべきであらう。

右の如き異系の傳説が併存した理由は之を民族の混成に歸するの外はない。天孫が其配下と共に高天原から降臨せられたのは否認することの出来ぬ古來の傳承で、其以前に於ても此國土に先住民があつたとすれば、其人々の間に高天原民族とは別系の創世觀が存したとしても敢て奇とするに足らぬ。又假に先住民中に二つ以上の別種族があつたとすれば、各自傳説を異にした事も有り得べきである。原始神が葦牙の如きものから化生したといふ説が、第二系と第三系とに共通であるのは、高天原民族の出現以前に先住各種族の間に既に若干の接觸が存したこと

を暗示するものではあるまいか、吾々は尙大和民族の構成を論議する時機に達して居らぬから、こゝでは單に假定に止めて置かねばならぬが、此等の傳説にあらはれた神名の意義を研究することによつて各系統の創世觀を察知し得る外に、種族に關する若干の概念が得られるやうに思ふから、以下各神別に之を記述する。

天御中主尊(神)。天は美稱で、御中主は眞中の大靈の義であるから、宇宙の中央に占位する大神といふ意を以て號けられたものと思はれる。マオリ傳説にも天地尙渾沌たる時代に出現したと信ぜられるイオといふ神は、最も神聖なるものとして、祈禱の文句にも「イオの加護により」といふ言葉が用ひられるが、其語義は中央といふことで、イホの形に於て今も通用する。

高皇產靈尊(高御產巢日神)、神皇產靈尊(神產巢日神)。天御中主に次いで高天原に出現した神とせられ、高御產日、神產日又は高御魂、神魂ともかくことがある。從來產靈といふ字によつて造化神と見做し、高、神及皇(御)は美稱と説いた

結果、——神皇産靈は神^{ミムスビ}と訓まねばならぬが、ミ音が二つ重なるから、其一つを約して記の如くカ^{ミムスビ}とも稱へたのであらうと云はれる——何故に之を二柱に別けたかといふことについて異説を生じた。古語拾遺には高皇産靈神を皇親神留伎命、神皇産靈神を皇親神留彌命と註して、男女二性であるかのやうに説き、平田篤胤之を繼承し、本居宣長は之を一神に歸するといひ、鈴木重胤は天御中主の和魂、荒魂であるというた。さりながら造化神としての業績の傳はらぬのを單に逸脱と見ることは困難で、記に高御産巢日神の一名を高木神としたのも故のあることであらねばならず、又記及風土記によれば神産巢日神は特に出雲族と關係が深いやうに記されて居るが(後記参照)、之も神徳威大なるが故に、若くは出雲人から特に尊崇せられた故にといふ説明だけでは物足らぬやうである。學者は此一條の記事のみに捉はれず、廣く古典を涉獵し、其資料を分拆考較して新しい科學の光に照して考察せねばならぬ。

我々は先づ言語學上から産靈が果してムスビといふ語の正譯字であるかを攷究する義務がある。ムスといふ語は、巖となりて苔のムスまで」「河上のゆつ岩群に苔ムサズ」の如き用例によれば自動詞としての「生」の意はあるが、他動を表示する「産」の義はない。産は古語ムであるが、——仁徳天皇の御製に卵産を古牟と詠まれて居る〔記〕〔記〕——之に使動語尾セを連ねてムセ、ムスと活用した例もなく、又「令産」と「産」とも同義ではないから、産靈の意を表示せむとならばムヒといはねばならぬ。案するに産靈、産巢日は共に借字で（産をムスの假字にあてることは無理であるが）、ムスの原義は身爲、ヒは靈能の概念を表示する語であるから、「體をなし能ふ」といふ謂であるが、轉じてタマ（團塊）と同義となり、ミタマ（魂）の意に用ひられたので、高御魂、神魂とも書くのであらう。火産靈、稚産靈、津速産靈、興台産靈、玉留産靈、生産靈、足産靈のムスビもミタマの義とすれば意がよく通ずる。

ムスビをミムスビともいひ得る事は勿論で、カミミムスビが約せられてカミムスビとなることも發音法の通則であるが、此二神の名を高御ムスビ、神御ムスビとして、高、神は單純なる美稱なりとする説には容易に同意することが出来ぬ。何となれば對立美稱としては、天之狹霧、國之狹霧等の例に准すべきで、神と高とは其倫を失するからである。恐らくはタカミ、カミ(又はカム)には字義以外の義があるのであらうと思ふが、私はまだ斷言して憚らぬほどの確説をもたぬから、以下單に臆測として所見を述べる。後の學者により更に検討せられて肯定を見るに至らば至幸である。

案ずるに高皇、高御も亦借字で、タカミはタカマの轉呼ではあるまいか。若し然りとせばタカミムスビは高天魂タカマの意で、此國土に國魂神があるやうに、高天原に高天魂神があるとせられた事は不可解ではなく、天照大御神が萬事此神と相談せられたかのやうに傳へられたのも理由のあることである。國魂は國君といふ意

を以て實在人にも用ひた稱號であるから、——大國主を現國玉神ウツシ又は大國玉神と稱へたのも其一例である——天忍穗耳尊の妃タケハタチ考幡千々姫チチが高皇產靈尊の兒とせられたことは怪しむに足らぬが、記に之を高木神とし、是高木神者高御產巢日神之別名と記したことについての宣長の説明は、此學匠を神のやうに崇めて居る人々すらも鶴呑にするを憚るほど生硬なもので、「キはグヒの切りツツマたるにて、即ち產巢日と申すと同意なり」、グヒはクミと通じ、グムとも活用し、芽グムのクムで、初まり芽ざすといふ意なるが故に產靈と同義になるといふのであるが、言語學上からは勿論、俗解としても成立せぬ論理である。キをクヒと延べた例も、ムスビをキと通はして用ひたことも、我々の知る限に於ては絶無で、其やうな牽強附會をせずとも、天孫降臨の議に參與した高ミムスビの神は高木神とも稱へられたと了解すれば濟むことであるのに、強ひて辯を弄したのは畢竟別名としては説明がつきかねたからであらう。實際高木神といふ名の出現は餘りに突然で、これまでに

は此神に別名があるといふことすらも臭はせて居らず、——神代系紀に高皇産靈尊亦名高魂尊亦名高木命とあるのは後人が記によつて追記したのであらう——紀は徹頭徹尾高木神といふ名號を認められて居らぬ。さりながら此神名が保存せられた爲に、私は此傳説が大和奠都以後に於て、若干の改修を経たものであるといふことを發見し得たのである。

神武天皇以下數代の天皇が賀茂氏又は師木（磯城）及葛木（葛城）氏の女を娶メされたことは紀記の明記する所で、此諸氏は出雲系に屬し、シキ及カツラキはキ（紀）と總稱せられる大氏族の流派名である〔古語大辭典〕。従つて我皇室にも出雲族の血が混入し、重臣中にも此氏族に屬するものが多かつたので、日向以來の口碑もいつの間にか皇室の外戚に引つけて傳承せられるやうになつたことは極めて有り得べきである。ことに瓊々杵尊の御外祖父にあたる神が、若しキ族に關係のある人であつたとすれば、高天、出雲兩族の融和上からも甚都合のよいことであるので、タカ

キの神といふキ族員にありさうな名を案出して、高ミムスビの神は高キの神ともいうたと語り繼がれたといふ想像が成立する。紀に之を採らなかつたのは出雲傳説を除外した爲であらうが、出雲征討の議に參與した高ミムスビ(高天魂)の神は本來出雲系の人であつたことも絶無とはいへぬ。現に素戔嗚尊も高天原に赴いたと傳へられて居るのであるから、其本國と高天原との間には早く交通が存したものと見ることが出来る。

此想像が許されるならば、神ムスビの神の説明も容易である。記によれば大穴牟遲神(大國主)の遭難の際、其御祖命が之を神産巢日之命ニギハヤヒに愁訴したので、蛭貝比賣ウヅメと蛤貝比賣カキとを遣して救助せしめられたと傳へられる外に、少名毘古那神も亦神産巢日御祖命の子とあり、出雲風土記には左記諸神を神魂命又は御祖神魂命の子として居る。

支佐加比比賣——子佐太大神

〔島根郡加賀郷〕

八尋鋒長依日子命

〔同 生馬郷〕

宇武賀比比賣命

〔同 法吉郷〕

天御鳥命

〔栢縫郷〕

天津枳値可美高日子命（又云薦枕志都沼値）

〔出雲郡漆沼郷〕

綾門日女命

〔同 宇賀郷〕

眞玉著玉之邑日女命

〔神門郡朝山郷〕

ミオヤ（御祖）は古書の用例によれば女性尊屬の稱呼で、延喜式には出雲國出雲郡神魂意保刀自神オホトジとあるから、此神は出雲系の某氏族の族母神と信ぜられたものとせねばならぬ。若し然りとせば神は借字で、其氏族稱呼なること疑なく、恐らくは迦毛大神阿遲鉏高日子根神〔紀〕、鴨事代主神、鴨都味波八重事代主命〔式〕等の屬するカモ（賀茂）の轉呼であらう。上記高木神を高天原傳説に結びつけたと同一の心理を以て、大和の賀茂氏が其族祖神を高皇產靈尊に配したことは極めて有り

得べきで、紀の一書にはニニギの尊の御母^{オホハタチヘメ}拷幡千幡姫(千々姫)をも此神の女としてあるのである。高天原に於て化生したと傳へられながら、此神が高天原に於て活躍した形跡のない理由も之によつて釋明せられ、古語拾遺に之を^{カムルミ}神留彌神即ち女神なりとしたことも必ずしも妄誕ではなかつたのである。

國常立尊(神)。紀の一書に國底立尊ともいふとある。トコ、ソコは相通音で、川床(川底)のトコ(ソコ)の如く岩盤を意味し、タチはツチと通じ、チ(靈)の疊語であるから、國土の地盤の神といふ意である。紀の本文に之を原始神としたのは矢田部宿禰公望の説の如く、地上神の元祖なるが故で〔釋紀〕、假令其化生が空中に起つたとしても、^{アマツカミ}天神の部類に屬すべきものではない。從來之を國底立尊とする傳に重きを置き、ソコはソギ(退)の一變形として極限の義と解し、守部の如きはタチまでも之に含めて退立^{ソギカツ}といふ意と説いて居るが〔道別〕、トコといふ語には原義上決して其やうな意味はあり得ぬのみならず、天常立尊の場合には都合のよ

い説明であるかも知れぬけれど、國狹槌尊以下の名義に考へ合はせても、地上神たる國常立尊にはあたらぬやうである。

此神は紀記共に神世七代中の第一神とせられ、國狹槌尊以下と共に國土生成を神名に託して説述したものであるが、こゝには之を詳述する餘地がないから、名の義だけに止めて置く。

ウマシ アシカビヒコヂ
可美葦牙彦舅尊(神)。ウマシは美稱、ヒコは男性の尊稱、チは靈の義である

から、ヒコヂは男神といふ意味である。アシカビと號する理由は、葦牙の如き物から化生した故であるかのやうに記及紀の一書(二)(六)に説かれて居るが、此思想は國常立尊にも共通であるから〔紀〕〔同一書(五)〕、此神のみに専用することは出來ず、假令其一方が後の模倣であるとしても、譬を以て名とする筈はない。其故にアシカビはウハシコリヒ上凝靈の約なりとする説も出たので〔道別〕、斯の如き約轉のあり得ぬことは勿論であるが、舊説から離れて考察を試みる必要がある。案するに此ア

シカビは「葦牙の如きもの」といふ意ではなく、如實の葦牙から化生したものと傳へられたのであらう。或る品物から人間が化生したといふ傳説は、我國に於ては後世の桃太郎譚に於て之を見るのみであるが、南太平洋のサモア群島ではウポル及ツツイラ島人の始祖は朽ちた蔦に住む蛆から化生したといひ、トンガ島の神話にも昔々ターナロア神が此島に生ひた大きな蔦の木を引抜いた所が、根から血が流れてマヌが生まれ、——マヌはトンガ島では禽鳥、就中鷄の稱呼である——之を兩斷したるに二個の人間となり、之を棄てたらモモといふ他の一人が化生したとある。葦牙彦舅傳説も或は之と同系に屬し、葦の芽から人間の始祖が出来たといふやうな譚が、高天原人よりも先きに此國土に來住した南方種族の間に行はれて居たのではあるまいか。若し然りとすれば、之を海人族の所傳と推定したいやうな氣がする。

天常立尊(神)。右の可美葦牙彦舅尊と先後して、天常立尊といふ神の存在が

記及紀の一書(六)に説かれて居る。此トコを上記國常立の場合のやうに床(底)の意と解することは困難であるので、從來ソコといふ語によつて天の極限の神の意と説かれて居るが(上記國常立の項下参照)、此説明を許す爲には、(一)此神も亦國常立尊と同様に、天底立尊とも稱へられ、(二)且トコは轉呼で、ソコを原語とするといふことを前提とせねばならぬ。然るに典據としては甚不確實な新撰姓氏錄(伊勢朝臣の條下)に天底立命といふ名があげてあるだけで、他に之を見ず、——篤胤は一古本に一書(二)の國常立尊は天底立尊とあるというて之に従うたが、其古本の出所を示さず、伴信友、井上頼圀、飯田武郷等が校合に用ひた數十種の異本中には一も其痕跡がない——假に底立尊とも稱へられたとしても、其が正傳でトコは訛言なりと斷定すべき理由はなく、ソコ(底)をソギ(退)の變形と見ることについても大なる疑がある。語尾の屈折にはオ韻を用ひぬことを國語の原則とするから、キ(來)をコと活用するやうな除外例もあるが、トキ(解)、トギ(研)からトコ

といふ語を派生せぬと同様に、ソキをソコと用ひたとすれば甚しい訛であるといはねばならぬ。宣長は萬葉集十五卷に「天地の曾許比の浦」とあるを引いて、天にもソコ(底)といひ得ることの證據としたけれども、此アメツチは天空をさすのではなく、天下と同様な意味に用ひられたのであるから、之を以て天にもソコ(底)があり、ウラ(浦)があると信ぜられたと断定することは出来ぬ。

紀の諸傳中此神名を挙げたのは唯一書(六)のみで、——田中頼庸校本には上記一書(三)の外に一書(二)の國常立尊をも天常立尊と改めてあるが、其は古事記、否寧ろ古事記傳に迎合する爲の改竄と見る外には根據を發見することが出来ぬ——記の傳承は之をも網羅して統一したのであるが、其順序が顛倒して居ることを問題としなかつた從來の史家の粗笨には驚かざるを得ぬ。高皇產靈尊が天御中主神の前に序せられても妨がないといひ得ぬと同様に、葦牙のやうなものから第一に化生したのは葦牙彦舅尊か、天常立尊であるかは創世神話としては極めて重要な

問題であらねばならぬ。從來の説明は此點については大なる不満足がある。案ずるに記の原案者(稗田阿禮か)は諸説を統一するに當り、原説の通りでは高天原の三神の次に序列するに適せずとして、故意に之を轉置したので、本初は紀の一書(六)の形式を以て語り繼がれたのであらう。若し然りとせば此神は可美葦牙彥尊とは全然別系で、記及紀一書(四)の天之御中主神に擬せられたものであらねばならぬ。國史大系本の舊事紀に天御中主尊の一名を天常立尊と註記してあるのも(刊本、前田本には此註記がない)、或は據があつたのかも知れぬ。

さりながら天御中主尊と天常立尊とは名義上少しも相通する所はないのであるから、紀の一書(六)は訛傳か、然らずは偽作と見るの外はない。此やうな異傳が發生した原因を研究することも亦文献學者の義務であると信するので、私は左に所見を述べる。

紀一書(六)はもと第二系即ち可美葦牙彥尊を原始神とする傳説であつたのが

國常立尊傳説を取入れるに當り、國土に對して天上の神を擧げねば均衡が取れぬかのやうに感じて、深く名の義を研究することなしに、國常立尊に對立するものとして天常立尊を添加したのであらう。勿論傳誦者は何等不合理を感じなかつたのであるが、紀の編者は之に疑を挟み、諸説中最後に之を序したのである。——諸傳排列の順位について相當の考慮が拂はれたことは他の事例にも見える。——然るに古事記の原案は既述の如く諸説の折衷統一を企圖したもので、之が合併に際し、此神をアシカビヒコヂの前に序しては天之御中主神との重複が露骨になる虞があるから、故意に其位置を顛倒し、天之狹土、國之狹土、天之狹霧、國之狹霧等と同様に、一神を二柱に分割したかのやうな外形を保たしめたのであるが、尙後出の神世七代といふ言傳へを無視することが出来なかつたので、天常立を別天神中に加へたのではあるまいか。

紀編纂當時に於て一書第六の如き異傳の存したことは疑の餘地がないが、右の

理由により私は此神を後人の追加と認め、第三系の原説に於ては本初可美葦牙彦
舅尊のみが、原始神として擧げられたものと推定するのである。

上記三系の原始神傳説の外に、舊事紀に一異説があることを言はねばならぬ。
此書開卷の辭句は大體に於て紀の序説を模倣したもので、多少の改修を加へ、排
列を變へて、之を本文とし、三五曆記及淮南子と同様の説が我國にも存したかの
やうに記されて居るのであるが、原始神として高天原に化生した神と稱する天讓
日天狹霧國禪日國狹霧尊を擧げて居ることを異りとする。其が編者の僞作ではな
く、其以前から一異傳として存在したものであるとしても、紀に収録せられて居
らぬ所を見ると、重きを置かれなかつたか、若くは普く知られて居なかつたもの
とせねばならぬ。名の義を案するに、記の天之狹霧、國之狹霧神と同じく、霧を神
格化したもので、ユツル(讓、禪)はウツル(映)の轉呼、天に映る日、國に映る日は

形容的冠稱である。——國禪月[△]とした本もある——恐らくは天地渾沌の時代に大氣の朦朧たりしことを意味するのであらう。

右の外にも異説はあり得た筈であるが、傳へられて居らぬ。之を要するに原始神に關する古傳説は古事記又は舊事紀に掲げたやうな統一的のものではなく、紀に於て見るが如く、奈良朝時代までも各種族の原説が其儘又は多少形をかへて保存せられて居たことは争ふべからざる事實とせねばならぬ。皇室中心の政治史の見地を以てすれば、原始傳説が區々であるのは面白からぬことで、之が統一を希望するのは人情であるが、若干數の種族から混成せられた我民族の本質上、寧ろ種々の傳説があるのが當然で、新附の民なるカロリン人が至高神ルクの存在を信するからというて之を不都合とし、天御中主に牽強せねばならぬといふ理由がないのと同様である。否、神話中に上記の如く少くとも三つの系統が存したといふことは原史時代の研究に大なる光明を與へるもので、我々は之によつて古傳説か

ら若干の事實を検出することが出来るのである。

原始神話が右の如く原説又は其面影を多く存したのは、上代社會の精神生活との交渉が比較的少かつたからで、化生の因が葦牙であつても、浮膏であつても事に於て妨はなく、其名をアシカビヒコヂと稱へたとしても、國のトコタチであるにしても、我々の血統には關係がないからである。之に反して族祖神に關する傳説は上記高木神、神魂命のやうに、之を他の一傳説と結びつけ、若くは結び付けようとした傾向が顯著で、爲に原形が不明になつた古傳説も少くはない。是は血統を重んずる我民族性の然らしめたことで、姓氏錄によるも諸氏の先祖は、蕃別を除くの外、大部分天神、天孫（皇別）であると稱して居るが、中には上記伊勢朝臣（天底[△]立尊の後）の如き如何はしいものもあり、地祇の裔としては、海神及大國主系以外のものは、吉野連、國柄（大和）、弓削宿禰（左京）、大辛（右京未定）、阿刀部（攝津未定）、靱編首（河内未定）等數氏があるのみである。事實は決して此の如く少數で

はなかつた筈であるが、天神、天孫又は著名な地祇を祖先に有することを誇とした民衆心理の反映で、蕃別諸氏が大部分外國帝王の裔と稱するのも此消息を語るものである。此心理を十分理解して紀記の叙事を分拆すれば、原傳説に還元することが可能なる場合もあり、少くとも傳説の含蓄する本旨を會得することが出来るであらう。

古事記には天之御中主神及兩産巢日神並に宇麻志阿斯訶備比古遲神と天之常立神とを獨神成坐而隱身也と記して居る。記傳には之をヒトリカミ成マシテ身ヲカクシタマヒキと訓み、ヒトリカミは獨り子と同様に、相對者のないことを意味すると説いたが、其意ならばヒトツカミニマシテといふのが古語で、ヒトリの原義は一人又は一在であるから、一人神、一在神といふべき筈はなく、「獨子であらせられる」といふ意味を「獨子ならせられる」と言ひかへることは出来ぬ。是は紀の乾道獨化、舊事紀の獨化天神と同じ意味の地の文であるから、ヒトリ・神ナリマ

セルと訓まねばならぬ。神カミナリのカムは美稱である。又隱身をカクリミ即ち形體なき意と解することを非難して、形體のない神の手テ俣から少名毘古那神が潜り出る筈はないと宣長は論じて居るが、此矛盾は上掲のやうに諸傳縫合の爲に生じた破綻で、已むを得ぬことである。宣長は形體のない鬼神はあり得ぬというたが、「目に見えぬ鬼神」といふ觀念は上古から存した筈で、舊訓に従ひカクリミと讀むべきこと勿論である。

第三章 神世七代

原傳説に於ける七代の神々——神名にあらはれた創世觀——地盤形成——國土發祥——
草木發生——土壤形成——谿流出現——居住地——人體完成、意識具備——異傳——神
代系紀

紀の本文には自_二國常立尊_一迄_二伊弉諾尊伊弉冊尊_一是謂_二神世七代_一者矣とあり、
記にも上記原始神中國之常立神を除く五柱を別天神とし、自_二國之常立神_一以下伊
邪那美神以前並稱_二神世七代_一とある。舊事紀の神代系紀は後記の如く創世神と族
祖神とを混淆した後世の譌作であるが、尙七代に排列して所謂神世七代是也とし
た所を見ると、神世七代といふ言葉は古來人口に膾炙し、之を無視することが出
來なかつたものと思はれる。七といふ數は七曜、七教、七衆、七賢、七難及七寶の如

く、支那、印度に於ても宿命的なものとして用ひられ、上掲マオリ神話には天地の抱擁によつて七柱の神が生れたと説かれて居るが、我神世七代は必しも外來思想の影響によるものではなく、此國土に於ても偶然創世神七代説が存したのであらう。但し七代中に列せらるべき神名については、左記の如く紀記の傳承に聊か相違がある。——舊事紀の所説は後に記述する。

紀本文

紀一書

記

第一代

國常立尊

同上

國之常立神

第二代

國狹槌尊

同上

豐雲野神

第三代

豐樹淳尊トヨクムヌ

同上

宇比地邇神
妹須比智邇神

第四代

泥土煮尊ウヒチニ

同上

角杙神

沙土煮尊スヒチニ

同上

妹活杙神

第五代

大戸之道尊 角楯尊 意富斗能地神
大苦邊尊 活楯尊 妹大斗乃辨神

第六代

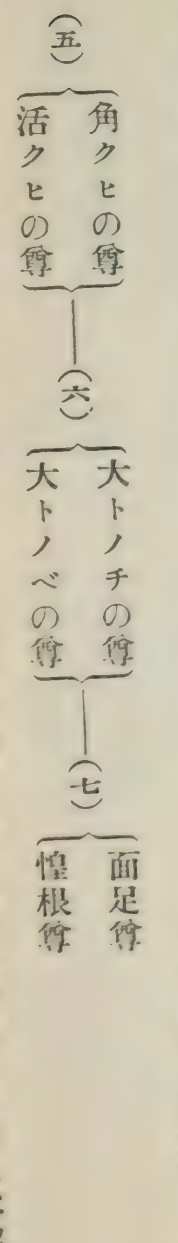
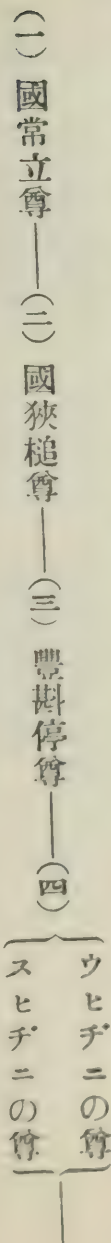
面足尊 同上 淤母陀琉神
惶根尊 同上 妹阿夜訶志古泥神

第七代

伊弉諾尊 同上 伊邪那岐神
伊裝冊尊 同上 妹伊邪那美神

表によつても明なるが如く、三傳は本來一原説から出たものゝやうであるが、通計すると八代を算するので、いづれも其一代を省いて神世七代の數に合はせてある。即ち記は國狹槌尊を削り、——イザナミの命の所生の山神と野神との子として舉げた天之狹土神、國之狹土神は之を移したもののゝやうである(後章參照)——紀の本文は角クヒ、活クヒを除き、一書は大トノチ、大トマベを省いた。さりながら神名に假託せられた創世觀、即ち國土、人間の發生に關する思想によると、次に

説明するやうに、右の三代はいづれも必要の過程であるから、之を度外視することの出来ぬもので、中間傳誦者が神名の意義を會得して居なかつたが爲に起つた錯訛とせねばならぬ。之に反して諾冊二神は、一面造物主と目せられたことは後記の通りであるが、之を發生過程中に列するは倫を失するのみならず、一面は實在人乃至人文神と目せられ、且高天原の神と説かれて居るのであるから、此國土の理想の神と同一視することは不當である。案するに原傳説は



の七代であつたのを、諾冊二神のやうな有力な神を逸する理由はないといふ俗解の下に之を挿入した結果、一世代を加へ「神世七代」の數に合はなくなつたので、

任意に其一代を削つて語り傳へたのであらう。以下私は神名の意義を釋明して此管見の誤でないことを證明して見ようと思ふ。

國常立尊(神)。——上述の如く國土の地盤の靈といふ意で、萬物發生の基礎を神格化したのである。游魚の水上に浮ぶやうに漂蕩した洲壤シツネに島根が生じて、確乎不動の地盤と化したと考へたのは合理的の想像で、上代人としては間然する所のない説明である。舊説の如く之を國土の極界までの支配者たる神と解しては、大國魂ミコト信仰と抵觸するのみならず、支配シツといふ觀念は草創の此階梯に於ては未だ發現しなかつた筈である。上代社會心理に無關心な宣長、守部等の、言語の法則を無視した説明が、後世を誤つたことはいふまでもなく、自身も亦之に累せられて以下諸神の名の義をも正解し得なかつたのである。

國狹槌尊。——國狹立尊ともいふ〔紀一書〕。ツチ、タチは上記の如く同一語で、神靈を意味し、サはサチ(幸)、サカ(榮)、サキ(咲)等の原語で發祥の義である。地

盤が既に定まつて發祥の氣運が勃興したことを神格化したものと思はれる。狹の字によつて國土狹小の義とした矢田部宿禰公望の説の妄なることはいふまでもないが〔釋紀〕、サを眞の意の美稱とするが如きも亦無稽の甚しきものである。若しさうであるとすれば此神號は單に「國の神靈」の義となり、國魂と異なる所がない。記は上述の如く之を大山津見神と野椎神とが山野によつて持ち分けて生んだ神とし、天之狹土、國之狹土の二柱にわけ、天之狹霧、國之狹霧神等と同列に掲げて居り、名の義も亦次章に於て説くが如く、土の神と了解したものゝやうである。

豊斟淳尊(豊雲野神)。——此神の名については記と紀の本文とが傳を異にするのみならず、紀の一書(一)には豊國主、豊組野、豊香節野、浮經野、豊買、豊國野、豊畱野、葉木國野、見野といふ八つの異名が擧げてある。相當の價值のある傳説として國史にも収録せられたものと思はれるから、何によつて此の如く多くの異名を生じたか、其中に訛傳がなかつたかを慎重に考察する必要がある、從來のやうに

或る一名を正傳と臆斷し、其他を之に牽強して説くことは非學術的態度とせねばならぬ。其故に私は舊説を批判するに先だち、一通り異名の検討を試みんとするのである。

上掲の十異名を形態の相似によつて分類すると、左記の六様式と見ることが出来る。

(一) 豊雲野、豊樹淳、豊組野

(二) 豊國主、豊國野

(三) 葉木國野

(四) 豊香節野、豊買——浮經野は冠稱と見る

(五) 豊齧野

(六) 見野

(一)の豊雲野をトヨクモスと訓むことについては異議がないが、樹、組は同じく

クミ、クムと活用する語なるに拘はらず、舊訓には榑をクムとし、組にはクミと^{フリガナ}點してある。旁訓が正しい口傳によつたものであるとすれば、豊クミスは豊クニヌの音便として——ミとニとは相通音である——(二)の部類中に入るべきものであるが、假に榑、組は異字同音と見るとしても、クモが字の如く「雲」の義ならば、之をクムと訛る筈はないから、雲は借字で、クモともクムとも響いた或意味の言葉であつたとせねばならぬ。此語は早く廢れたので、確説することは出來ぬが、熊襲のクマからツチクモ(土雲)といふ稱呼が分化したやうに(此事は後篇に於て説明する)、クマといふ語の轉呼と見ることが出来る。クマは本來木間クマ即ち木の生ひた地區といふ意で、隈の義にも用ひられ、森林に栖スむ民といふ意を以て、山人をクマソ——ソはス(栖)に通ずる——とも稱へるが、こゝでは原義によつて用ひられたものゝやうである。「豊」は勿論美稱で、ヌは(二)に於て豊國主豊國を豊國野ヌともいふ所を見ると、敬稱であることは疑がないが、之大人ノウシの約なるスシとは

全然別語で、汝禰^ナ、惶根^ウ、天津彦根^ニの如く用ひられたる敬稱ネの轉呼である。——
出雲系の神(人)にも八島篠^{シメ}、淤美豆奴^{ヅヌ}、天之冬衣^{キヌ}、鷗濡淳^{ウリツケヌ}の如く此敬稱を用ひたものが多い。——されば神名の義はよき樹木の生ひた地區といふことで、國土發祥後草木の發生に象つたものであらう。此推定の當否は(二)以下の異名の意義の検討によつて判斷せられねばならぬ。

(二)の豊國主と豊國野とは、敬稱的接尾分子ヌシとヌとを除けば全然同一で、クニの原義は木土^{クニ}即ち樹木の生ひた土地といふことであるから、上記クマと相通する。——クガ(陸)も亦木處^{クガ}の意である。——豊組野が舊訓の如くトヨクミスと稱へられたものとすれば、トヨクニス^{トヨクニス}の音便であらう。(三)の葉木國は播舉^{ハコ}矩爾と訓めと註せられ、(二)に對比するとハコはトヨ^{トヨ}豊に相當する美稱であらねばならぬが、他に用例がない所を見ると、夙に廢れた古語であらう。箱浦(和泉)、箱御崎(讃岐)、宮瀉(伊豫)、宮崎(筑前)、箱ノ渡(越前)、箱根(相模)等の如くハコと

稱する地名は諸國に多く、地形箱に似たりとも思はれぬものがあるから、上古此語に別義が存したことは疑がない。應神紀に見える波區藝國〔備後〕のハクも之から出たものゝやうで、若し然りとすれば朝鮮語のバルク（曷）と語原を同うするものではあるまいか。此語は今では單に光明を意味するが、上古は太陽、天又は神等の表示にも用ひられ〔崔南善〕、一種の美稱であつたやうである。

(四)の豊香節野ヌは舊訓トヨカフシヌとあるが、節の古語はフであるから、通釋の説の如くトヨカフヌと訓み、——記傳にフシの切ヒとしたのは不可——カフカヒはカヒの音便と見るべきであらう。されば豊買カヒと同一名であるが、後者に敬稱を缺くのは浮經野といふ冠稱がある爲とせねばならぬ。ウキフはウキ大キ生フの意、野は敬稱ヌの假字で、カヒは葦牙のカヒと同じく發芽を意味するから、上記(一)(二)(三)と同じく、草木の發生を神格化したものであらうと思はれる。(五)の豊藪野クヒのクヒも亦カヒの轉呼と説明し得られぬことはないが、次に掲ぐる活クヒ、角クヒ

の例によれば樹水ツキの義と了解することを妥當とする。豊、角、活はいづれも美稱であるから、之は寧ろ角クヒ、活クヒの異名を誤まり傳へたのではあるまいか。

(六)の見野尊は永享本には國見野とあるが、諸本皆見野と記されて居る所を見ると、(二)に附會せんが爲に、さかしらに國の字を冠したのであらう。其にしても「見」の字が餘るので、「國」をクの假字なりとしてクミヌと訓み、(一)の樹野に牽強したのもあるが、萬葉集に隱國と書いてコモリクと訓ませたのは、コモリク隱處と意義相通する所があるからで、單にクの音符として國の字を用ひた例はない。案ずるに見野はミヌヌの約で、——ミミを約してミ一音とし、ツキヨミ月讀尊などいふと同一例である——下のヌは敬稱、ミヌは御野(又は眞野)の意であらう。若し然りとすれば、表現法は聊か相違するが、尙樹木生育の意を寓するものと見てもよい。

右の如く(五)の豊鬻尊を除いては盡く同一義を多少形式を違へて表現したものであるから、(一)の項下に述べた推定は誤のないものとせねばならぬ。然るに釋

紀の私記には謂ニ豊斟淳一者開闢之後、地形漸廣之間、各有ニ沼澤一、此間所生之神自得ニ此號一として多くの異名を負うた理由については説明を與へて居らず、宣長は豊雲野のクモはクム、クミ、クヒ、コリと通じ、「物の集り凝る意と、初て芽ざす意とを兼ねたる言」であると説き、豊國主、豊國野のクニはクモニの約、豊香節野の香節はカフシと訓み、カヒの延言で、カヒはクヒに通ふといひ、又見野はクミヌの略若くは御沼の義としたが、此やうに言葉の延約省略が自在のものであるならば、日本語は盡く一語に歸着するであらう。ことに浮經野のウキは浮脂の如きものが空中に浮き漂ふ意、又は泥の義で、フは含^{フム}を意味するといひ、葉木國のハコは含^{フム}のフの延言とするが如きは、沙汰の限りであるが、他に釋明を與へたものがないので、其が定説であるかのやうに信じて居るものもあるから、敢て一言辯じて置くのである。

以上三神は紀(本文)によれば、乾道獨化所以成ニ此純男一とある。これは記に別

天神五柱を獨神成坐としたのと同様に、地の文に屬するもので、純男は釋紀にヲトコのカギリと訓み、ヒタヲトコといふ訓をも舉げて居るが、純然たる漢語であるから、強ひて之を國語に引直すとすれば、ヒトツヲガミとでもいふのであらうが、其必要のないことである。延佳は長寛勘文の抄録を根據として此十字は後人の附記と斷定したが、紀には直譯の外に意譯した漢文も多く、既述の序説のやうに記者の所見を以て筆を加へた部分もあるのであるから、強ひて此一句のみを排斥するにも及ぶまい。否以下數代は皆耦生神であるから、これまでは獨化神であるといふことを記註したのは、寧ろ當を得たもので、記にも神世七代の下に上二柱獨神各云ニ一代、次雙十神各合ニ二神ニ云ニ一代也と分註してあるのである。

泥土炎尊(宇比地邇上神)、沙土炎尊(妹須比智邇去神)。——紀には泥土根、沙土根尊ともいふと註してある。之によればニがネと同じく敬稱として用ひられたものであることは明白で、神號の意義はウヒヂ、スヒヂにある。ヒヂは水土ヒヂ即ち泥

の意、ウはウへ(上)、ウキ(浮)、ウヒ(初)等の語幹又はオホ(大)の意の古語で、ス
は洲(渚)に通じ、イシ(石)、スナ(砂)等の原語であるから、ウヒヂは上(大)泥、
スヒヂは沙泥の意となり、紀に泥土及沙土としたのは適譯で、土壤形成の概念を
神に託して表現したのである。記に後者を女神として「妹」といふ字を冠したのは
男女配偶といふ後代的思想により添加せられたもので、恐らくは原説ではあるま
い。又邇の字に上、去と細書したのは抑揚アウセントを表示するものなることは勿論である
が、同一語に異同のある理由は釋紀にも未詳として、上古口傳所ニ注置一也とある
のみである。恐らくは神名固有の唱へ方ではなく、此一條を朗誦する場合に限り
上古節フシをつけて語つた名残であらう。されば大山津見神の如きも大山の次に上と
註記したものと、註せられぬ場合とがあるのである。上記の豊クモヌの神も豊雲
上野と記され、以下にも例が多いが、口誦法の不明になつた今日では、さのみ必
要もないことであるから、以下之を省畧することにす。

此神號のヌの義、ニの義について若干の異説もあるが、大意に於て變りはないから、強て批判を試るにも及ぶまい。唯天地割判、泥土未乾かざる時に生れた神なるが故に泥土といひ、其後漸く堅まつて沙土が出来たから其名を次の神に負はせたとする釋紀の説、並に女神がやゝ後れて生れたから次ツギニといふ語に判然たる時間的意義が含まれて居るかのやうに叙べた記傳の説には同意しかねる。「次」が順序を表示する語である事はいふまでもないが、必しも時の先後を意味するのではなく、此二神の如きも同時に相踵いで現はれたとしても少しも差支のないことである。否、國土發生に關する思想の順序から言へば、此二神は寧ろ上記豊クムヌよりも先であらねばならぬが、後者は獨化神であるから、耦生神の以前に叙せられたのであらう。

角槌尊(角杵神)、活槌尊(妹活杵神)。——此二神の名のクヒを記傳にクムと同じく、芽グム、涙グムのやうに「物の初めて芽ナルし生意」と説いてから、無批判に之

を肯定するものが多いが、クムといふ活用語尾に「萌」の意味のないことは、シクム（仕組）の如くも用ひられることによつても明白で、芽グムは芽ザスともいひ、涙グムは涙ゴモルともいひ得るから、クムを絶対的必要とせぬのである。加之クヒとクミとを相通とする事も亦音便法則の認めぬ所で、我々は飯をクフ（食）ことを決してクムとはいはぬ。宣長は角クヒ、活クヒは草木生長の象なりといふ豫斷の下に、之に都合のよいやうに言葉を曲解したので、其當時の學風としては免かれ難い弊竇であるが、新時代の學徒が此不合理を其儘受け入れて居るのは、驚くべき大雅量であるといはねばならぬ。語義を解かんが爲にはなし得る限り原語に遡り、且普く用例を検討して之を實證することを必要とし、其一を缺いても學術的には價値が乏しいのに、兩者共に備はらぬクヒ、クミ同義説が、今日まで支持せられて居るのは、國語の爲に寧ろ悲しむべきことである。

クヒには昨（喰）、杵等の外に今一つの意義がある。其はクヒナ（水鶏）、ミヅク

ヒ(溝楸)、ヤマクヒ(山昨)等のクヒで、コヒと轉呼しては「筑波根の峯よりおつる
みな川の川コヒぞつもりて淵となりぬる」〔後撰〕の如く用ひられた。此コヒが「水」と
「戀」とを言ひかけたものであることは、香川景樹の説の通りで、原義は木水クヒ即ち
樹間から流れ出る水のことである。されば溝流をミゾクヒ、峽水をヤマクヒ、水
に棲むナトリ希鳥をクヒナと稱へたので、角クヒ、活クヒのクヒも之に屬し、ツヌ、イク
は角刺宮、生口イクヒの足口タルヒの如く用ひられる美稱である。泥土、沙土の形成と相並ん
で生物に最も必要な谿流の發生を神格化したのであらう。舊事紀に角機尊ツクの一名
を角龍魂尊ツクとあるのも、水に縁があるやうに思はれる。

紀の本文に此一代を逸したのは既述のやうに、神世七代の數に合はせる爲で、
記の「妹」が蛇足なることは上記の通りである。一書には機は楸也とあり、——熱
田本には此云久比ヒと分註してある——記に杵と書いたのは共に借字である。

大戸之道尊(意富斗能地神)、大苦邊尊(妹大斗乃辨神)。——紀に大戸之道尊の

下に一云^ニ大戸之邊^一と分註してあるのは、先學も論じたやうに誤記とすべきで、大苦邊尊の一名か、又は大戸之邊尊一云大苦邊尊とあつたのであらう。其外に亦曰大戸摩彦尊大戸摩姬尊、亦曰大富道尊^{トムチ}大富邊尊と細書してある、大トノは記傳の説の如く大處^ト之の謂で、居住地形成の概念を表示したものであらう。弘仁私記の序に古語謂^ニ居住^一爲^レ止とあり、郷里をサトと稱へるのは榮處^{サト}又は幸處^{サト}の義によるものである。異名として擧げられた大トマは大處^トに更にマ(地區)といふ語を添へただけで、義に於ては變りはなく、大トムは其轉呼と見るべきである。此二柱はチ(主)とベ(女の轉)と相對し、彦姬とも呼ばれるから、性によつて區別せられたものとすべきで、他の耦生神とは趣を異にするが、郷土の神は阿蘇津彦、阿蘇津媛などのやうに、男女二柱とせられたものが多いから、此も其例に準じたのであらう。大トノを大殿の謂と説くものがあるが〔通釋〕、邸宅を男女性に二分したとは考へられぬことで、トノがトムと轉呼せられた例もなく、トミ(富)に家作

の意ありとするのも牽強である。

面足尊(淤母陀琉神)、惶根尊(妹阿夜訶志古泥神)。——此二柱は耦生とせられて居るが、名の義は全然相違するから、各別に説くことを便とする。

面足は正字で、面貌具足の謂であるが、必しも此神の容貌を形容したのではなく、生物が進化して人間の形態を備へるやうになつた事を、神に擬へて表現したのである。神の形容とすれば眞淵説の如く、オモタルカミといふべきであるが、オモタルを准名詞として用ひたのであるから、助語ノを以て神と連繫するのは正しい語法で、紀の舊訓にも面足の下に特にノの假名を添へてあるのである。宣長もオモタルノ神と訓まねばならぬと論じたが、其理由とする所は「神名、人名などはなべての語の例とは異り、用言ながらも既に名となりては體言なればなり」といふのであつて、何故に特に動格(終止形)を准名詞に用ひたかといふ事については説明を與へず、神武記の贊持之子、石押分之子を例證としたけれど、之をニヘモ

ツノ子、イハオシワクノ子と訓したのは宣長の獨斷で〔古語大辭典〕、謂はば假定であるから、或結論を導くことは出来るが、證據にならぬのは論理の通則である。

されば思兼命をオモヒカスノ命と稱へるものではなく、神號なればとて理由なくして動格(終止形)を名詞に准用すべきものではない。動詞の諸形はいづれも准名詞に用ひることが出来るが、其形によつて其々含蓄を異にする。この例を以て言へば、オモタリは抽象的表現で、面貌が具足するに至る動態を表示するに不適當であるから、特にオモタルといふ動格を用ひたものと見ねばならぬ。

惶根尊には吾屋惶根の外に、忌^{イム}樞城、青樞城根、吾屋樞城といふ異傳があるが〔紀〕、ネは上述の如く敬稱で、アヤ、アラ、イムは後記のやうに感動詞又は一種の接頭語であるから、神號の本旨はカシコ又はカシキにあるものとせねばならぬ。カシキはカシコの轉呼で、カシコは紀に惶の字をあてたやうに、恐懼の義もあるが、語原的に説明すると、カ(神)とシコ(嚴厲)との複合語で、尊嚴を意味し、神

威の形容にも用ひられ、之に對すれば畏怖の念を生じ、智徳の大なることを感ずるので、惶又は賢の義を生じたのである。さればカシコは人間の意識の至純なるもので、諸の思想の淵源であるといはねばならぬ。之を神格化したのは、上記人體完成に對して意識具備の象を表示する爲であらう。

アヤはアヤニ惶キなども用ひ、イヤ(彌)と同義であるが、アナといふと大差はなく、感動詞と見ても差支はない。アヲは後世のアア(於戲)に相當する。忌はイ又はユとも訓み、清淨又は戒慎を意味し、イミ又はイムの形に於ては忌部、忌矢、イムハタヤ忌服屋の如く用ひられるが、こゝではカシコといふ語に形容詞的に接頭せられたのである。類聚國史に「吾」の字を冠して吾忌としたのは、アユと訓ませる爲なること勿論で、アヤをアユと轉呼することは絶無とはいへぬが、尙原文に忌イム櫃城とあるを可とする。

右の如く面足と惶根とは相對觀念の表示ではあるけれども、尙全然性質を異に

するから、耦生神と言ひ傳へられたとしても、古事記の如く惶根を妹とすべき理由はない。舊事紀に此一代を青樞城根尊と妹吾屋樞城根尊アヤとに分ち、前者の別名を面足尊としたのは、配耦神たる形式を整へる爲の拵へ事で、神號の義を解き得なかつた後世人のさかしらとせねばならぬ。——後記參照。

上記によれば神世七代は國土及人間の生成に關する上代人の思想を神名に託して述べたもので、其要點は左表の通りである。——神名は紀により、異傳のあるものは本文を採る。

世次 神號 概念 記事

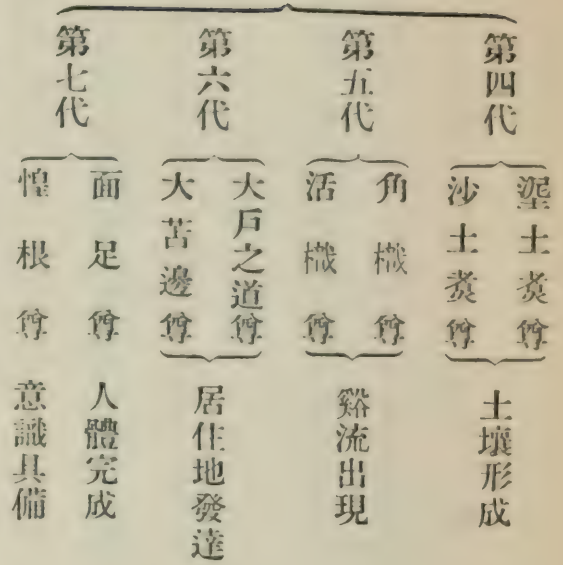
第一代 國常立尊 地盤形成

獨化神 第二代 國狹土尊 國土發祥

第三代 豐斟淳尊 草木發生

思想の順序からいへば、ウヒチニ、スヒチニの次に入るべきである。

耦生神



此やうな整然たる創世觀は、寡聞なる私が未だ曾て他の民族に於て之を耳にしなかつたことで、我々の祖先が豊富なる想像力と卓越せる表現力とを有した一證として世界に誇るに足るものである。然るに國史編纂當時に於ては、既に古傳の眞意を解するものが少く、區々の訛傳が行はれたことは上述の通りで、紀記の編

者すらも之に惑はされて、耦生神は皆男女性を備へたものとして、記には其一方に「妹」といふ字を冠し、紀の本文には乾坤之道相參而化、所以成此男女とある。此一句は上述の乾道獨化、所以成此純男に對するもので、古傳でないことは勿論であるが、延佳等の説のやうに後人が追記したのではなく、所謂地の文であるから、諸本皆之を載せ、釋紀、纂疏等の古註釋書にも摺入とは認めて居らぬのである。さりながら此辭句に捉はれて惶根の根を陽根、陰根の義と解し「纂疏」、大トノチ、大トノベは男女の淫具の名なり「道別」とするが如きは、妄誕の極といはねばならぬ。

紀記が諾冊二尊を神世七代中に加へた結果、上述のやうに七世中の或る一代を省くことを必要としたのみならず、話の筋に破綻を生じた。其は二尊が高天原から降臨した人文神であるといふ傳説と抵觸することである。人文神とすれば必ず祖先があらねばならぬといふ見地から二尊を先續神の生みの子であるとすると二つ

の異傳があらはれたのも之が爲であつた。其一は青樞城根尊之子也とするもので「紀一書（一）」、此説に従へば青樞城根尊は女神と目せられたものとせねばならぬ。父を示さずして母のみを擧げるとは、既記の御祖神魂命を始め、古傳説には例が多く、上古の母系承統の名残である。子といふはこゝでは所生を意味せず、世次と同義であるとする説は牽強で、合理、不合理はともかくも、世次を意味せぬから異傳として擧げたのである。其二は紀の次の一書で、

國常立尊生_二天鏡尊_一、天鏡尊生_二天萬尊_一、天萬尊生_二沫蕩尊_一、沫蕩尊生_二伊弉諾尊_一とある。此は遠く國常立尊まで遡り、之を人文神と見ようとするもので、且神世七代の數にも合はぬが、上記の破綻を彌縫せんとした一釋明が傳説化したものと思はれる。然るに之をも本傳に引つけて説かうとして、釋紀は或説云是後代之見_二代々相嗣_一而假謂_二之生_一、未_二必事實_一也といひ、宣長は文脈から推して之を細註なりとし、且「伊邪那岐、伊邪那美神より先きに子を生むといふことあるべくもあ

らず」と非難して居るが〔山陰〕、細註にもせよ大書にもせよ、異傳として収録せられたことに於ては同一で、宣長説の如きは傳説の本旨を辨へぬものである、縦ひ其が第二次生のものであるにしても、後人の僞作であることが立證せられぬ限り吾々は紀の編者と同一態度を以て一異傳として之を見ねばならぬ。

沫蕩尊は記の造物傳説に速秋津日子、速秋津比賣の二柱が生んだ八神中、沫那藝神とあるにあたるもので、其は沫之子ナキ即ち水泡の神(男性)を意味するもの、やうであるが(後記参照)、アワの語義は「沫」のみに限らぬから、伊弉諾尊の父と稱するアワナギは、或は他の意味で命名せられたものかも知れぬ。天鏡、天萬の二神も亦字義のやうに解しては偉大なる造物主兼國土經營者の祖とし、國常立尊の統をうけた神とするには餘り縁の遠い名號であるが、他に之を考證する資料がないから、左に臆説を掲げて後考をまつことにする。

天鏡尊。——神代紀一書に鏡を神之象ミカタと記し、古語拾遺にも日像之鏡とある所

を見ると、古は鏡をカタと稱へたのかも知れぬ。若し然りとすれば此はアメのミカタの尊と訓み、天は美稱、ミカタは形體を意味したものであるまいか。舊事紀には天合尊の一名としてある。

天萬尊。——天萬アマコホツは孝徳天皇及市邊押磐皇子の尊號にも美稱として用ひられて居るから〔紀〕、此神も「萬」の次に字を脱したのかも知れぬ。神代系紀天神第六代天八十萬魂尊にあたるものゝやうであり、第七代にも萬魂尊といふ名が見える(後記参照)。

沫蕩尊。——イザナギの尊と名號の形式が類似して居る所を見ると、アツも亦イザと同じく地名ではあるまいか。播磨風土記にも阿和賀山、阿和賀比賣といふ名稱が見えるから、賀を處カの意とすれば、阿和といふ地名もあり得た筈で、伊和、於和、三輪等と同じくワ(榔)から出た語と思はれる。

勿論右の諸神の存在が或時代に於て一般に信ぜられて居たといふわけではなく、

或る少數の人士——恐らくは此道に携はる舊家——の傳承に過ぎなかつたのであらうが、無稽として捨てられなかつたのは上記の理由に基くものであらう。一面に於ては古傳を盲信しながらも、時代思想を以て之を釋明しようとする要求はいつの世にも存するもので、矢田部宿禰公望を始め、本居宣長に至るまで皆之に捉はれて居るのであるが、其最も極端な例は舊事紀の神代系紀で、あらゆる古傳を網羅して之を七代に排列し、其第七代に於て諸氏族の出系を叙し、所謂神世七代是也と説いて居る。これは紀記にも見えぬ傳で、作爲の跡が歴々として居るが、尙或る時代に於ては信用せられたと見えて、新撰姓氏錄の記事と一致するものが多い。——或は姓氏錄に基いて後人が此系紀を僞作したものと見ることも可能であるかも知れぬが、何の據もなくして族祖の名を案出しても、世人に信認せられる筈がないから、姓氏錄編纂以前から存した記録とせねばならぬ——其故に上述の神世七代とは全然性質を異にするものであるが、尙一傳として爰に附記する。

神代系紀

寛永印本による。但し明に誤記と認められるものは訂正した。

天祖 天、讓、日、天、狹、霧、國、禪、日、國、狹、霧、尊

一代 俱生天神

天御中主尊——延佳本には「亦云天常立尊」と分註してある

可美葦牙彥舅尊

二代 化生天神

國常立尊 亦云國狹立尊 亦云國狹槿尊 亦云葉木國尊

豐國主尊 亦云豐斟淳 亦云豐香節野尊 亦云淨經野豐買尊

別天八下尊 獨化天神第一世之神也

三代 耦生天神

角織尊 亦云角龍魂尊

妹活織尊

別天、三、隆、尊、獨化天神第二世之神也

四代 耦生天神

涅土煮尊 亦云涅土根尊

妹沙土煮尊 亦云沙土根尊

別天、合、尊、亦云天鏡尊 獨化天神第三之神也

五代 耦生天神

大苦彥尊 亦云大戸之道 亦云大富道 亦云大戸麻彥

妹大苦邊尊 亦云大戸之邊 亦云大富邊 亦云大戸摩姬

別天、八、百、日、尊、獨化天神第四之神也

六代 耦生天神

青檀城根尊 亦云沫蕩 亦云面足尊

妹吾屋樞城根尊 亦云悼根尊 亦云蚊鷹姬尊

別天八十萬魂尊 獨化天神第五之神也

七代 耦生天神

伊弉諾尊 天降陽神

伊弉冊尊 天降陰神

別高皇產靈尊 亦名高魂尊 亦名高木命 獨化天神第六神也

兒天思兼命 天降信濃國阿知祝部等祖

次天太玉命 忌部首等祖

次天忍日命 大伴連等祖 亦云神狹日命

次天神立命 山代久我直等祖

次神皇產靈尊 亦云神祝尊——延佳本には「神魂」とある

兒天御食持命 紀伊直等祖

神代系紀

次天道根命 川瀬造等祖

次天神玉命 葛城鴨縣主等祖

次生魂命 猪使連等祖

次津速魂尊

兒市千魂尊

兒興登魂命

兒天兒屋命 中臣連等祖

次武乳遺命 添縣主等祖

次振魂尊

兒前玉命 掃部連等祖

次天忍立命——延佳本には「纏向神主等祖」と註記してある

次萬魂尊

兒天剛風命、高宮神主等祖——風を川又は小とした本もある。

即ち大體に於て紀記の諸傳を無考察に統一したものであるが、其他右旁に、點を施したものは全く別傳から出たので、原説は之を明にし得ぬが、既に述べた原始神天讓日天狹霧國禪日國狹霧尊の外に、第二代乃至第六代に配せられた左記五柱の別天神がある。

天八下尊——天三降尊——天合尊（一名天鏡尊）——天八百日尊——天八十萬魂尊

名の義が字の通りであるとすれば、由緒の古い神々には似合はしからぬやうで、古傳説とは思はれぬが、記にも別天神五柱の區別が立てられて居る所を見ると、「神世七代」の外に「別天神五柱」といふ言ひ傳へがあつて、其に合はせる爲に作製せられたのではあるまいか。

吾屋樞城根尊の一名を蚊鴈姬尊としたのも不可解であるが、語義は赫カキリであら

うと思はれるから、或は面足尊の面貌具足に對して風采赫灼たる女神があるとせられたのかも知れぬ。若し然りとすれば面足、惶根二神の本性を解しなかつた後代人の案出で、縦ひ此異傳が實在したとしても信用すべからざるのである。

第七代中高皇產靈尊以下を別天神とし、諾冊二尊の後に排列したのは紀記の傳とは大なる相違で、此二書に後れて述作せられたと思はれる舊事紀としては、據なしには變改し得ぬ所であるから、此やうな一異傳が存在したものとせねばならぬ。上記の如く高木神及神魂命は高天原の神ではなく、大和に於て原説に結びつけられたものゝやうであるから(第七九頁以下参照)、記の傳承とは異つた結合形式が存したことも絶無とはいへぬ。——但し高皇產靈尊は高天原の國魂神なることが上記の通りである。——津速魂、振魂尊は姓氏録にも見えるが、萬魂尊については他に所見がない。此等の諸神及其子孫は創世神ではなく、族祖神として傳へられたものであるから、之を次卷以降他の機會に於て説明することにする。

之を要するに創世傳説の神世七代は惶根尊を以て限りとし、造物主としての諾冊二神は異類として説くべきものであらう。

第四章 造物主

創世と造物——生産の意義——諾冊二尊と造化——出雲の造化神——要領

上述の傳説は國土草木神人の發生を説いたものであるが、一至上神によつて萬物が創造せられたといふのではなく、寧ろ自然の發達の過程を神名に託して述べたもので、造物主については別に傳説がある。即ち後述の如く諾冊二尊を主とし素戔嗚尊の一面も亦其意味に説かれて居るのである。我神代傳説が、紀記の表面に現はれて居るやうに、一貫したものであるとせば、前後矛盾抵觸を感ずることが多い。例へば國常立尊以下大戸之邊尊までの數代に於て、水陸が形成せられ、草木が生育したと説かれて居るにも拘はらず、諾冊二尊が更に大八洲及山川草木を生んだとあるのは重複で、天降と稱せられる此二神と、高天原の原始神たる天

御中主又は高皇產靈尊との關係が、少しも説明せられて居らぬことも不可解である。神話なるが故に矛盾抵觸を妨げずとするのは、後世人の無責任なる曲辯で、我々の祖先の間に口から耳に言ひ繼ぎ語りつがれた「先代舊辭」は、決して座輿、娛樂の爲に作られたのでも、或は好事者の空想の産物でもなく、上代人の智識の結晶で、宗教思想を表現し、大自然に説明を與へ、社會の沿革、氏族の系譜等を叙べたものであるから、縦ひ事實でないとしても、世人を納得せしむるに足るだけの條理は備はつて居た筈で、誰の耳にも矛盾と聞えるやうな漫談が語り繼がれたものとは考へられぬ。されば聽衆は襟を正うして耳を傾け、誦者も亦容を改めて演じたものであらうが、今日の所謂歴史といふ觀念が存したかは疑問で、従つて古今を通じて一貫した綜合的の長物語が存したとも思はれない。加之種族流派によつて傳承を異にしたことは既述の通りであるから、紀記以前には斷片的の數多くの話が諸氏に傳へられて居たものとせねばならぬ。さればこそ國史編纂の必要

があつたのである。

紀記就中其神代の卷の内容が切々の話を續ぎ合はせたものであるとするならば矛盾抵觸のあるのは怪しむに足らぬことで、本初は上述の創世神話の外に、尙二つの造化傳説が存したものと見ることも出来る。其主神の名號によつても明なるが如く、大和と出雲とに於て行はれたもので、——イザナギ、イザナミの命の名の義は次卷に於て、スサノヲの命については第四卷に於て詳論するが、大和附近と出雲との地名から出たものであると斷言することを憚らぬ——全國土の民衆が盡く之を信じたものではなかつたかも知れぬ。加之一面實在人であつたかのやうに説かれて居る諾冊二尊と素戔鳴尊とに、造化の作用を結びつけたといふことも、今日の思想から見れば奇怪であるが、其には天下國家の經營といふ寓意もあるらしく、多くの人々によつて行はれた業績を最も知名な一人に託して物語ることを喜ぶ傾向は、曾呂利嘶、大岡政談の如く、後世迄も存したことであるから、上代人が

此等の偉大なる神々に、あらゆる事物の起原を求めようとした事も敢て奇とするに足らぬ。さりながら人文神たることについては疑義がなかつたので、此神々が萬物を創造したと説くことは不合理とせられたらしく、「造」^{ツクル}といふ語を用ひずして「産」^{ウム}といひ、生殖作用の結果であつたかのやうに叙述せられて居るのである。されば之を造物主と呼ぶことは妥當でないかも知れぬが、國土山川草木等が胎内から出た筈もないから、生産は譬喩の言と見て、慣用に従ひ假に此名稱を以て本章の題號としたのである。

イザナギ、イザナミの命に關する傳説は紀記一致せぬ點が多いが、之を分拆すると、大體に於て左記四大綱から成立するものゝやうである。

(一) 此國土の經營者としての事蹟

(二) 性交及生殖の起原

(三) 死葬及冥界^{ヨミ}の描寫

(四) 禊祓といふ宗教的行事の説明

(二)以下も亦此二神の事蹟として叙せられて居るのであるが、宣長が信じたやうに、二神以前には生殖作用が行はれなかつたとすれば、其一代に一日に千五百産屋を建てる程、人口が増殖したとは考へられぬことである。或は神壽無限なるが故に、其間に人間の數十百代が過ぎたのであらうと辯解するものがあるかも知れぬが、若し然りとせばイザナミの命の早世とは兩立せず、従つて(三)(四)に關する記述も存立の根據を失ふことになる。加之二神によつて萬民が生まれたといふことは、傳説中何處にも言及せられて居らぬから、人間の起原は他に存したものとせねばならぬ。

されば(一)と(二)とは本初全然の別個の傳説で、(一)は兩神の事蹟を語り、(二)は社會的事實を説明するものであつたのが、傳誦の間に上述の心理によつて結びつけられたのであらう。此混同は可なり古いことで、紀記編纂當時には既に

現存の形式に於てのみ傳へられたと見えて、之を否定した異説はない。之に反して(三)(四)は紀の本文及一書の第一及第十一には見えず、記及紀の三傳には叙述せられて居るが、其他の六書にはイザナミの命の死因、葬祭又はカグツチの處分をいふのみで、黄泉及禊に説き及んで居らぬから、尙一般に承認せられて居なかつたものとせねばならぬ。假令此推定が當らぬとしても、二尊の傳説を右の如く分拆して説くことは差支がなく、紀記諸傳中の一つに準據して、之を一貫した史實と見ねばならぬといふものはあるまい。

造化傳説が諸冊二尊に結託せられたのは上記(二)の緣によるもので、性交の發明者であるが故に、生殖も此神々によつて始められた筈であると考へたのであらうが、生殖が性交の直接の結果であることを確認したのは、人智が餘程進んだ後のことで、女人の分娩は目前見る事實であるから、原始人も母體の存在を認めながら、其因が受精にあるとは考へなかつた。カロリン島民の如きは最近まで之を覺

らなかつたやうで、多年トラク島に在留した森小辨といふ邦人の許に、仔豚を買ひに來た土人が、雌豚ばかり欲しいといふので、一頭は雄を雜へねば仔を産むまいと注意したら、私の家には牝鶏ばかり畜うて居るが、よく卵を産むと答へたといふことである。其は牝鶏が他家の牡鶏と交尾して居る事實に氣がつかず、生殖は女性のみによつて行はれると信じて居た爲であらねばならぬ。我上代にも上記神魂大刀白のやうな族母神があり、筑紫の宗像三神、諏訪の南方刀美神の如きも、族祖として祭祀せられたやうであるから、母親のみが認められて居た時代があり得たと思はれ、父の名の明ならぬ神及貴人の少くないのも之に因るものゝやうである。後世之を諱んで神胎なりと説明したので、玉依媛（山城及播磨風土記）、活玉依媛、玉櫛媛〔紀〕等の神婚傳説が生まれたのであるが、太古に在つては不可思議とすべきほどの事ではなかつたのかも知れぬ。されば造化傳説も原形は或る一女神の靈異によるものとせられたのであらう。イザナミの命の歿後に出現した

神達が盡く、物縁又は機縁によつて自ら化生したかのやうに説かれて居るのも、之に因るものであらねばならぬ。上代には一夫一婦といふ制限はなく、繼室を娶ることも勿論自由であつたのであるから、父系によるものとせば、縦ひ女神が早世したとしても、男神が生存する限りは、尙多くの子を生ませた筈である。

造化が生殖作用によるものと説かれ、萬物は母體から生まれた子であるとせられたので、多くは神號が與へられ、神子と見なされて居る。此は尤な考へ方であるが、上述のやうに原説まで遡り、之を偉大なる一女神の靈異クシヒの力によるものとし、「産」は譬喩語で、「造」と同義に用ひられたものとすれば、其所産（即ち所造）は必しも人文神なることを要しない。其故に大八洲及處々の小嶋は紀の本文によれば神ではなく、山、海、川にも神號は與へられて居らぬのである。然るに他の傳が海陸山川にも盡く擬人名を附與したのは、神子なるが故に國魂神か、然らずば精靈であらねばならぬといふ稍々後代的の思想を以て補修せられたもので、一異

説として紀記以前から存したことは疑がないが、原傳説と見ることは出來ぬ。伊豫之二名島を身一而有三面四一として伊豫、讃岐、粟、土左の四國に分ち、國毎に別名を與へたるが如きは其一證で、國名は後の稱呼を遡つて用ひたものとも説明することが出来るが、政治地理的に四國に分割せられて居なかつた時代に於て後世を見越して豫め四つの稱呼を設けたとは考へられぬことであるから、二名洲が四分せられた後に生まれた傳説とせねばならぬ。山海の神が後記の如く大山津見、綿津見族長と混同せられたのも、人文神と見ようとした結果で、古傳説の本旨を没却した憾がある。

「産」といふ語が誤解の因をなしたことは右の通りであるから、同じく母體から出たと稱せられるものでも、此語を以て表示せられて居らぬ場合には、其生産物は神とはせられなかつた。例へば紀(一書)の保食神又は記の大氣津比賣傳説に於ては、發生した農産物の種子を神とは見ず、稚産靈の體内に宿つた蠶桑五穀も(紀

一書)、神子の列には加へられて居らぬ。或は品物なるの故を以て、之を靈物と區別する爲に、特に「産」といふことを避け、神の横死によつて體內から出たといふ趣向にしたのかも知れぬが、同じく品物でもイザナミの命の排泄物から化生したものは、盡く神格化せられて居る所を見ると、傳承者の想像が加はつて或は神と傳へられ、或は神にあらずとせられたので、原説に於ては自然物も品物も等しく神によつて造られたものとせられたのであらう。

大氣津比賣傳説はスサノヲの命の事蹟の一部として説かれたもので、其遺體から出た品々を神産巢日御祖神が取り集めさせて種としたとある所を見ても、出雲傳説に屬するものと思はれる。之を天照大御神の命で天熊大人が取り收めたとする紀の一書の説は其訛傳ではあるまいか。ウケモチ(大食管掌)神も大ケ(食)ツ比賣も名號の意義は同一で、天熊大人は國讓傳説にもあらはれ、武三熊大人又は大背飯三熊大人ともいひ、出雲に由縁のある神である。神魂御祖神は既述の如く

出雲族の祖神のやうであるが、記の所傳によれば大國主の一族はスサノヲの命から出たとあり、其系統中に大年神、御年神、若年神、大氣都比賣、大香山戸臣神、香山戸臣神、奥津日子神、奥津比賣命、大山咋神、若山咋神、庭津日神、庭高津日神、大土神、羽山戸神、若沙那賣神、彌豆麻岐神、夏高津日神、秋毘賣神、久久年神、久久紀若室葛根神の如き非人格的の神名があげてある。此傳説は恐らくは上代の出雲人によつて尊崇せられた諸神を一系に繋ぐ爲に作爲せられたものであらうが、尙出雲族間にスサノヲの命を以て造物主とする信仰が存し、收穫トシ、食物カツヤマト、狩獲地、端山、燃料オキ、灌水ミツマキを管掌する神を始とし、山水ヤマクヒ、庭燎、土壤、麻、木材クツツサ、結縛材料等ネの自然物、並に夏秋の季節をも此神によつて作られたものとしたのであらう(第七章參照)。紀の一書に樹木の種は此神が高天原から將來して此國土に植ゑしめたとあるのも、此神を造物主と目したことの一證とすべきで、恐らくは本初は完備した一造化傳説が存したのであらうが、散逸して僅に其一部分が系譜の形式によつて傳へられ

たのであらう。

因記。根據の乏しい推測ではあるが、スサノヲ神話中造化に關する限り、原説は或は神魂御祖命の事蹟として傳へられたのが、此神を高天原神話に結びつけ、天神とした結果、之をスサノヲの命に移したのであるかも知れぬ。記の出雲傳説中にも其片鱗が見え、出雲風土記には上述の如く神魂命の名が屢々現はれて居るに反し、スサノヲの命に關する記事は少く、しかも伊弉奈枳乃麻奈子——出雲國造神賀詞には伊射那伎日眞名子——とせられて居るのであるから、父神(伊弉諾尊)以外に此神をも造物主とすることは、聊か條理に合はぬやうな氣がする。

以上の論旨を要約すると、次の諸點に歸着する。

(一) 前三章にあげた國土草木人間の自然發生説とは全然別種の造化傳説が存在し、大和と出雲とに於て二様に言ひ傳へられたものゝやうである。

(三) 大和に於ては之を族母神イザナミの命に假託し、此大神の腹から萬物が生まれたと説いた。

(三) 萬物が或る偉大なる神によつて産まれたと説かれたので、有情、非情を問はず、神號を附與せられたものが多いが、其は一種の擬人的叙述に過ぎぬ。

(四) 出雲の造化傳説は一部分のみが残存したものゝやうであるが、其によればスサノヲの命が造物主と目せられた。

(五) 大氣津比賣神話は出雲傳説の一片で、之を保食神としたのは訛傳のやうである。

私は以上の見地から諸創造物を國土、自然物(自然力)、品物に分つて次章以下に述べ、尙造化傳説に附帶して説かれた化生神について言及しようと思ふ。

第五章 國土生成

オノゴロ島——淡洲——大八洲——六小島——擬人名——國牽傳説

諾冊二神が始めて天降した土地はオノゴロ（淤能基呂、礮馭廬）島といひ、矛を以て海水をかき廻した其滴が凝り固つて出來たといふことに諸説一致して居る。

——天降のことは次卷に於て論ずる——記は之を次のやうに叙した。

故二柱カシの神、天の浮橋に立たして其沼矛ヌを指下サシオろして畫カけば、鹽シホコロコロナ口に畫き鳴ナして引上ぐる時、其矛末サキより垂り落つる鹽シホ累積ツモりて島となる。是オノゴロ島なり。

紀の本文及一書（二）（三）（四）は、辭句には多少の相違はあるが、いづれも此原説を漢譯したもので、大意に於ては變りはない。

潮水が凝結して島嶼になつたといふ着想は、國土は當初浮脂の如く漂蕩したといふ上述の古傳と同一趣向で、次の國土生成の章下にも處々小島皆是潮沫凝成者矣とあるのである。さりながら其故を以てオノゴロを自凝[△]の義なりとする舊説は言語學上否認せねばならぬ。何となれば「自」はオノツカラといふ字で、オノと訓することは出來ぬからである。オノ(己)は助語ツを以てカラ(因)と連結して始めて「自」の義を生ずるのであるから、ツカラを略してオノとのみいふことの出來ぬのは、猶ミといふだけでは身ツカラ(自)の意にならぬのと同一の理である。コロ(ゴロは連濁音便)は次のコロココロの原語で、コロコロといふべきを朗誦の爲め、韻を引伸してコロココロと唱へ、當時尙伸音符がなかつたから、コロコロと書いたのであるが、其義はクルクルと同じく、矛を以て搔き廻はされた海水の旋轉の形容である。假にオノゴロが異民族語又は死語で、本初或る特別の意義があつたものとしても、此傳説に於ては潮コロコロコロといふ言葉の縁によつ

て、島名を説明しようとして試みたものとせねばならぬから、オノはアナと同様に感動詞として用ひられ、アナコロといふ意を以て名づけられたものと解すべきである。紀に礫一字を充てたのもオノと判然二語音に分つことの出来ぬ語であつた故とせねばならぬ。

此島名は今に残存せぬが、實在地であつたと見えて、仁徳天皇の御製にも次の如く詠まれて居る〔記〕。

おしてるや 難波の崎よ 出で立ちて わが國見れば 淡島 オノゴロ嶋
あちまさの 小島も見ゆ さけつ島見ゆ

假に之を實叙とするならば、——後人の偽作と認むべき形跡もない——高津宮(仁徳)時代まで、此名を以て呼ばれた島が難波の崎から見える處にあつたものとせねばならぬ。弘仁私記には今見在_ニ淡路島西南角_一小島是也、云_ニ俗猶存_ニ其名_一也、或説今在_ニ淡路國東由良驛下_一とあり、神代口訣に在_ニ淡路西北隅_一とある外、沼島

又は友ヶ島なりとする説がある。淡路島以外なることは御製によつても明であるが、——アハ島と淡路島とが同一なることは後記の通りであるから——友ヶ島、沼島のいづれにも疑問がある。沼島は古來名高いけれども、履中紀にも既に野島ヌと書かれ、オノゴロ島と稱へたといふ確證がないのみならず、難波の崎から遠望し得たとも思はれぬ。友ヶ島の沖島は位置は適當して居るが、其東に二島が並列して居るにも拘はらず、傳説からは孤島であるかのやうな印象が得られ、且境を接する紀の國との交渉が少しも現はれて居らぬことも奇とせねばならぬ。或は釋紀の或説の如く、由良港口に横はる一低島（標高二二六呎）のことであつたかも知れぬ。——現今由良要塞所在地で、成山ナルとよばれて居る。

兩神は此島を根據として最初に淡路洲シマを生み、之を胞として次々に大八洲を生んだと言はれる〔紀〕。之に關しては多くの異傳がある。先づ淡路洲（島）についていへば

(二) 此島名を淡道之穗之狹別島とするもの〔記〕

(三) 淡路洲又は淡道之穗之狹別島の外に淡島(洲)をあぐるもの〔記〕〔紀一書(一)〕

(九)——他の一書(六)には淡路洲淡洲と重ねて書いてあるが、文體をなさぬのみならず、淡洲の二字を除いた古寫本もあるから、註記又は旁書が摺入したのであらう。永享本には一書(九)の次淡洲の三字が削られて居る。

(三) 右の淡島(洲)を子の數に入れずとするもの〔記〕〔紀一書(一)〕

(四) 胞を説かざるもの〔記〕〔紀一書(一)(七)〕——他の一書(八)にはオノゴロ島を胞とすとある。

此等の異同は決して全然系統を異にする傳説が並び行はれた爲に生じたのではなく、同一原説が區々に訛傳せられたものであることは、内容によつても自ら明であるから、正傳を考定し、訛誤の因を明にする必要がある。第一に淡道之穗之狹別島とした記の傳は異例で、他の諸島は皆、生_二大倭豊秋津島_一亦名謂_二天御虚空豊

秋津根別一の如く、島名と別名とを區別してあるのであるから、此も生淡道島一、亦名謂三種之狹別一とあらねばならぬ。然るに此場合に限り區別しなかつた理由があるとするれば、其はアハ島とアハヂ島とが後記のやうに義に於て異なる所なく、既に上に淡島をあげたので、重複を避けたものと解する外はない。

記及紀の一書(一)に従ひ、淡島(洲)は子の數に入れられなかつたとすれば、其理由は事實其島が存在しないので、蛭子と同様に八重の汐路に流し棄てられたと説明せられた爲とせねばならぬが、上に引いた仁徳天皇の御製によれば、難波の崎からアハ島が見えたとあるのみならず、萬葉集にも次のやうな歌があるから、實在の島であらねばならぬ。

〔卷三〕 武庫の浦を 漕^{コギ}たむ小舟 アハ島を そがひに見つつ ともしき小舟

〔卷七〕 アハ島に こぎ渡らむと 思へども 明石の門波^ト いまだ騒げり

〔卷四〕 淡路をすぎ アハ島を そがひに見つゝ…… 稻日づま 浦みをすぎて

右の諸例によればアハ島は、武庫の浦に對向し、播磨の印南よりは東に方り、明石の瀬門を渡らねば達せられぬ地點にあるものとせねばならぬが、現在此海域には此名を負ふ島はなく、唯近似の名のアハヂ島が之にあたるのみである。右の最後にあげた例歌は、率爾に之をよめば淡路とアハ島とが別地であるかのやうに思はれるが、同じ島名を反復することを避けて、現名と古名とを併用したものとひび得る。アハ島とアハヂ島とが同一地であることを立證する爲には先づ後者の名の義を説かねばならぬ。

淡路島については紀に意所_レ不快故名之曰_ニ淡路洲_一と註記してあるが、——大書してあるけれども、文脈からいうても註であらねばならず、細書した古寫本もあるといふことであり〔山蔭〕、竟宴歌集本には此十一字が省かれて居る。恐らくは後人の旁書したものが、本文に紛れ込んだのであらう——假にアハ(淡)に不快といふ意が含まれて居るものとしても、之にチをそへた理由が不明である。舊事

紀には即謂^{アハチ}吾耻^{ハチ}也と説明し、釋紀も之に従うて居るけれども、ハチ^{ホツ}(赤面)は不快とは別義である。されば後世の學者は、阿波國に行く路にあたるといふ意と釋したのであるが、其は路(道)の字に捉はれた説で、アツマヂ、ツクシヂ等は決して東へ行く道又は筑紫へ行く道の一國、即ち美濃、三河又は周防、長門等を意味せず、アツマの國、ツクシの國と同義であるから、チを此意味に解するとせば、アハの國といふことになり、四國の阿波國と重複する。案ずるにアハチ島はアハツ島の轉呼で、アハ(阿波、安房)國と同じく、粟を産するが故に此名を負うたのであらう。ことさらにチ(ツ)を介したのは隣邦阿波との混同を避ける爲で、上古は單にアハ島と稱へたことも有り得る。

記傳にはアハ島の語義を上述の紀の註記に従うて、淡め惡む意と説いて居るがアハメを略してアハと稱へ得られぬことは言ふまでもなく、アハ島、アハチ島を別地なりと説きながら、後者の註記を前者に適用したのは、甚しき自家撞着であ

るといはねばならぬ。アハ島は諸國に多い地名であるが、いづれも粟島を意味することは、紀に少彦名命が此島に到り、粟莖に弾かれて常世郷に渡つたとあることによつても旁證せられる。思ふに或る傳誦者が、アハ洲とアハチ洲とが同一島を意味することに氣づかず、アハ島といふ地を物色しかねて、「子の數に入らず」といふ一句を挿入して之を糊塗したのに基き、後人が更に意所不_レ快故名_レ之曰_二淡路洲_一といふ註記を加へたのであらう。さりながら當初からアハチ洲として言ひ繼がれた傳説に在つては、右の如き誤解の起りやうもなく、又之を正解したのもあつて、紀一書(六)の如く淡路洲の下に更に淡洲と註記したのである。之を要するに原傳説は最初に淡路洲(又は淡洲)を生み、次に國々を産んだといふことに一致するのである。

此島を胞^エとした〔紀〕といふのは譬喩で、胞は字の如く胎兒を包む皮膜をいひ、淡路島を根據として他の諸國を經營したといふことを意味し、紀一書(八)のオノ

ゴロ島を胞としたとあるのも同じ趣意である。されば此語の有無は少しも傳説の筋を左右するものではないのに、此字に拘泥して今ニ神意、謂ニ自産、廣大之洲、而不意之外、先産ニ小島、故所ニ深耻ニ也、既自所ニ産出ニ不能ニ黜棄ニ之故、假ニ之爲ニ胞此猶ニ人子之初生有ニ其胞衣、故不ニ宛ニ兒數ニ也とした私記の辯の愚なる事はいふまでもなく、舊事紀の一傳に假字を用ひ、兄生ニ淡路洲ニとあるによつて、淡路島を子の上(兄)とすといふ意であるといひ、或は同胞の義なりとするものもあるが、いづれも肯け難い説である。

大八洲を構成する國名についても、左に表示するが如く諸説區々である。——
 参考の爲に舊事紀の二傳を添記することにした。

國名 紀本文同一書(一)※ 同(六) 同(七) 同(八) 同(九) 記 黃(一) 黃(二)

淡路洲 (胞) 1 2 1 1 2 (胞) 1 1 (胞) 1 (兄) 1

大日本豊秋津洲 2 1 2 2 3 2 8 8 8

× 刊本には此の間に生_ニ淡洲_一の三字がある。

△ 單に子島とある。

▽ 此二島を處々の小島中に入れてある。

右の如き異傳を生じたのは、紀本文に由_レ是始起_ニ大八洲國之號_一とあるやうに、

——記及紀一書(一)同斷——八洲(八島)といふ數に合ふやうに適宜取捨した爲のやうであるが、大八島(洲)の八が果して如實の八數を意味したかは疑問である。

ヤはイヤ(彌)の原語で——イは接頭語——單獨でもイヤの意に用ひられるから、ヤシマといふ語も本義は寧ろ多數の島嶼といふ意味であつたと思はれる。加之ヤマトが九州四國等に對して特に本州のみを指示する區別稱呼となる理由はなく、又豊秋津洲の如きは、神武紀にも明記せられたやうに、大和奠都以後の名號であるから、若し原傳説が神武天皇以前から存したものとすれば、傳誦中に漸次新稱呼に移つたものとせねばならぬ。さりながら地形は大體に於て太古も今日も變り

はない筈で、島嶼の大なるものは本州の外に、淡路、四國、九州、壹岐、對馬、隱岐及佐渡であるから、——北海道は稍々後世まで知られなかつた——其原名は何と稱へられたにしても、此等が造物主によつて造られた島として數へられたに違ひはない。但し紀の諸傳中、一書(七)を除いては壹岐、對馬を大八洲中にあげて居らぬのは注意を要することで、決して傳承の疏漏ではなく、大和からいへば此二島が西陲に僻在するが故に、數の中に入れなかつたものと見るべきで、此傳説が本初大和に於て語られたものであるといふ上述の推定の旁證とするに足りる。

然らば原傳説には果してどの島々があげられてあつたか。之を推究する爲には我々は先づ國名の意義と共に包括せられた範圍とを、出来る限り明にせねばならぬ。左に既述の淡路洲(淡洲)を除き、表の順序に従うて逐次論述する。

大日本豊秋津洲(大倭豊秋津島)。——ヤマトとアキツシマとの複號で、大、豊はいづれも美稱である。ヤマトの原義は山處ヤマト即ち山地で、海岸地方に對する稱呼で

あるが、地方名としては畿内の大和の外に、筑後及肥後にも山門郡又は山門郷がある。就中大和は建國の地なるが故に最も名高く、帝室の御稱號にも用ひられ、國家の版圖をも意味するやうになつた。日本、倭、大和等は語義には無關係の借字で、當初ヤマトといふ語に漢字を配するに當り、支那人の呼稱に従うて倭の字を用ひたが、倭は九州方面の邊民の種族的稱號であるといふ事が判明するに及び、之を踏襲することを厭ひ、同音の和に代へ、之に大を冠してヤマトと訓し、又對外公稱として新に定められた日本をも國內ではヤマトと訓ませ、天平年間には一時字音をかりて大養徳と書かしめられたこともある。

アキツシマといふ稱號は、神武紀に天皇が腋ノ上の嘯間の丘から國の狀を廻望あらせられて、猶蜻蛉之臂帖と仰せられたによるとあるが、蜻蛉を名に負うたのではなく、此地方が本來アキと稱へられたので、實にも蜻蛉の臂帖のやうであるといはれた御言葉の戯であると解すべきである。其證據にはこの地をワキの上

といひ、——ワキ、アキは相通、上は其上^{カシテ}手の意——孝安天皇の皇居の地室の秋津島も此附近に位置するのである。アキツシマはアキの柄間^{スマ}即ち居住地區といふ意で、スマをシマと轉呼し、島又は洲の字をあてたが、秋津島は勿論、磯城島及攝津の三島等いづれも「島」と稱すべき地形ではなく、沖繩では今も村落をシマと稱へて居る。されば本初は大和の一地區名であつたのであるが、上古に於て皇居となつたことがあるので有名となり、磯城島と同様に大和の枕詞として用ひられたことは、紀の仁徳天皇御製に「アキツシマ大和の國に雁卵^{ツム}産と汝は聞かずや」とあるによつても明白で、更に轉じて大和の別名となり、雄略天皇も「空みつ大和の國をアキツシマと云」と詠まれたのである。

是故にヤマトとアキツシマとを複合して大和國の稱呼又は帝國々號に用ひることは不當ではないが、四國、九州等に對立する本洲一島名稱と見るべき理由がないから、紀の本文及一書(六)の大日本豊秋津洲は、恐らくは大和一國をさした

もので、本州は寧ろ次に述べる大洲によつて表現せられたのであらう。本州中の一部分を取わけて舉示することは、「島を産む」といふ觀念と抵觸するが、越洲、吉備子洲等をも大八洲中に數へて居るのであるから、大和のみを不可とすべき理由はなく、恐らくは大八洲の語義が誤解せられた後に於て、八の數に充たす爲、著名な地方名を列舉したので、大和は其最なるものなるが故に劈頭に置かれたのであらう。然るに紀一書の(一)(八)(九)に於ては、既に大日本豊秋津洲と本州とが混同せられたと見えて、大洲が除かれて居り、記及紀一書(六)に於ては完全に大日本豊秋津洲を以て本州を代表させて居るのである。

伊豫二名洲(伊豫洲)。——此島が四國に分割されなかつた以前の稱呼で、其名は今の伊豫國に残つて居る。伊豫國が溫泉所在地から開け始めたことは風土記其他の文獻に明徴があるから、ユ(湯)を以て國名とし、發音の便宜上、接頭語イを冠してイヨと轉呼したものと思はれる。——恐らくは同源から出たイユ(癒)と區

別する爲であらう——後記の如く此國をエヒメ(愛比賣)と稱するもの、ユ(湯)媛の意であらねばならぬ(エ、ユは音使)。一地方の名が広い地域の總稱に轉用せられたのは、次の筑紫を始め、多くの例のあることである。

二名洲の名の義については宣長は二並ナの意なりとし、東西南北いづれの方面より見るも、男性と女性との國が相並ぶ故であるというたが〔記傳〕、紀には一身四面説を認めて居らぬにも拘はらず、六傳中の五傳まで伊豫二名洲と記した所を見ると、フタナといふ稱號は四國各個の名稱とは無關係に附與せられたものとせねばならぬ。案ずるに此國土は地味膏腴で、果穀よく生育し、沿海は魚介に富むが故に、海陸二肴フタナの意を以て名づけられた美稱であらう。されば紀の一書(六)には單に伊豫洲ともあるのである。

筑紫洲。——九州一圓の舊名であるが、原義はツク(築)チ(道)、即ち人工を加へた道路といふことである。——アイヌ語では今も道路をチクシといふ——「道」

を地方の意に用ひる事は、カミツミチ上道、シモツミチ下道、ミチノクチ道前、ミチノシリ道後等其例が多く、今も南海道、西海道、慶尙道などいひ、ヒダチ(常陸)、ミチノク(陸奥)のチ又はミチも道の意である。ツクシといふ稱呼はもと九州北西岸を指稱したものであるが、大和ヤマトが日本全國を意味するやうになつたのと同様に、九州の總稱にも用ひられたので、恐らくは本初出雲族によつて命名せられたのであらう。高千穂宮廷に於ては、少くとも其南東岸地方をヒムカの國と呼稱したことは後記の通りである。

隱岐洲又は隱岐三子洲。——從來出雲の沖の島の義と了解せられて居るが、オキを名に負うた置君、置臣、置伴部といふ氏族もあり、天平五年出雲國風土記編纂に與つた出雲郡の大領正八位下置部臣は、正倉院計會帳に天平五年出雲郡大領正八位日置臣佐提麻呂とあるに當り、オキともヒキとも相通じて用ひたと思はれるから、オ(大)、ヒ(秀)は美稱で、キ族の一流派の區別稱呼と思はれる。オキの島も亦此族人が占據したから名を負うたのではあるまいか。此島群は島後(一大島)と

島前(三小島)とに大別せられ、島前は中島、西島、知夫里島の三島から成立して居るが、西、知夫里二島間の赤灘瀬戸は幅狭く水も浅いから、上古は或は地續きであつたかも知れぬ。若し然りとすれば島前、島後を併せて三ツ小島コシマといふべく、然らざれば島前のみをさしてオキと稱へたのであらう。いづれにしても三子洲(島)をミツゴのシマと訓したのは妥當とはおもはれぬ。

佐度洲。——此島は養老五年羽茂、賀茂二郡が分立せられるまでは、雜太一郡であつた所を見ると、——明治年間再び佐渡一郡に合併せられた——雜太の國とも稱へられたことがあり得る。雜太は和名抄に佐波多と訓註してあるが、サダと訓み、サドと相通じたのであらう。若し然りとせば伊豫、土佐、大隅等の岬名なるサタと同語で、サキ(岬)と義を同うするから、サキツ島(又はサケツ島)即ち僻遠の國といふ意を以て命名せられたのであるかも知れぬ。

此島と隱岐とを紀の本文及一書(六)(八)に雙生としたのは、八島の數に合はせ

る爲の外、他に理由を發見し得ぬ。紀本文に世人或有ニ雙生ニ者象シ此也としたのは、地の文又は後人の註記にあらずとしても、原傳説ではなく、序説に論じたやうに附説と見るべきものであらう。

越洲。——コシは種族名で、其居住地をコシの國というた。——コシの原義は他の機會に於て詳述する——今の三越及加賀、能登は之に屬する。之をシマといふ筈がないとして、或は佐度を以て之に擬し、或は今の能登半島のこと、古は羽咋瀉(邑知瀉)から鹿島灣の田鶴濱まで海水が通じ、其以北は一離島であつたと説くものがあるが、一つの佐度を二重に列擧する筈もなし、雙生と傳へられる佐渡と隱岐との間に別に一島が存したとするのも理に合はぬことであるから、上記大日本豊秋津洲と同様に、本州の一部をあげたものと見るべきである。

大洲。——記の大八島以外の六小島中にも大島といふ名が見えるので、從來之と混同して居るが、紀の本文は決して記の摸倣又は改造ではなく、嚴然たる他の

一傳を根據とするものなること、序説に述べた通りであるから、輕率に記に引つけて説くことは出来ぬ。古來大島といふ名を以て呼ばれた島は少くはないが、大八洲の一として舉示するほどのものは聞えぬから、此は字の如く大陸島即ち本州をさしたのであらう。——大日本豊秋津洲の項下参照。

吉備子洲。——これも亦記には六小島の一としてあげてあるが、其は備前の兒島のことで、大八洲の列に入れるほど大きなものではないから、此吉備子洲は吉備國即ち今の備前備中備後方面を總稱したのではあるまいか。類聚國史に子の字を省いて吉備洲とあるのも之に因るものであらう。さりながら諸傳皆吉備子洲とあり、一書(六)には吉備の二字を脱し、單に子洲と書いてある所を見ると、「子」を衍字とすることも早計で、縦ひ誤傳であるとしても何か理由のあることであらねばならぬ。粟島^{アハ}、小豆島^{アヅキ}に對し、黍を産するが故に與へられた吉備小島といふ名が、廣く本土一帯の稱呼に轉用せられたと説くことも可能であるが、尙コとい

ふ語を留保した理由が薄弱であるから、或はキビをキビコと稱へたことがあつたのではないかと考へて見る必要がある。未だ確證を得ぬけれども、左に一臆説を掲げる。

キビはキミと音相通ずる。應神天皇の御製に「あらちし吉備なる妹を相見つるもの」〔紀〕とあるアラチシといふ枕詞は顯主アラチシ其を意味し、キミ(君)にかゝるもので、吉備をキミとも發音した一證とすべきである。キミの音便キムイは今のアイヌ語では「山」を意味し、山人即ち山奥に住すると信ぜられる一族を、キムカ・アイヌ(人)といふが、其は續紀以下に屢々見えるキミコ(君子、吉彌侯、公彌侯)部のことのやうである。或は上古三備地方にも夷族ヒテが古居し、海岸地に對してヤマト(山處)といふ名稱が起つたのと同じの理由を以て山地をキムカとよび、又は單にキムイとも稱したのが、キビコともキビとも轉呼せられたのか、或はキビコ又はキビを訛つて今のアイヌ語でキムカ又は

キムイといふやうになつたのかも知れぬ。若し然りとせば備前の兒島は黍キビの小島ではなく、キビ(又はキビコ)の國にある小島といふ意で、小豆島はアハ(阿波)及キビの中間にあるので、後日此名を負はせたのであらう。

壹岐洲。——オキ(隱岐)と同じくイキも亦族名を負うたもので、——此氏族に ついては他の機會に於て詳論する——魏志倭人傳にも一支國イキとあるが、音便によつてユキとも稱へられた。次の對馬と共に九州と朝鮮との航路に當るので、其地方には早く知られて居たのであらうが、太古の大和とは縁が遠く、重要視せられなかつたので、紀の諸傳には、一書(七)を除き、大八洲中に加へなかつたのであらう。

對馬洲。——對馬の二字は魏志倭人傳に用ひられたのを其儘踏襲したので、北史列傳倭國の章には都斯麻國とあり、記に津島と書いたのが正字であらう。されば洲(島)の字は重複の嫌があるが、釋紀に今俗讀_ニ對馬_ニ爲_レ津也とあるのは聊か

苦しい辯明で、ツシマといふ語が固有名詞化したとすれば、ツシマのシマというても差支はない筈である。

右の外紀の一書(八)にはオノゴロ島を胞としたとあり、舊事紀の一傳には熊襲國をあげて居るが、オノゴロ島は生成國土中に入るべきものではなく、クマツは九州の一地名であるから、筑紫洲の外として掲げることの不合理なるはいふまでもない(後記参照)。之を要するに、諸傳の一致するのは、淡路洲、本州、四國、九州、隱岐及佐渡の六大島のみで、恐らくは原説も之に近かつたのであらう。

紀の本文には大八洲國の次に對馬島、壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣といふ一句がある。然るに記には上表の如く對馬、壹岐を大八島中に加へ、其外に還坐之時の生成として、吉備兒島、小豆島、大島、女島、知訶島、兩兒島の六小島をあげて居る。兒島及小豆島は現に其名を存し、知訶島が今の五島及平戸島群にあたることは古典に明徴があり、大島、女島は記傳の説の如く、周防の大島(屋代島)、

豊後の姫島をいふものゝやうであるから、兩兒島の所在は確め得ぬけれども、大體に於て瀬戸内海から海外に渡航する水路の衝に當る島々を東から西に向つて列舉したものである。若し然りとすれば、比較的新しい着想と見ねばならぬが尙古傳の俤があるのは、全然新作ではなく、傳誦の間に漸次改修せられたからであらう。左に聊か所見を述べる。

紀の吉備子洲は上述のやうに、三備地方をさしたものであるが、「吉備の兒島」の義と取ることも出来るので、キビコの語義が不明になつた後、屬島をいふものと誤解せられ、處々の小島の劈頭に移されたこともあり得る。小豆島は兒島に近い比較的大きな島であるから、添加せられたのであらう。さればこそ兩島の順序が倒逆して居るのである。

大島も亦紀の大洲のことで、大倭豊秋津島を本州の名稱と誤解した結果、他に大八洲に列するほどのオホシマといふ名の島を物色し得ぬので、之を小島の列に

引おろしたものと解することは、決して不當な推測ではあるまい、又兩兒島が並立する二小島を意味するものとすれば、隨所に之を求めることが可能であるが、傳説中のものとなるほど有名な孖島は、古今を通じて聞きも及ばぬから、宣長もいうたやうに、隱岐と佐渡とを雙生とした紀の説が誤り傳へられたのであるかも知れぬ。

女島及知訶島については他の諸傳には痕跡をすらも見出し得ぬが、若し後に追加せられたものとすれば、比賣島は攝津風土記に見える女神渡來の古傳説によるもので、值賀島は古來有名であるのみならず、西海に於ては對馬及壹岐に次ぐ大島なるが故であらう。此六小島説が既に記に収録せられて居るにも拘はらず、紀に之を無視したのは、右の如く斧鑿の痕が明で、古傳と認めることが出来なかつた爲であらねばならぬ。

之を要するに國土生成傳説に關する限り、記の所説は疑義が多く、紀の本文に

掲げたものゝ方が古いやうに思はれるが、其とても正傳とは認め難いと同時に、記の記事も亦決して稗田の阿禮の詩想から出た産物ではなく、既存の一異傳に基くものであることは、舊事紀に同系の話が二様に叙述してあることによつても證明せられる。ことに各地の別名、即ち擬人名稱については、紀の編纂者は之を捨てたけれども、大に考察を要するものがあるから、左に逐次之を論究する。

淡道之穗之狹別島は上記の如く、淡道島亦名謂_ニ穗之狹別_一とあるべかりしを誤記したもので、ホノサは穗之榮^サの意なることはいふまでもなく、アハヂ島の原義が粟_ツ島なるが故に其縁によつて負はせたのであらう。舊事紀に生_ニ淡路洲_一謂_ニ淡道之穗之狹別島_一也としたのは語義を覺らずして、記によつて改作したものと思はれる。ワケ(別)は日子刺屑別、建沼河別の如く、皇子、王子にも多く用ひられ、男子の敬稱アギから分化し、君長の義に轉じた上代のカバネ(姓)の一種である。以下の擬人名にも彦、媛の外に別と稱するものが多いのは、單にイザナミの命の

所生なるが故に、神格化せられたといふばかりではなく、其々の地方の君主に擬へられた爲で、中には實在の支配者の名を取つたものもあるのであらう。

伊豫之二名島は一身四面で、面毎に名を有し、伊豫國は愛比賣、讃岐國は飯依比古、粟國は大宜都比賣、土左國は建依別といふとある。太古には島内に政治的
地方別はなかつた筈であるから、此傳説は四國に分割せられた後に發生したものであらねばならぬことは既に述べた通りであるが、此等の擬人名は決して無稽の捏造ではなく、相當の由緒を有する。即ち伊豫は溫泉の本國なるが故に、湯媛の意を以て號け、之をエ比賣と轉呼し、讃岐の飯依比古は此地方にイヒといふ氏族が占據したことを暗示するものである。——イヒのイは接頭語で、原名はヒといひ、ヒナ(夷)とも呼ばれた一大種族である。其は次々に記述する所によつて自ら判明するであらう。——大宜都比賣のオホゲは大饌の意であるから、粟の縁による命名なることは言ふまでもなく、土左の建依別は恐らくは舊事紀に速依別とあ

るを正しとすべきであらう。建はタケ(武)の意の假字であるが、固有名詞とするに適せぬのみならず、——換言すれば建。速須佐之男命、建。振熊の如く、美稱的に用ひるか、若くは吉備武彦、倭。建命のやうに區別稱呼を必要とする——速と紛れやすい字で、誤記混同の例は他にも少くはない。之に反しハヤは南といふ意を有し、南人をハヤト(隼人)ともいふから、伊豫の南方に位する國、若くはハヤ人の住む國の君主といふ意を以て此名を負はせたものと思はれる。

依彦、依別のヨリは神靈の憑^ヨることを意味し、司祭者をかねた貴人の稱號で、用例は少いが、女性に在つてはヨリヒメと稱するものが極めて多い。其は神靈奉仕者としては男子よりも婦人の方が適任とせられたからで、今も神おろしを行ふものは多くは婦女である。神胎を宿したと傳へられる女性に玉依媛又は活玉依毘賣の如く、ヨリヒメの多いのは、其環境が最も此傳説を生み易かつた爲であらねばならぬ。

筑紫島も亦一身四面で、筑紫國を白日別、豊國を豊日別、肥國を建日向日豊久士比泥別、熊曾國を建日別といふとある〔眞福寺本〕。然るに舊印本及延佳本は肥國謂ニ速日別一日向國謂ニ豊久士比泥別一として五國をあげ、舊事紀には既記の如く熊襲國建日別を別の子とし（一云佐渡島と註してある）、四面中に日向國を加へて豊久士比泥別の名を與へ、肥國は速日別（刊本には建日別）とせられて居る。熊襲を筑紫島以外とした舊事紀の傳は勿論不當であるが、必しも眞福寺本に誤記なしとはいひ難く、異傳の存したのは疑のない事實であるから、其因を攻究せねばならぬ。之が爲には先づ地名の起因沿革を明にする必要がある。

太古此島（少くとも其北部地方）がツクシと呼ばれ、高千穂宮廷に於ては、其南東部をヒムカと稱へたことは既記の通りで、之を筑紫之日向ともいふのは、秋津洲（又は敷島）の大和と同例の複號である。ヒムカは我皇室の發祥地であるが、帝都東遷の後は、南隅は隼人の國となり、東岸には熊襲が占據して朝命に抗したの

で、景行仲哀二朝に大征討が行はれた。其當時に於ては北部の三地方即ち筑紫、豊、肥を除いては、確然たる政治地理的名稱はなく、高千穂時代の舊名によつてヒムカともよび、或は住民の種族名を以てクマツの國とも稱へた。今の日向國は其後に於て定められた行政區分で、景行紀に天皇幸_ニ湯_ユ縣_ニ遊_ニ子丹裳_ニ小野_ニ時、東望之、謂_ニ左右_ニ曰、是國也直向_ニ於日出方、故號_ニ其國_ニ曰日向_ニ也とあるのは、縦ひ史實ではないとしても、現在の國名が新設のものであることの證據とするに足りる。又國造本紀によれば應神朝豊國別皇子三世の孫老男を日向國造と定められたとあるから、其ころは既に公稱となつて居たのであらう。同書には薩摩及大隅の國造をも擧げて居るが、此兩國の設置は遙に後のことである。さりながら若し景行朝以前から筑紫一身四面説があつたとするならば、筑豊肥三國以外の一面は熊襲國とも日向國とも稱へられたことはあり得る。事實は四面(國)であつても其中の一つが二様に傳へられ、且五國名が存したとすれば、其擬人名も亦五つある

のが當然で、恐らくは原傳説には、白日別(筑紫)、豊日別(豊)、速日別(肥)の外、豊久士比泥別(日向)亦の名建日別(熊襲)とあつたのであらう。然るに日向と熊襲とが同一地方を意味することに心づかなかつた後人が、四面に五名あることを不可解として、さかしらに改修を加へ、舊事紀には熊襲國を筑紫の次に生まれた子とし、其下に一云佐渡島と註記して八洲の數に合せ、古事記(眞福寺本)は日向曰豊久士比泥別△といふ九字を肥國の擬人名に攝收して、肥國謂建日向日豊久士比泥別△と改めたものと思はれる。——此建△の字も亦速の誤寫なることは、次に述べる通りである——此推定の誤りでないことは、左記擬人名の意義によつて立證せられるのである。説明の便宜上以下聊か順序をかへて述べる。

トヨは國名で、ヒフケは秀ヒ別の意の敬稱であるから、豊國の秀れた君主といふ義を以て此名を負はせたのであらう。國名の由來については豊後風土記に豊國直等の祖菟名手といふものが、中津郡中臣村に於て、白鳥が餅に化し、更に數千株

の芋となつた奇瑞を見て、奏上した所が、天之瑞物、地之豊草、汝之治國可謂豊國といふ敕があつたに因るとあるから、豊饒の國といふ意を以てトヨ國と稱へたとする説があつたのであらうが、トヨは形容詞で、名詞に用ひることは異例であるのみならず、此國が隣地に比し、特に豊饒であつたとも思はれぬから、字義以外に意味があつたのかも知れぬ。私には次の如き一臆説がある。

釋紀に引用した伊豫風土記によれば、伊豫の温泉は大穴持命が宿奈毗古那命を蘇生せしめんが爲に、大分の速見の湯を下樋で導いたものであるとある。

其は速見の湯(別府温泉)が伊豫の温泉よりも速く發見せられたことを意味すると同時に、トヨ(豊)といふ名がイヨ(伊豫)と同じく、ユ(温泉)から出たことを暗示するものゝやうである。トヨのトはトミ(富)、トシ(稔)等の語幹で、タリ(足)とも通ずるから、温泉の富足なることの故を以て、此國の名に負はせたのではあるまいか。神武天皇の御代に皇居は今の日向の北邊から大和に

移つたのであるから、其國の兒湯（小温泉）よりも優れた温泉が、オホキタ碩田の國即ち豊後に存在することは、夙に知られて居たものと思はれるのである。

白日別はシラヒの別の意で、シラの秀別ヒワケといふことではあるまい。後記須佐之男命の系譜中にも白^〇日神があるから、シラヒといふ名詞の存したことは疑なく、恐らくは族名で、新羅シラ在住のヒ族を意味するのであらう。ヒ族は上述の如くイヒともヒナ（夷）とも呼ばれ、九州地方に蕃息し、ヒ（肥）の國といふ地名をさへ残したものであるが、其中にも若干の流派があつて、朝鮮を第二の故郷とし、其から此國土に渡來したものをシラヒと呼び、——之に對してキ族系の韓人をシラキ〇といふ——先來ハヤキのヒ（肥）と區別したことはあり得る。九州の北岸には此族人が多く居住したので、其君長といふ意味を以て、此地方即ち筑紫國の別名をシラヒ別と稱へたのであらう。さればこそ後の世まで筑紫の枕詞としてシラスヒ（シラノヒの轉）といふ語を用ひたのである。之を不知火の義とするのは、肥國と筑紫とを

混同した愚論で、白縫ツクとかゝるといふ説は、シラヌヒ筑波、シラヌヒ筑摩と
かけて用ひた例のないことを見ても、成立せぬものゝやうである。

肥國のヒ人は先來ハヤキなるが故に、シラヒに對してハヤヒと稱へたことはあり得べ
きで、速日別といふ名は之から出たのであらう。舊事紀の或本に建日別とあり、
古事記に日向と混同して、建日向日△豊久士比泥別としたのは、上記土佐の建依別
と同じく誤寫であらねばならぬ。口訣及元々集に晝日別とあるのも、恐らくは舊
日別の誤記で、舊はハヤと訓むのであらう。

之に反して熊襲の建日別は武勇なる秀別ヒの義と思はれる。タケといふ形容詞と
敬稱ヒワケのみでは、固有名にならぬことは既述の通りであるが、熊襲の梟帥は
特に熊襲建タケルとも呼ばれたから〔記〕、建は單に美稱ではなく、實名と見ることも可
能である。

豊久士比泥別のトヨは美稱、ネは敬語で、クシヒは紀に天孫降臨の地としてあ

げた日向高千穗^{クシヒ}日二上峯のクシヒと同語であるから、日向國の擬人名としては最も適切である。ヒムカ^{ヒムカ}の原義は私も從來色々に説き惱んだが、天孫の敷坐す國といふ意を以て、日御子又は秀御子の國と稱へたのが、ヒムカと轉呼せられたのではあるまいか。若し然りとせば高千穗朝の民衆が用ひた美稱とせねばならぬ。崇神天皇の御孫彦八綱田命が狹穗彦を誅戮した勳功によつて、倭日向武日向といふ稱號を給はつたとあるのも、ヤマト(皇室)の秀御子(又は秀庶子)、武勇なる秀御子の謂とせねば文意に叶はぬ。——舊説の如く燒打の策を用ひたが故に火を向ける義としては、大和を燒打したかのやうに聞える——九州東岸が日向國と稱へられたのも皇居が其方面に移動したからで、直向^{ヒムカ}於日出方、故號其國曰日向也とある紀の説明は、ヒムカ^{ヒムカ}の原義が忘れられた後に附會したものであらう。

眞福寺本古事記の誤寫の因は、右によつても明であるが、舊事紀に熊襲國を九州以外に獨立させたことについては、今一つの誤解がある。其は原説の別名が傳

誦中に一つ失はれたことに因るもので、別名に従うて一島を減すると、八洲の數に合はなくなるから、熊襲國を以て之を補うたのであるが、尙不安があつたと見えて、其下に一云佐渡島と註記したのである。佐渡は隱岐と雙生とした傳もあるので〔紀〕、記には無雜作に此島には別名がなかつたものとして、伊伎、津島、隱岐に残りの三名號を配當したが、津島の別名とせられた天之狹手依比賣は此島とは餘りに無縁であるから、寧ろサド。依比賣の轉呼と見て、佐渡の別名とすべきであらう。壹岐は孤立島であるので、一柱と名づけたらしく、訓_レ天如_レ天と分註してある所を見ると、アメのヒトツハシラと稱へたものと思はれる。残りの一名、即ち天之忍許呂別は記には隱岐の別名とあるけれども〔舊事紀同斷〕、上述の如く津島の別名を佐渡に移すべきものとすれば、或は隱岐に其別名を缺き、——或は淡道之穗之狹別島の例の如く、生_二隱岐島_一亦名三子別とあつたのを誤り傳へたのかも知れぬ。若し然りとせばミツコは瑞子の意であらう——津島を天之忍許呂別とい

うたこともあり得る。隱岐の別名とすれば、オシを大シオホの約として、オキ(大キ)と通ずると解き得られぬことはないが、恐らくは押領の意のオシで、コロはコリ(大人)の轉呼であるから、酋長の稱號であらう。「天」と冠稱したことについては一考を要するものがある。「天」は天神の意か又は美稱に用ひられたか、然らざればアマと訓み、海人アマの假字とせねばならぬが、天神が降臨したといふ説もなく、此よりも大きい島にも此美稱を用ひて居らぬものが多いから、上記天之狹手依比賣の天と同じく、此傳説が生まれたころには既に海人族が此方面に占據して居たので、其族名を冠稱としたものと解すべきであらう。國造本紀によるも、佐渡國造は阿岐國造と同祖とあるから、天湯津彦アマノの後で海人系である。三韓征討の頃は九州から朝鮮南岸まで、殆ど盡く倭人即ち海人族の占據地であつたことは、後卷に論述する通りである。

記に大八島の最後に擧げた大倭豊秋津島の別名は天御虛空豊秋津根別アマツミソラといふ。

天御虚空は天空を意味すること勿論で、大和の枕詞を空ミツともいふから、其縁語ではあるが、直接豊秋につづくわけもないから、單に叙景的冠稱に用ひられたものとすべきで、豊秋は收穫豊饒を意味し、地名とは同音であるが、全然別義とすべきであらう。ネは敬稱で、豊秋と連ねる爲にツを介することは異例ではあるが、豊秋津島といふ地名から案出せられた名であるから、原語の口調に乗つて、アキツネ別というたものと思はれる。

右の外六小島にも其々別名が與へられて居る。即ち吉備兒島を建日方別、小豆島を大野手比賣、大島を大多麻流別、女島を天ノ一根、知訶島を天之忍男、兩兒島を天兩屋といふとある。別、比賣と稱ふるものは勿論、忍男も亦擬人名であるが、天兩屋は兩兒島の形狀を兩屋相並ぶに譬へた純然たる地名らしく、分註にも自己備兒島一至三^〇天兩屋島並六島とあるのである。天一根も亦訓^レ天如^レ天と分註してあるから、アメのヒトツネと訓み、天比登都柱と同じく、孤島を形容したものと

と思はれるが、萬一擬人名であるとすれば、ヒトツネヒトツネは獨系を意味し、天はアマと訓み、海人族の一流派をいふものと解すべきである。値賀島は肥前風土記によれば、土蜘蛛大耳及垂耳が領して居たとあるが、同じ章下に此島の白水郎アマ容貌似隼人、恒好騎射其言語異俗人也とあり、チカはシカとも通じ、シカの海人は隼人と共に此種族の一支であるから、夙に海人族が占據したことは疑なく、其尙長がアマの忍男と呼ばれたこともあり得る。オシは上記の如く押領の意で、男は長ナの假字であらう。

大野手比賣のヌテの原語はネ(音)、テ(物)で、——此テはヒラテ(葉盤)、クポテ(葉椀)の如く用ひられる——鳴物のことであるが、小豆島に此名を與へた所を見ると、今のガラガラと稱する玩具のやうに、空洞の器に豆狀粒塊を容れた樂器を太古の人が用ひたものと思はれる。其は後世の鈴スズの前身で、大鈴即ち鐸をヌテと稱へるのも之に因るものであらねばならぬ。之に對して次の大島を大タマル別と

稱へたのは、鼓の古名トム又はタム（ツツミは其疊語トトムの轉呼）から出たもので、他に用例は見えぬが、タム（トム）の鳴ることを上代タマルというたこともあり得る。大島とは何等縁故はないが、前續名號から思ひついたのであらう。

建日方別（吉備兒島）のタケ（武）は美稱、ヒカタは斥鹵即ち干出地の謂で、兒島灣の地形によつて負はせた名號であらう。ヒカタは今では略してカタとのみいふが、カタの原義は漕所^{カト}即ち可航水面であるから、今も東北では湖沼をもカタといふ。されば判然斥鹵を表現する爲に、古語ではヒカタと稱へたのである。

上述によれば國土の別名は原説とは思はれぬが、決して一人の作爲ではなく、遠き昔から傳誦の間に漸次附加せられたものとせねばならぬ。其命名にも相當の根據があり、時勢の推徙、思想の變遷の一端を窺ふ手がかりにもなる貴重な資料と斷言することを憚らぬが、之に基いて國土生成傳説の本旨を説かうとするのは大なる誤である。原説は前にも述べたやうに、或る偉大なる女神によつて此國土

が造られたといふことを、「産^{カム}」といふ譬喩語を以て表現しただけのもので、生成の順序の如きは必しも重要事ではなかつたのである。記に六小島の生成を還坐之時と記してあるので、宣長は「八島を生み廻り」、本のオノゴロ島に歸り、吉備兒島以下は「更に西の方に生みつゝ幸行^{イデマス}なり」といひ、八島及六小島の序次について論じたけれども、假令記以外の諸傳は皆訛誤で、「神の御所爲は奇しく靈しき」ものとしても、尙之を二神の眞の事蹟と見るには、餘りに矛盾抵觸が甚しく、上代の聽衆でも、決して宣長のやうに従順^{スナホ}に受け入れなかつたであらう。

國土を産んだといふことの外に、之を引縫^{ヒキヌ}うたといふ思想も亦上代人、少くとも出雲人の間に存したもののやうである。其は出雲風土記の卷首に、所謂「國引傳説」によつて現はされて居る。刊行本の此一段は若干の誤字、衍字があり、從來の訓點も亦承服し難いものが多いから、諸本を校合して新に訓點を施し、送假字を加へ、互爾遠波^{カナ}を假字に書きかへて左に抄出する。

國引坐せる八束水臣津野命詔りたまはく、八雲立出雲國は狭布の堆る國なる哉、初國小く所作せり、故作り縫はむと詔りたまひて、拷衾志羅紀の三崎を國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔り給ひて、童女の智鉏き所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須須支穗振り別けて、三自の綱打掛けて、霜黒葛開々耶々に、河船の毛々曾々呂々に、國々來々と引來縫へる國は去豆の折縦から八穗米支豆支の御崎まで也。此くて堅め立てし加志は、石見國と出雲國との堺なる名は佐比米山是也。亦持ち引ける綱は蘭之長濱是也。

亦北門佐伎の國を國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたまひて、童女の智鉏き所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須々支穗振り別けて、三自の綱打掛けて、霜黒葛開々耶々に、河船の毛々曾々呂々に、國々來々と引來縫へる國は、多久の折縦から狭田の國まで是也

亦北門良波の國を國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたまひて、童女

の智鉏チ所取して、大魚の支太衝チき別けて、波多須々支穗チ振り別けて、三自の綱打掛けて、霜黒葛開々耶々に、河船の毛々曾々呂々に、國々來々と引來縫へる國は、宇波の折綻チから闇見之國まで是也。

亦高志の都々の三崎を國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたまひて、童女の智鉏チ所取して、大魚の支太衝チき別けて、波多須々支穗チ振り別けて、三自の綱打掛けて、霜黒葛開々耶々に、河船の毛々曾々呂々に、國々來々と引來縫へる國は三穗の埼也。持ち引ける綱は夜見島是也。固堅カクめ立てし加志は、伯耆國なる大神岳是也。

此文によれば出雲と石見との堺なる佐比米山サヒメ(現今の三瓶山サムベ)から、伯耆の大神岳(今の大山)に至る海岸の地は、新羅の岬サキ、佐伎及良波の國、高志の都々の崎から引いて來て縫合はせたものであるといふので、此奇蹟によつて其神は國引坐八束水臣津野命と呼ばれたのである。風土記には此神の出系を明示して居らぬが、記

に大國主神の二代の祖淤美豆奴神とあるに當り、八束水は冠稱であらう。オミツは風土記に出雲郡意保美濱、意保美小川、意保美社などある地（今の簸川郡鰐淵村字河下）の津の意、ヌは既述の如く敬稱で、ヤツカミツは谷處御主の轉呼と思はれる。或は谷處と名づけられた村落があつたのかも知れぬが、今其所在を明にせず、郡名の八束は此傳説によつて明治初年に新設せられたものである。

傳説の本旨は、國所造大己貴命ツクラシ以前に領土を擴張した君長があつた事を意味するものゝやうであるが、之を引來縫うたと説いたのは、國土形成に關する上代人の一觀念の發露と見ざるを得ぬ。上掲の文によればオミツヌの命は、八雲立つ出雲の國は狭布サヌの堆コメカる國なるかも、初國セ窄く造らせりというたとある。八雲立は出雲の枕詞、——語義は第四卷「出雲傳説」中に述べる——サヌのサは接頭語で、單に野ヌといふに同じく、狭布サヌは借字である。堆はウヅタカシと訓むが、古語では之をコダカルといひ、記の雄略天皇の卷にも「大和の此コの高市タケチにコダカル市のつか

さ」と用ひてある。宣長が内山眞龍説に従うて、稚と改記したのは無稽の甚しきもので、國稚^{ワカ}シと形容すべき場合でないのみならず、前後の句との脈絡が絶える。又小をチヒサクと訓したのも古語ではないから、セクと訓まねばならぬ。此一節の意は臣津野命が自分の領土は小高い野に過ぎず、餘りに少いから他の國を引いて來て縫はうというたと云ふのである。

乃で引來て縫合はせた光景が多く、譬喩を用ひ、律語を以て美しく叙述せられて居る。これも「玉勝間」以來説き誤つた點が多いから、煩はしいけれども若干の語釋を施さねばならぬ。文中左旁に線を劃した部分は枕詞又は序で、童女の胸は乳房が小さく、透いて見えるから、スキ(鋤)に言ひかけ、大魚を持運び又は吊下げ^{ススキ}る爲にはキタ(鰓)から口へ繩を通すので、ツキワケの枕詞として用ひ、薄の穂はあざやかに振り分かれるものなるが故に、フリワケといはんが爲に序としたのである。三自は古寫本皆三身[△]とあるが、宣長の説の如く縫^{ヨリ}に自^{ヨリ}の字をかりて用ひた

ものとすべく、霜枯の黒葛ツツラはサヤサヤと音がするから之を比況としたので、開が聞と誤寫せられた爲、之を解讀し得ずして、或は閉那△△の誤記としてヘナヘナと訓み〔玉勝間〕、或は一書に開耶△とあるというて、クルヤクルヤと訓したのもあるが〔内山眞龍〕、いづれも古語ではない。モソロモソロのモは接頭語で、口語のソロソロ（徐々）に同じく、河船之は比況である。以上を現代語に引直すと、（少女の胸のやうに）鋤き取つて、（繩を通す爲に大魚の鰓エラをあけるやうに）つき別け、（薄の穂が左右に分れるやうに）振り分けて、三絛の綱を打ちかけて、（霜枯の黒葛の葉のさやぐやうに）サヤサヤと音を立て、（川舟を曳上るやうに）徐々と、國來い國來いというて引いて來たといふのである。

此やうにして新羅の岬から引縫うた地域は去豆コヅ（今の簸川郡北濱村字小津）の彎マヅ曲部マヅから杵築崎（日御崎）迄で、之に用ひた曳索は神門郡（今簸川郡に屬する）の藪ツツの長濱となり、その水竿（加志）は上記の如く佐比賣山である。原文自去豆之折絶。

与とあるので、折を打、与を而の誤としてコヅヨリウチタエテ又はコヅノウチタエヨリシテと訓したのもあるが、去豆並に以下に掲げる多久も宇波も、共にウチタエといふ語を以て表現せられるやうな地形ではなく、ヨリシテといふ古語法はあり得ぬから、旋は旋の誤としてヲリタミと訓み、海岸の屈折又は丘陵の鞍部の意とし、与はマデに充てた假字又は迄の略書を見るべきであらう。八穂米を神賀詞によつて八穂爾の誤とするのは一理があるが、彌秀芽の意を以てキ(木)に言ひかけたものともいひ得る。

佐伎の國から引縫うた部分は多久の彎曲部から狹田の國までとある。多久は風土記楯縫郡神名樋山の條下にあげた多久村で、——今も鍛川郡檜山村に多久及多久谷といふ字がある——此山から流出する川を多久川といふとあり、同書及神名帳に見える多久社も此地にある。狹田國は秋鹿郡(今八束郡に屬す)の舊名で、今も佐太村、佐陀川の名が残つて居る。前條の地域が東界から西界に向つて序せら

れて居るに反し、此は西界を起點として居るのは、其中間に臣津野命の本郷意保美及宇迦が介在するからであらう。

次に良波の國から引縫うた部分の起點は千家俊信の訂正出雲風土記には、自手[△]波縫[△]とあり、波は衍、縫は結の誤としてタユヒと訓してあるが、岸崎時照の風土記鈔及國造本、享和本には自宇波又は自宇浪とあるから、手[△]は宇[○]の誤寫、縫[△]は衍字として、——去豆、多久の例によれば、縫の下に乃[○]の字があるべきであるが、此には見えぬから(訂正風土記には之を補うてあるが)、或は縫[△]は能[○]の誤記であるかも知れぬ——ウナミと讀むのであらう。此名は現存せぬが、風土記に島根郡野波濱、野波川、野奈彌社とある地(今の八束郡野波村)をいふものと思はれる。ヌとウとは通音であるのみならず、——例へばヌ[○]バタマ(枕詞)をウ[○]バタマともいふ——其附近には小波、佐波の如き地名も見えるから(陸地測量部廿万分の一圖)、ウナミもあり得た筈である。其終點は關見國とあり、風土記及延喜式にあげた久良美又は

椋見社クラミは今の八束郡本庄村にあたり、クラミ谷といふ地名も残つて居るから、此附近を往古闔見郷クニと稱へたのであらう。島根半島は此部分に於て最大幅員に達するから、此場合に限り南北限を表示したのは極めて當然である。

高志の都々の崎を引縫うた地域は三穗の崎で、其に用ひた綱は夜見島となり、衝立てた水竿(加志)は伯耆國の大神岳となつたとある。夜見島は伯耆國の日野河口から堺港に至る一帯の砂嘴で、美保灣と中海の中間に突出し、今もヨミの濱又は弓の濱と呼ばれ、往古一離島であつた形跡が顯著である。大神岳は大なる神山の意であるから、上記の如く大山をいふのであらう。

右の如く引縫うたといはれる地域は日野川から神戸川までの間にあるから、之が原土は其以外にあつたものとせねばならぬ。考衾志羅紀乃三崎は勿論朝鮮東岸の一岬角を意味するのであるが、今其地點を明にせぬ。タクフスマは樹皮布製の衾を意味し〔古語大辭典〕、其色が白からシラ(新羅)に言ひかけたので、シラキは

新羅に住するキ族といふ意であるが(第一八二頁参照)、其國土の稱呼にも轉用せられるやうになつたのである。北門の二國即ち佐伎之國及良波乃國については未だ確説がない。良を農の誤として上記野波を之に擬し、佐伎は今の鷺浦なりとする風土記鈔の推定は、傳説の趣旨に副はぬので、先學多くは北方の異國の名ではないかといふ疑を残して居る。外國地名とすればラ行の語音を語頭に置いた良波といふ稱呼も有り得ることであるが、文獻にも見えぬ、現在地名からも物色し得ぬ國が、出雲時代に知られて居たといふことは奇怪であるから、尙一考を要する。試に左に私の一臆説を述べることにする。

北門を字義によつて解釋すれば、北方の門戸といふことで、出雲から見て之に該當するものは、隱岐の島前島後である。オキといふ名が本初島前にのみ與へられたものではないかといふことは上に述べた通りで、キ族名から出たとする推定に誤がないとするならば、宜長説のやうに佐を於の誤とせずとも

之をサキとも稱へたことはあり得る。現に中島(海士村)には崎サキといふ大字があるのである。又島後周吉郡磯村大字加茂は、和名抄に賀茂郷とある地で、式内賀茂那備神社があり、カモ社の南方を神名火山と稱へる。賀茂と神とは本来同一語に充てた假字で、ナビとナミとは通音であるから、神波とあつた神を良△と誤記したことは有り得べきである。若し然りとせば良波(良浪)はカムナミと訓むのであらう。

高志といふ地名は出雲の神門郡にもあるが〔風土記〕〔和名抄〕、一般には北陸及山陰東部を總稱したので、都々の三崎も雄略紀に見える丹波國餘社郡管川(今の丹後國與謝郡筒川村)の岬なりとする説と、能登國の珠洲崎を之に擬する説とがあるが、いづれも語音の相似による推測に過ぎず、確證はないやうである。現地はいづれにもあれ、出雲の東方高志國の一地方を意味したことは疑がない。

佐伎、良波を島前、島後をいふものとすれば、西の方新羅より、東の方高志に到

るまでの序次が、引縫はれたと稱へられる地域の排列と一致して、話の筋道が一層よく通るやうである。さりながら此傳説が譬喩を以て臣津野命の勢力勃興を叙べたものであるとするならば、國土牽引は民衆糾合を意味するものとせねばならぬ。大倭根子日子國玖琉命(孝元天皇)を紀に國牽天皇と書いたのも、國ヒキ、國クル共に人民歸伏の意があるからで、人口稀薄であつた上代に於ては、國土の經營には第一に領民の増加を必要としたのである。出雲風土記には同一觀念を五百津鉏々ヒキニスキトリトラスシ而所造天下大穴持命といふ語句を以て表現して居る。

第六章 自然物、自然力

海川——山野——草木——風——五行——出雲族の造化觀

紀の本文には國土生成に次いで、生_レ海、次生_レ川、次生_レ山とある。既に國土をも生産したと説かれたのであるから、大海山川も亦此神によつて生まれたとするのは、不思議のないことで、紀に並記せられた十一書中一書(六)の外之に言及したもののないのは、異説がなかつたから、此部分を譯出しなかつたものと思はれる。草木も亦此神の所生とせられたことは、次節に吾已生_三大八洲國及山川草木_一とあるによつても明であるが、此は新陳代謝するものであるから、造化神によつて作られたものは其原種ならざる可からずといふ論理により、次生_三木祖_一句句迺馳_一、次生_三草祖_一草野姬、亦名野槌と説かれて居る。野槌は後記の如く野の神靈の意

で、草の祖(原種)とは本質を異にし、草野姫の別名とすべきものではないから、恐らくは海と川とが對立したやうに、本初山と野とが對偶したのが、誤り傳へられたのであらう。

然るに記の傳承に於ては草木は勿論、海川山にも盡く擬人名が與へられて居る。其は神によつて生まれたものであるから、同じく神ならざる可からずと考へられた爲であらうが、前章にも述べたやうに、原説の「産」といふ語は「造」と同義に用ひられたので、國土は勿論自然物自體を神と見ることは決して我民族固有の信仰ではなく、山の神、海の神といへば、山、海を支配する神のやうに了解せられ、造化傳説の本旨を没却することになる。紀が之と同一系に屬する一書(六)を収録したのにも拘はらず、記の説を採用しなかつたのは、此理由に基くものであらう。縦ひ稗田阿禮の改作でないとしても、古い傳説とは思はれぬが、之を一篇の神話と見れば極めて巧な構想で、或る時代に存在を信ぜられた神々を網羅し、之を一

系に繋いだ手腕は出雲傳説に劣らぬものであるから、後の學者が其絢爛なる詞藻に魅惑せられ、之を正傳と信じたのは〔山陰〕無理もないことであるが、神名の意義を精密に検討するに於ては、斧鑿の痕を發見することが容易である。左に聊か所見を述べる。

記によれば海神の名は大綿津見神とあり、紀の一書(六)には少童命とし、此云_ニ和多都美_一と訓註してある。少童は神武紀に海童ともあり、博物誌に西海神童張華詩有_ニ海童_一邀_レ路、注云海神也とあるによつて借り用ひた字で、此二傳に於てワダツミの神と稱へられたことは疑がないが、ワダツミが單に海を意味するならば、生_ニ海神_一名大綿津見神〔記〕、又は生_ニ海神等_一號_ニ小童命_一〔紀一書〕とあるのは重複の嫌がある。其故に眞淵はワタは海の義、ツは助辭、ミはモチ(持)の反で、海津持即ち海を受持つ神の意であると説いたのであるが、モチが約せられてミとなるといふのは、延約盲信者の間にしか通用せぬ説で、今日之を肯定するものはあ

るまい。或は夫餘國の始祖の東明、高句驪の先祖の朱蒙、百濟の遠祖の都慕等と同語として、神又は帝王の義があるのであらうというたものもあるが、神靈といふ意を表現する爲には、軻遇突智、野槌などと用ひるツチといふ語があるから、不確實な外國語をかりすとも、ワダツチというた筈である。之をワダツミと訛つた原因については、甚煩はしいが語義から説明せねばならぬ。

ワタは「渡」又は「海」を意味する古語で、大ワタ、夢のワタ(渡)、ワタのツコ(海底)の如く用ひ、大水の意なるウミ(海、湖)と區別せられたのであるが、ワダツミといふ複合語には二つの意味がある。其一はワダツウミの約で、——上代の發音法によれば、此場合ウは前續のツの韻に攝せられるから、古書には常にワダツミとある——海洋を意味し、一はワダスミの轉呼で、海住民の稱呼として用ひられた。其故に海人族の祖神豊玉彦をもワダツミの神とよび〔紀〕〔姓氏錄〕、阿曇宿禰を始め、海人諸氏族の祖先として有名であつたので、早くから海神の意のワダツミ

の神と混同せられ、彦火火出見尊がワダツミ族(海人)の女を娶されたといふ史實も、海神との遭逢として語り繼がれ、征韓の役に参加した海人族の將帥は、三箇男神と呼ばれて住吉に祭祀せられたのであるが(次卷参照)、兩者は決して同一神ではない。造化の神によつて生まれたものが海住民の祖神でなかつたことは勿論で、海ワダツミの神を意味するならば、名大綿津見神は蛇足であるから、こゝはワタツチワタツチの神とあつたのが、類音の故を以て誤傳せられたものとせねばならぬ。後記の大山津見神も同様である。

紀の本文の川に相當するものは、水戸神名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神で、紀の一書(六)には水門神等號ニ速秋津日命とある。ミトは水門を正字とし、河海を問はず、舟楫の通する門戸をいふのであるが、大河流、就中其下流の意に用ひられることが多く、常陸國の水戸の如きも其名残で、此と同義語のミナト(水之門)はツ(津)に代つて港津を意味するやうになつた。されば水流朝宗の意を以て

其神號をハヤハキ(急吐)と稱へたので、ハヤアキは其轉呼である。備讃海峽の鹽シ飽島アキも亦潮流の吞吐の衝にあたるが故に命名せられたもので、海についても此語を用ひ得べきことは勿論であるから、大祓の祝詞にも荒鹽之鹽、八百道、八鹽道之鹽、八百會ニ座ス速開都比咩ト云神持可吞テムとあるのである。

記に之を日子、比賣二神に分けたのは次の八神の出現を説かむが爲で、此二柱の神が因ニ河海ニ特別而生とあるが、こゝにも聊か矛盾がある。ミトの神は上述のやうに、必しも河川のみを言ふのではないが、別に海の神の存在が明示せられて居るのに、海にも縁故のある神々の生成に海神が關與しなかつたのは奇恠とせねばならぬ。聽衆は假に宣長のやうに従順で、無批判に耳を傾けたとしても、傳誦者に識見があつたなら、其説明を與へずして之を語ることを疚しとした筈であるから、恐らくは語義が不明になつた後、文盲が平家を語るやうに、空覺えの儘を傳へたものであらう。右の八神は沫那藝神、沫那美神、頬那藝神、頬那美神、天之水

分神、國之水分神、天之久比奢母智神、國之久比奢母智神であるが、其中には左記の如く會得しかねるものもあるのである。

沫那藝神は紀の一書に伊弉諾尊の親としてあげた沫蕩尊（此云阿和那岐）と訓註してある）と同名であるが（二三四頁参照）、こゝでは泡沫に擬へて之を沫之子、沫^{アツナ}之^キ女^ナ二柱に分け、次の六神と同じく、耦生神として説かれたのである。沫之子の意としては伊弉諾尊を生んだといふ説は泡沫夢幻の感があるが、既述の如く、全然別の意味で名を負はせたこともあり得るから、或は古傳に見えた此神號を、疏忽にも沫の神の意と解して、ミトの神に結びつけたのであるかも知れぬ。頬那藝、頬那美は他の傳説には見えぬが、泡沫に對して水面^{ツラ}を神格化したものと思はれる。宣長は猿田彦の水難の記事を引いて、之を泡沫がツブ立つ形容とし、ツラはツブラの約であると説いたが、此と其とは比倫すべきものではなく、且ツブラのラは接尾語で、ツブ（粒）とのみもいふから、ラを存して語幹のブを省くが如き

ことはあり得ぬ。

天之水分、國之水分の天、國は區別的美稱で、之を冠することは一神格を二柱に分ける場合に用ひられる常套手段である。何が故に二柱としなければならなかつたかといふ事に就いては、明確なる説明はないが、耦生神といふ觀念は既に神世七代にも見え、上掲諸神中にもキ(子)、ミ(女)又は彦、姫に區分したものが多く、姫神配祀といふことが中古にも屢々行はれた所を見ると、——諏訪の南方刀美神の如きは、本來女神であるにも拘はらず、更に八坂刀賣神が配祀せられた——神も人間のやうに配偶のあるのが常態と考へられたのであらう。ミクマリは字の如く、分水又は配水の義で、水源地を支配する神とせられたらしく、祈年祭の祝詞にも水分^ニ坐^ス皇神等^{スメカミタチ}として吉野、宇陀、都祁及葛木の名をあげて居る。此神と次の二神とは河の分野に屬するものである。

久比奢母智の名の義について宣長は、鎮火祭の祝詞にイザナミの命の所生とし

て水神、川菜、埴山姫と同列に擧げた匏クミヒサゴネチに相當するものと見なし、汲匏持の意なりと説いたが、クミヒサをクヒザと約することは出来ぬのみならず、匏をヒサゴといふのは水差筒ヒサグの轉呼により、此鹹實が水入の用に供せられる事實によつて名を負はせたのであるから、汲匏持は意をなさぬ。案するにクヒは角クヒ、活クヒと同じく、樹水クヒを意味し(一一四頁参照)、モチは上述の如く管掌の意であるから、樹水差ヒサ即ち注水を掌ることをいふのであらう。此神も亦天と國との二柱に分たれて居る。

紀の本文の山に相當する山神の名は記には大山津見神とあるが、野ツチノツチに對し山ツチヤマツチといふのが至當で、紀一書(六)に山神等號ニ山祇ヤマヅメとある山祇もヤマツチに充てられた假字とせねばならぬ。其故に神代紀一書及神武紀にも山雷と書いてヤマツチと訓してあるのである。然るに従來山祇の二字をヤマツミヤマツミと訓んで居るのは、記に準據したのであるかも知れぬが、然らば祇の下に神の字が必要で、――

永享本には命の字が補うてある——ヤマツミだけでは神號にならず、地祇と書いてクニツミと訓した例もない。大山津見神は出雲の足名椎並に日向の吾田の木花佐久夜毘賣の親で、前者は國^ツ神とあり、後者は人文神として叙述せられて居る。假に足名椎と神武天皇の御曾祖母木花佐久夜毘賣とが同族で、其遠祖を大山津見神といふと解するにしても尙、之をイザナミの命によつて生まれた山の精と見なす事は、餘りに神怪であり、餘りに唐突であるから、出雲及吾田の大山津見神はこゝの山祇とは全く別神で、上記海住民族の祖神なる綿津見神に對して、山住民族の祖神を山スミの神といひ、ヤマツミと轉呼せられたものと思はれる。釋紀六卷に山祇をヤマスミと訓してあるのも其一證とすべきである。記は之を混同したのであるが、原説は紀の本文の通り、單に山とあり、之を神格化して山ツチ(山の神靈^{ツチ})というたので、誤解を招いたのである。

野の神は記に鹿屋野比賣神亦名野椎神とある。——紀の一書(六)には此神の代

に土神名は埴安神をあげて居る。——鹿屋野比賣は紀(本文)の草野姫に當るが、其は草の祖で、亦名野槌とあるのは、前にも述べたやうに正傳ではなく、原説は山と野と、木と草とが對立した筈で、木祖の句々廻馳に對して草祖の草野姫をあげ、山神の山祇ツチと野神の野椎とを對偶としたものとせねばならぬ。高天原の章下(紀の一書)にも使ヤマツチ山雷者採ニ五百箇眞坂樹ノ八十玉籤ニ、野槌者採ニ五百箇野篤ユスズ八十玉籤ニとあるのは之を立證して餘りがある。記は之に従うたのであるが、尙若干の混同を免かれず、鹿屋野比賣といふ神號をこゝに挿入したのである。——草の神については後に述べる。

野槌のツチは上掲國狹槌尊の項下に述べたやうに神靈の意で、野を神格化する爲に添付せられたのである。記によれば此神と大山津見神(山ツチ)とが因ニ山野ニ持別而天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹霧神、天之閻戶神、國之閻戶神、大戸惑子神、大戸惑女神の八神を生んだとある。これは水戸の二神から河海

に縁のある諸神が生まれたとあるのと同じ着想で、當時世人に知られて居た出自不明の神達を一系列に繋いだものであらうが、關戸神以下は他に所見がなく、狹土、狹霧神も次の如く、既出とは異つた意味に説かれて居るのである。

神世七代中の國狹槌尊は其章下に述べたやうに、國土發祥といふ概念を神格化したのであるが、このサツチは勿論其意味ではない。記傳にはサは坂の義で、サツチは坂の神なりとし、次の狹霧も坂限サカキリの約で、境に同じいと説いて居るが、サカには坂の外に境といふ義があり、之に活用語尾ヒを連ねてサカヒといふのが普通で、サギリと用ひた例もなく、サカ(坂)を略してサといひ得るとしても、其は複合の場合に限り、單獨で坂をサと稱へることのないのは、サには他に多くの義があつて、誤解が起り易いからである。加之坂(堺)の外に更に堺の神をあげることも重複であるから、サを接頭語として、サギリは霧、サツチは土の意と解すべきである。即ち山野の縁によつて靄霧と土壤とを點出し、之を神格化したもの

と思はれる。土の神は出雲傳説に、大年神の子と稱する大土神亦名土之御祖神といふものがあるが、其は全然別系の神話であるから抵觸せぬとしても、次にイザナミの命の屎から化生したとあるハニヤス神は、紀の諸傳には土神とあり、名の義から見ても土を神格化したものであるから、之と重複する嫌がある。其故に記にはハニヤスの神の冠稱「土神」を削つたので、嚮に神世七代中から省いたサツチの神を復活させる必要上、己むを得ずとせられたのであらう。但し紀一書(六)にも土神埴安神を山神及水門神と同列に擧げて居るのである。狹霧神も亦、舊事紀の傳に天祖天讓日天狹霧國禪日國狹霧尊とあるのを、こゝに拾ひ上げたものと思はれる。

關戸は暗處クラトの意なること勿論で、幽谷密林をいひ、大戸惑子、大戸惑女の戸惑は借字で、大トマト彦、大トマト媛を意味し、トマトは泊處即ち雨露を凌ぎ、猛獸鷲鳥の害を避ける留宿處をいふのであらう。トマリ(泊)の原語はトメ(停留)であ

るが、古は四段に活用してトミとも用ひられたから、——例へばトドメを古語ではトドミといふ——トミトをトマトと轉呼した事はあり得る。宣長はトヲトマリドの省約なりとし、トヲはタワ(撓)、マリはミに同じく、山のタワミをいふと説いたが、ミを引延してマリとし、更に其リを省いてマ一音に約するといふが如き飴細工のやうな語音變化は、世界いづれの言語に於てもあり得ぬことである。

之を要するに上記八柱の神は、山野に縁のある土、霧、暗處クラト及宿處トヤトといふ四つの觀念を神名に託して表現し、之を天と國又は男女の耦生神としたもので、河川の八神と共に、縦ひ稗田の阿禮の考案にあらずとするも、比較的新しい傳説であるので、其構想の巧なるにも拘はらず、國史編纂に際し斷然排斥せられたので、宣長等のいふが如く、紀が漢意によつて古傳を改めたものでないことは、本文の外に十一書の異傳を列擧した態度によつても明白である。

鹿屋野比賣が紀の本文の草祖草野姫にあたることは上記の通りで、カヤといふ

語に草の字を充ててゐることは萬葉集にも多くの例があるけれども、クサとカヤとは同義語ではなく、後者は記の高千穂傳説に葺草カヤとあるを正字とし、ヤカミ(屋)の上を覆ふ草を意味するものであるから、草の祖の名としては、寧ろクサ野カヤ姫と稱へることを妥當とする。然るに記に之をカヤ野比賣としたのは、草祖(又は神)と考へず、野の神の名と見なし、クサ野よりはカヤ野の方が、野の形容に適はしいと認められたからであらう。之を察せずして草の祖なる草野媛をも、私記には古事記に準じて訓したが、尙安氏(讀師阿倍朝臣貞勝)說草ラ讀ムコト如字、假名本クサノヒメ止讀之と附記して居り(釋紀)、井上校本にもクサとすべしとある。私も之に従うてクサヌヒメと訓み改めたいと思ふ。

草祖に對する木祖は句々迺智で〔紀〕、記にも木神久久能智神とあり、紀一書(六)には木神等號三句々迺智とある。名の義は木ク々クの靈チなること極めて明白で、キ(木)を上古クとも轉呼したことは、既述のクヒ(樹水)を始め、クガ(木)(陸)、クキ(木)(子)

(莖)^{(木) (秀)}、クヒ^{(木) (杵)}、クマ^{(木) (隈)}、クレ^{(木) (木)} (樽)等極めて例が多いのに、宣長がククはクキに從うて居るやうであるが、言語は簡單な總括的なものから、枝葉に分れるのが通則で、ククキがクキとなり、クキをククと訛り、莖を木神の名としたといふが如きは、常識から考へてもあり得べきことではない。

紀の本文には上記諸神の外に、日神及月神を生むとあるが、これは太陽、太陰其ものをいふのではなく、大日靈貴及月讀尊を之に況へたものであることは、註記及次の文によつても明白で、さればこそ記及紀の一書(六)の傳には日神、月神とは説かれて居らぬのである。然るに紀の他の一書(二)には日月既生、次生と蛭子と書き起し、日月も亦諾冊二尊によつて作られたかのやうに記されて居るが、日神月神の誤寫又は訛傳であらう。當に日月のみならず、星辰、雷電、雲雨についても言及せられて居らぬのは、既述のやうに天地と共に發生したものとせられた

爲であらねばならぬ。自然力としては唯風のみが左記二傳に二尊の子として説かれて居る。

記には單に風の神として國之久比奢母智神の次にあげ、名ニ志那都比古神とあるのみであるが、紀の一書(六)には、大八洲を生んだ後、伊弉諾尊が我所生之國^ナ唯有^ニ朝霧^ニ而薰滿之哉^トというて吹撥^フ氣^ニに化爲^レる神を號けて、級長^ノ戸邊命亦是也と説明せられて居る。舊事紀にも同様な一説をあげて居るが、神號を級長津彦命次級長戸邊神としたことを異りとする。級長は記に志那とあるに當るが、字訓はシナナガであるから、之を約してシナと訓む理由はなく、恐らくは一つのナ音を略いてシナカと稱へ、——其はミミ(御身)を略してミといふが如く、他にも例のあることである——シ(風)之子^{ナカ}を意味したのであらう。風は古語ではチともいひ、ハヤチ(速風)、コチ(東風)の如く用ひられ、音便によりシと轉呼してアラシ(暴風)、ツムジ(尖風即ち颯)ともいふから、之を

人格化して風之子シノコとも稱したことはあり得る。纂疏には息長と云はんが如しと釋して居るが、オキナガを息長とかくのは借字で、字の義ではなく〔古語大辭典〕、國語では附庸的形容詞を名詞の後につけて用ひることは異例である。大祓の祝詞に科戸シナト之風とあるのもイブキ(息吹)門に對し、風シナ之門をいふので、息長處の義としては對句にもならず、何を意味するか判らなくなる。從來記に準據して級長をシナと訓み、紀に従うて志那の義を解いて居るが、其は論理上成立せぬバラドックスといはねばならぬ。志那に風といふ義がありとすれば、ナはハネハネ(羽)、ヤネヤネ(屋)等のネの轉呼で、接尾語として添付せられたのであるから、單にシといふと同じく、上記のチ(風)から分化したものとせねばならぬ。

トベはトメの音便で、富女トメを意味し、女人に對する敬稱であるから、紀に亦曰ニ級長津彦命とあるのは誤で、舊事紀の如く男女二神とすべきであらう。古事記に於ては一神をも天と國、又は彦と姫との二柱に分けることを例とするにも拘

はらず、此神に限り男神のみを擧げたのは、決して眞淵のいふが如く逸脱したのではなく、之を二柱とすると、久久能智神が孤立するので、故意に女神を省いたものと思はれるが、其は上述の如く草の神を野の神と混淆した結果で、原説には木の神は草の神と對偶した筈であるから、此は二柱であつて然るべきである。

此神の外に大祓の祝詞には氣吹戸坐氣吹戸主といふ神をあげて居る。其出系は示されて居らぬが、イブキは高天原の傳説にも吹棄氣吹之狭霧と用ひてあるやうに、息吹即ち氣息の意で、風を大氣の呼吸に況へ、其氣息の門を支配する神として、イブキト主と呼ばれたのである。若し強ひて氣吹戸主と志那津比古との相違を求めんとするならば、前者は軟風の謂で、後者は稍々強い風を意味するといふべきであらう。

右の外龍田風神祭の祝詞によれば、天下^{オホミタカラ}公民^{アホミタカラ}作作物^{アホミタカラ}惡風荒水^{アホミタカラ}相^{アホミタカラ}不^{アホミタカラ}成^{アホミタカラ}
傷^{ツヨナフ}ものは天^{ツヨナフ}御柱^{ツヨナフ}命^{ツヨナフ}、國^{ツヨナフ}御柱^{ツヨナフ}命^{ツヨナフ}といふ神なりとあり、(龍田)比古神、比賣神と

もよばれて居る〔式、萬〕。これは風の神と了解せられて居るが、其名のハ　ラはハ
 シル(走)の轉呼で、暴風疾驅の象徴ではあるまいか。されば本文にも「悪しき風、
 荒き水に會はせ」とあつて、志那都比古、氣吹戸主とは多少神性を異にするのであ
 る。恐らくは古傳の神ではなく、稍々後世の信仰であらう。——此祝詞に志貴島_ニ
 大八島國知_{シラシ}皇御孫命とあるを、崇神天皇(師木水垣宮)の御宇とするは誤りで、
 欽明天皇(師木島大宮)のことであらねばならぬ。播磨風土記にも此天皇の御代を
 常に志貴嶋御宇として居るのである——時代思想に應じて古傳説に見えぬ神名が
 出現するのは敢て奇とするに足らぬことで、續後記以降に屢々記載せられた兩師
 神の如きも其一例である。

木火土金水の五行は、上に述べた木の祖の外、紀の本文には見えぬが、爾餘の
 諸傳に之を説いたものがある。記によればイザナミの命は、諸子を生み生んで、
 最後に火之夜藝速男神、一名火之炫_{カガ}毘古神又は火之迦具土神を生んだが、之が爲

にホド(蕃登)を灸かれて病臥中、タグリ(痰)から金山毘古神、金山毘賣神、屎から波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神、屎から彌都波能賣神及和久産巢日神が生成し、母神は火傷の爲に終に神避り坐したとある。この一節が火土金水の發生を語るものなることは神號によつて明白であるから、こゝに其意義を釋明する。

火之夜藝速男神は、記に掲げた二異名の外に、紀の一書には軻遇突智(二)(七)(八)、火神(五)、火神軻遇突智(四)(六)、火産靈(三)とあり、鎮火祭の祝詞には火結とある。いづれを本名とすべきか不明であるが、ホムスビ、カグツチ、火のヤキハヤラ、火のカガ彦と四様に稱へられたものと思はれる。火其ものを神格化した名稱とすれば、ホムスビ(火魂)といふ神號を最も適當とし、カグツチのカグはカガと同じく炫耀の意で、ツチは上述のやうに神靈の義であるから、火のカガ彦と同じく、火徳を稱へたものと見るべく、火のヤキ(燒)ハヤ(捷)男は其威力を表示したものゝやうである。又火のイカツチ(嚴神靈)とも稱へたと見えて、神名

帳には香都知神社(紀伊國名草郡)、火牟須比命神社(伊豆國田方郡)の外に、大和の廣瀨及宇智郡、和泉國大鳥郡、上野國那波郡等に火雷(穗雷)神社を擧げて居る。所所の火山にある神社も、本初は火ムスビ又は火雷を祭つたのであらう。但しイザナミの命の遺體に宿つたとある火雷(紀一書)及賀茂の別雷神の父と稱せられる火雷神(山城風土記)は同音別義である。

火を産んだが故に火傷を蒙つたといふのは、「産」といふ語が本初「造」の意の譬に用ひられたものであるといふことを忘れた後の傳承であらねばならぬが、尙上代人としては然るべき着想で、此の三元素の生成を之に結びつけたのも、決して不自然ではない。火傷の局部を指示したのは、記の傳と鎮火祭の祝詞だけで、紀の諸傳には單に所_{ヤカレ}焦(見_レ焦)又は被_レ灼とあるのみである。ホドは後世専ら陰部の意と了解せられて居るが、畝火山の美蕃登(記)の如くも用ひられ、原義は秀處_{ホト}で、大切な所といふ意から、陰部の義にも轉じ、ホトコロ(懷)といふ語をも生じ

たので、天宇受賣命が裳^カ緒を蕃登に押し入れたとあるのも〔記〕、必しも醜態とのみ解することは出来ぬ。繼體天皇の御諱ヲホドの命、御曾祖父の大^{オホ}ホドの命も、秀處の義による美稱である。

イザナミの命が火傷の爲に亡^{ウツ}せたとせられた以上、生産作用は之を以て一段落とせねばならなかつた。其故に記には凡伊邪那岐伊邪那美二神共所^レ生島壹拾肆島、神參拾伍神とし、是伊邪那美神未^ニ神避^ニ以前所^レ生云々と註したので、國土の神格化せられたもの十八柱の外に、大事忍男以下迦具土神までの諸神から孫神を除いた數を合すれば、正に三十五柱に達するのである。——舊事紀が四十五柱と算したのは、他の傳説をも取入れて神の數を加へたからである——然るに後の學者之を察せず、金山毘古以下の化^〇生神をも加算し、數を合せる爲に任意に二神を一柱に併せ、宣長の如きは後記の石土毘古と石巢比賣とを一體としたが、其は釋明ではなく、寧ろ添削といふべきである。

土金水は臨終のイザナミの命の排泄物から化生したと説かれ、第一にタグリを擧げて居る。紀の一書(四)は之を吐と譯したが、タグリのタはツ(唾)と同源から分化したもので、古語では排泄をマリともクリともいうたらしく、今も涎イダレクリといふ言葉がある。されば口中から排泄することをタグル(吐)といひ、排泄物をタグリと稱へたので、こゝでは痰タシを意味するものゝやうである。——漢語痰タン及唾タも同源から出たのであるかも知れぬ——和名抄に嘔吐をタマヒと訓したのは、タマリタマリの轉呼ではあるまいか。中國に於て咳することをタグルといふのも其轉義であらねばならぬ。

金山毘古及金山毘賣が金山の男女神を意味することはいふまでもないが、紀には一書(四)のみに此神をあげ、而も金山彦一柱のみである。次の波邇夜須毘古、波邇夜須毘賣の例によるも、山は其産地を表示する爲に添加せられたので、此一節は單に金屬の發生を説いたものとせねばならぬ。之を痰の化生としたのは、金カナ

滓^クの形狀からの連想で、冶金の術が世に知られて後の追補なるが故に、之を擧げぬ傳説が多いのである。——論ずるに足らぬ愚説ではあるが、記傳にはカナヤマを枯惱^{カレナヤミ}の約なりとし、カナシ(哀)のカも亦枯の義であると説いて居る。カレ(枯)を略してカとすることは出来ず、カナシの語幹がカナであらねばならぬ事は、今日疑を挿むものはあるまい。宣長の語義論の妄誕なることは概ね此類であるが、尙記傳の説を金科玉條として居るものもあるやうであるから一言するのである。

次に屎から化生したとある波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神は、紀の一書に埴山^{ハニヤマ}姫(四)、土神埴山^{ハニヤマ}姫(二)、埴安神(六)とあり、ハニヤマともハニヤスとも呼ばれたものと見えて、舊事紀にも埴山^{ハニヤマ}姫神亦云埴安^{ハニヤス}姫神とある。埴は字鏡に黏土也、波爾^{ハニ}とあるが如く、ハニと訓み、へ(容器)の材料とするニ(土)即ちへニの轉呼で土の一種の名であるが、上代人には最も有用の物質であつたから、土壤の代表として之を擧げたので、神格化して土神としたのであらう。山といふ語を添へたの

は、上記金山彦と同例であるが、之をハニヤスとも稱へた所以は、大和國に埴安といふ有名な粘土産地があつたからで、神武紀に號_レ取_レ土之處_一曰_二埴安_一とあるのが其である。安は借字で、ヤツ(谷)を意味し、地形稱呼であるから、ハニ山をハニ谷^{ヤス}としても義に於て大差はない。宣長はヤスをネヤスの略として、令_レ黏の義と説いたが、假にネヤスといふ古語が存したとしても、ネル(捏)から出たものであらねばならぬから、語幹ネを略しては意をなさぬ。加之埴山はマリヤマヒの轉呼で、マがハとなり、リがニと轉じ、ヒが略せられたのであるといふが如きは〔記傳〕、沙汰の限りで、紀一書(六)には火神より前に序せられ、悶熱懊惱の際大使から化生したとあるのは他の一書(四)のみであるから、病苦の形容と斷定すべき理由がない。之を姫神一柱とし〔紀諸傳〕、或は男女二柱としたのは傳承の相違で、話の筋には大差のないことであるが、原説は上記金山彦と對偶し、女神一柱とせられたのではあるまいか。記に天鳥船から豊宇氣毘賣まで十柱の神をあげて置き

ながら、并八柱としたのは、記傳の説の如く、金山毘古、金山毘賣、波邇夜須毘古、波邇夜須毘賣を各一柱と數へた爲であらねばならぬ。或は十の誤記と見ることも可能であるが、八は或る時代に神秘數と見られたらしく、大八島を始め、水戸神及野神の子も各八柱とせられ、後述の如く、迦具土を切つた刀の血から化生した神も、出雲傳説の羽山戸神の子も八柱で、大年神の子は十六柱(八の倍數)とせられて居る。

土を尿に沉へたと同様に、尿から化生した神は水を意味した筈で、記には彌都波能賣及和久産巢日神とあるが、紀の一書(二)(三)には水神罔象女一神のみをあげ、——他の一書(四)には單に罔象女とある——罔象を美都波と訓註し、ワケムスビ稚産靈は一書(二)に軻遇突智と埴山姬との間に生れたとある。罔象には水の精といふ意もあり、和名抄にも魍魎をミツハと訓し、水神也と註してあるが、本來妖怪を謂ひ、神靈を表示するには甚適はしからぬ字なることは、宣長の説の通りで〔山蔭〕、

恐らくはカグツチを斬つた血から化生した闇罔象クラミツハと混同せられたのであらう。ミツハの語義は水母であるから、女神としたのは至當である。水に縁故のある神は角クヒ、活クヒを始め、河海諸神等數が多いので、特に水其ものを言ふために、木祖、草祖と同一觀念から水母と稱へたものと思はれる。

之に反して和久産巢日は直接水を意味するものではない。若しユマリ(尿)から化生した神と見べき理由がありとすれば、ワク(湧)といふ語の縁によるもので、ユマリのユは温泉ユに通ずるから、温泉湧出の作用を神格化したものであらう。記に豊受毘賣神を生んだとしたのも、上代温泉の熱をかりて食物を烹炊したことがあつたからであらうが、紀の一書(二)に稚産靈といふ字を充てたのは、後述の如く誤解に基くものとせねばならぬ(次章参照)。

上述の傳説とは全然無關係な造化觀が出雲民族間に存したことは既記の通りであるが、原説を失うて、其片鱗のみが記の須佐之男命の系譜中に神號に假託して

擧げてある。此等の諸神については、從來其血縁關係を疑ひながらも、何を意味するかを釋明したものがないが、語義上から考察すると、造化に關する觀念と、種族の結合とを表示することが明白である。本章に於て説かんとするのは前者のみであるが、參考の爲め實在人と見べき大國主系を除いた全系譜を抄出する。

須佐之男命

— 八島士奴美神 母^ハ櫛名田比賣……大國主神の祖(省略)

— 大年神 母^ハ大山津見神、女神大市比賣命

— 宇迦之御魂神 母同

— 大國御魂神 母^ハ神活須毘神、女伊怒比賣。以下同腹

— 韓神

— 曾富理神

— 白日神

— 聖神

—大香山戶臣神 母、香用比買。以下同腹

—御年神

—奧津日子神 母、天知迦流美豆比賣。以下同腹

—奧津比賣命 亦名大戶比賣神。此者諸人以拜竈神者也

—大山咋神 亦名山末之大主神。此神者坐_二近淡海國之日枝山_一、亦坐_二葛野之松尾_一、用_二

鳴鏑_一神者也

—庭津日神

—阿須波神

—波比岐神

—香山戶臣神

—羽山戶神

—庭高津日神

大土神 亦名土之御祖神

若山昨神 母へ大氣都比賣神。以下同腹

若年神

若沙那賣神

彌豆麻岐神

夏高津日神 亦名夏之賣神

秋毘賣神

久久年神

久久紀若室葛根神

表中大年神及其後胤の多くは、後記の如く自然神である。其故にスサノヲの命も亦イザナギの神のやうに、一面自然神であることと了解することも可能であるが、若し然りとせば之に配するに、イザナミの命の如き偉大なる女神を以てすべきで、

櫛名田比賣といひ、之と同族なる神大市比賣のやうな極めて人間的の女性を妻としたとあるのは、母系が最も重要視せられた上代に於てはあり得ぬことである。然らば何の縁故を以て大年神以下をスサノヲの命の系譜に繋いだかといふに、是は前章に述べたやうに、此尊い族祖神にあらゆる事物の起原を求めようとした上代人の心理に基く附會とも解釋せられるが、尙他に次の如き一考がある。

大山津見神の女なる神大市比賣神の所生には、大年神の外に宇迦之御魂神がある。ウカのミタマは紀一書(六)にも伊弉諾尊が飢時に生まれた兒を號ニ倉稻魂命とあり、此云ニ宇介能美拖磨と訓註し、延喜式大殿祭の祝詞の屋船豐宇氣姬命は註記によれば、是稻靈也、俗謂宇賀能美多麻といひ(此分註の誤れることは次章に述べる)、和名抄に稻魂和名宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬とあるウカのミタマ又はウケのミタマと同音又は類音であるので、從來稻の靈をいふものと了解せられて居るが、スサノヲの命の子なる此神が、倉稻魂命と同一神であるとすれば、

紀記兩說中一方を訛傳とせねばならぬ。大和傳説が出雲人によつて誤り傳へられた事も絶無とはいへぬが、本來大和と出雲傳説とは別々に發達したもので、其間に脈絡の存した形跡のないことは、後記の諸神號によつて明であるから、偶合か然らざれば同音別義であつたかも知れぬ。宇迦は出雲國出雲郡の地名で、——今も簸川郡國富村の大字に口宇賀、西田村に奥宇賀の名を存する——大國主神の發祥地たる宇迦の山〔記〕のことであるから、其郷神グニツカミをウカの御魂とよび、須佐〔地名〕之男命の子で、大市といふ地の女君の腹から生まれたと傳へられたこともあり得る。若し然りとすれば此ウカの御魂は倉稻魂即ち稻靈とは少しも關係はないのであるが、故意又は誤解によつて之を稻魂と見なし、年穀の神も之と同腹であつて然るべしといふ考から、傳誦の間に造化傳説の一節をスサノヲの命に結び付けるやうになつたのではあるまいか。いづれにしても上表によつて明なるが如く、自然神は此大年神系のみで、八島士奴美神の裔孫は皆實在人であることに注意すべ

きである。

トシ(年)のトはトミ(富)、トヨ(豊)等の語幹で、タリ(足)とも通じ、シは食を意味する原語であるから〔古語大辭典〕、食物豊足の意を以て收穫の義に轉用し、穀果は一年一收穫を例とするから、曆年をいふやうにもなつたのであるが、この大年は原義によつて用ひられ、豊食は上代人の第一の願望であつたので、之を諸自然神の首位に置いたのであらう。されば主として收穫を掌る神、即ち新年祭の祝詞に謂ふ所の御年皇神達としては、此神の子及孫に御年神及若年神を擧げたのである。後世年穀を掌る神をも大歳神といふので、宣長はトシを田寄タケヨシの切なりとしたが、例の牽強にすぎぬ。

大年神の諸子中大國御魂神と韓神とは此國土及韓地の國魂神の謂であらうが、勿論現在の地圖上の日本及朝鮮を意味するのではなく、上代の出雲人に知られて居た海の兩岸に於ける地域を概示するに過ぎぬ。其故に其生母を伊怒比賣とした

ので、イヌは出雲國出雲郡及秋鹿郡の郷名にも用ひられ〔風土記〕〔和名抄〕、今も簸川郡鳶巢村大字西林木村に伊農谷、八束郡に伊野村の名を留めて居るが、原義は野であるから（イは接頭語）、國土とは縁のある名である。此女神の親と稱せられる神活須毘神は、クシビ（靈異）の神といふ意味で、——神は美稱、イは接頭語——實在人物とせられたのではない。

同腹の曾富理神は延喜式に宮内省鎮坐として、韓神と同列に擧げられた園神と同一神と思はれる。園は借字で、ソ（襲）之神を意味し、襲は異俗の義に用ひられたものゝやうであるから、——日向襲（神代紀）、襲國（景行紀）の如き用例がある——曾富理のホリも亦韓語ボル又はボル（邑）と同源の古語と見て、襲邑（ソホリ）の神の義と解すべきであらう。白日神は既述の如く種族神で（第一八二頁参照）、異腹の阿須波神及波比岐神も同性質の神なることは次々の卷に論述する通りである。聖神のヒジリは日知、即ち歳時を知悉するといふ意で、農業に取つては極めて必要であるか

ら、大年神に結びつけられたのであらう。

自然物及自然力は之を管掌する神によつて表現せられ、盡く香川比賣カガコと天知迦

流美豆比賣との所生とせられて居るが、兩女性も其名によつて察するに、母なく

しては子が生まれぬといふ常識から、後日附會したものゝやうである。即ちカガ

ヨ姫はカグヤ姫といふに同じく、光彩赫々たる貴女の謂で、天知迦流は天力チカラを意

味し、美豆比賣は瑞姫であるから、必しも實在神とせられたのではあるまい。唯

羽山戸神の配で、若山咋神以下の母なる大氣都比賣のみは、粟國の別名としても

イザナミの命が生んだ子の一柱としても、スサノヲの命の怒に觸れて殺された神

とも説かれて居るが〔記〕、同名なる以上必ず同一神ならざる可からずとする理由

はなく、他にも此名を負うた神が存したとも解せられぬことはない。若し此系譜

に結び附けた理由があるとするれば、上述ウカのミタマと同じく主食神であるから

であらう。

此傳説に於ては火は奥津日子、奥津比賣及庭津日、庭高津日の四神によつて代表せられて居る。奥津日子比賣兄妹神は、他の例によるも同一神性で、妹神の一名を大戸比賣といひ、竈神也とある所を見ると、大戸はオホトと訓み、大火處オホト即ちカマト(竈)を意味し、奥はオキ(燠)の假字で、炭火をいふのであらう。——戸をへと訓して竈の義とする説には従はれぬ。竈をへツヒといふのは家ヘツ火の轉義で單にへと稱へた例はない。又スミ(炭)といふ語は庭火ニハビに對する柄火スビから出たので寧ろ第二次生である。——之に對して庭燎をニハツ火といふ神號を以て表現したのは然るべきことで、文德實錄及三代實錄にも竈神と庭火皇神とが、相並んで叙位せられた記事がある。庭高津日は庭ツ火の神に高といふ形容語が加はつただけで、神性には變りはなく、單に耦生觀念によつて二柱に分けたものと思はれる。

水の代表神は大山咋、若山咋及彌豆麻岐神である。クヒが樹水クヒ、即ち森林から流出する水を意味することは既述の通りで(第一一四頁)、其山地を源とするもの、即

ち峽水がヤマクヒである。されば山末の大主ともいふので、大と若とは長幼の區別稱呼に過ぎず、神性には變りはない。用ニ鳴鏑ニ神者也とあるのは、祭祀の具に鳴鏑を用ひるといふことで、如何なる由緒によるか不明であるが、鳴鏑は殺人の具としてよりも、寧ろ厭勝の用に供せられたものと見え、兄エウカシ狩が人語を發する鳥を射るに鳴鏑を用ひたとあり〔神武記〕、後世の墓目も其遺風と思はれる。松尾社の祭具中に之を見ず、之を用ひた記録も存せぬことを理由として、宣長が用を誤字とし、鳴鏑にナリマセル神と訓み改めたのは従はれぬ。大山咋神が鳴鏑になつた證據として擧げた山城風土記の別雷傳説には、乙訓の火雷命が丹塗矢になつて賀茂玉依媛に通じたとあるのみで、丹塗矢と鳴鏑とは同一物でないのみならず、地名も神名も相違して居るのであるから、同一傳説が二様に語り續がれたものと見ることは不可能である。若し強ひて鳴鏑と大山咋との緣故を求めねばならぬとすれば、其風を切る響が峽水の咽ぶに似て居るとも説明することが出来るが、さ

まで穿鑿をせずとも、用ニ鳴鏑^ニ祭式が、此傳説の記録せられたころまで存在したものと了解すれば濟むことで、紀の一書に伊弉册尊の魂^{ミコト}を用^ニ鼓吹幡旗^ニ歌舞而祭矣とあると同一書例である。

ミヅマキは勿論撒水の意で、既記の水分神又は久比奢母智神に相當する。同一觀念が全然異つた言葉を以て表現せられて居るのは、大和と出雲との間に別個の造化傳説が存したことの一證とすべきである。

大土神一名土之御祖神が土壤を神格化したものなることはいふまでもなく、大和傳説のウヒヂニ、スヒヂニの神又は土神埴山姫(或は波邇夜須毘古、波邇夜須毘賣)に相當する。其外に山地を代表する大香山戸臣神、香山戸臣神、羽山戸神がある。山戸はヤマトの假字で山處をいひ、香は天香山の例によつてカグと訓み、鹿兒即ち鹿を意味する。オミ(臣)といふ語を添へたのは、彦媛等と同じく、單に敬稱として用ひたので、鹿の住む山の神といふ意であるが、之を二柱に分け、兄神

に大を冠したのである。兩者所出を異にするのは奇とすべきであるが、此等の母神は上記の如く、後人の理想から附會せられたもので、原説ではないやうであるから、深く穿鑿するを要せぬ。特に鹿兒山處カクを挙げたのは、次の羽山戸即ち端山處と相對して、深山と近山とを表現したものと云ひ得られるが、臣といふ語を添へた所を見ると、或は狩獵の神を意味するのではあるまいか。大和傳説には例がないけれども、農業と相並んで狩獵も亦、出雲民族の生計であつたものとすれば、之を掌る神の存在が信ぜられたことはあり得べきである。

端山處の神を上記若年神、若山昨神、彌豆麻岐神等の親としたのは至當な着想で宣長が之を端山にあらず、速山ハヤヤマの約であると説いたのは理由のないことである。久久年神、久久紀若室葛根神、若沙那賣神が此神の子に列せられたのも、山地の植物を代表するが故であらねばならぬ。久久年のククは久久能智の例によつても明なるが如く、樹木ククの義で、トシは上記のやうに豊食の意であるから、樹果の收穫

を掌る神とせられたのであらう。久久紀若室葛根ツナネのツナは、原始的固縛材料たる藤葛類をいひ、ネはこゝでは敬稱として用ひられたので、之に若室(新屋)といふ語を冠したのは、其用途の一例を示す修飾語であるが、顯宗紀にも築立稚室葛根といふ言葉が見えるから(多少含蓄を異にするが)、上代の慣用語句であつたものと思はれる。ククキは「縛ククる木」の意で、同じく葛の修飾語であるが、ククリをククキと訛つたのではなく、上古クリ(繰)に對してクキといふ動詞が存し、——リもキも共に活用語尾である——之を疊頭してククリともククキともいうたのであらう。之から類推すると、若沙那賣も亦人間に有用なる品物の神格化なること疑なく、ワカは若年、若山咋に準じて接頭せられた冠稱で、麻サ之女神を意味するものと思はれる。アサ(麻)は纖維材料となるべき草の總稱で、本初は山野に自生したものを利用したのである。

右の外、同じ神の子と稱せられる夏高津日神一名夏之賣神及秋毘賣神が、夏秋

の季候を神格化した名であることは勿論で、夏を女神なりとする説と、然らずとする傳とがあつたから、二名を併記したのであらうが、孰にしても意味に於ては變りはない。夏秋のみをあげて春冬の神を説かぬことを不可解として、若年神から秋毘賣神までの五柱を、盡く穀禾成熟を掌る神と説くものもあるが、ナツはナリタツ(成立)の約、アキはアカリの切で、赤らむことなりとする語釋〔記傳〕の非なることは勿論、大年神の裔なればとて、必しも農業のみを説くものでないことは上述の通りであるから、強ひて稻(穀物)に牽強する必要はなく、春冬の神の見えぬのは之を逸したものと、或は收穫季のみを神格化したものとも説明することが出来る。

之を要するに造化については、大和と出雲とに全然別系の傳説が存したので、大氣都比賣のやうに重複するものもあり、或は夏高日神及秋毘賣神の如く、二尊傳説には痕跡もないものが、スサノヲ系中に現はれて居るのである。紀に出雲造

化傳説を棄てたのは、上述の如く異俗の傳とした爲であらうが、此斷斤によつて吾人は上代の出雲人即ち純粹の大陸系種族の造化觀の一端を伺ひ知ることが出来るので、極めて貴重な資料であるといはねばならぬ。

第七章 品物

居住——船——天吉葛——匏、川菜——食物——農産物

紀の一書(六)にはイザナミの命が、土神埴安神を生んでから、最終の火神軻遇突智を生むまでの間に、悉生萬物_ニ焉とある。是はさもありぬべき事で、上掲の國土、河川、山野、草木、諸自然物の外に、尙多くのものが造化の神によつて作られたと考へられた筈である。或は原傳説には上掲以外にも諸品物の起原に言及し、其神號又は擬人名が擧げられて居たのかも知れぬが、紀記に収録せられた諸傳中に殘存して居るものは極めて寥々である。蓋し日常吾人の視聽に觸れる品物は、時代に伴うて變遷があり、衣食住の如き生活に必要な物資すらも、決して古今同一ではないから、上代人が造化の神によつて作られたと信じ、重要視した物件

も、價值が乏しくなれば自ら世人に閑却せられ、之を口にせぬやうになるのが人情の常であるからである。記に擧げた石土毘古神以下が紀のいづれの傳にも見えぬのは、恐らくは之に因るものであらう。

記によれば二神は國を生み竟へてから、更に神を生んだとして、上掲の海神の前に、大事忍男神を始め、石土毘古、石巢毘賣、大戸日別、天之吹男、大屋毘古、風木津別之忍男といふ七神を序して居る。大事忍男のオシヲは、既記の如く統制者の謂であるが(第八一六頁)、こゝでは敬稱として用ひられたものゝやうで、大事は字の通り國土生成の大事業をいふのであらう。されば此神は品物には關係なく、單に大事完了といふ觀念を神格化したものと思はれるが、次の六神は語義から察するに、造物主によつて住居が作られたことを物語るものであらねばならぬ。

石土毘古の石は伊波と訓めと註してあるから、イハツチ彦と稱へたので、岩と土との謂で、住宅建築に必要な土石の神をいふものとも解せられぬ事はないが、

特に訓註を施した所を見ると、或は石楠船の石と同じく、堅牢を表示する爲に、形容詞的に用ひられたのかも知れぬ。若し然りとすればイハッチは岩のやうな土といふことで、家屋の地床として築き固められた土をいふのであらう。いづれにしても建築の土工を神格化したものなることは疑がない。

石巢毘賣のスは居住の概念を表示する原語で、動詞に用ひる場合にはスミ(住)となり(ミは活用語尾)、巢をスと稱へるのも之によるものであるが、古語でミス(御巢)、ニヒス(新巢)、スガ(栖處)などいふスは、決して鳥巢又は之に類するものを意味するのではなく、神及人間の棲息する所の義で、一般的には家屋をいひ、就中其坐臥の席の稱呼として用ひられた。されば其目的を以て地床より一段高く木竹を並べた床をもス(簀)とよび、之に用ひられた桿條をスノコと稱へたのであるが、今では簀其物を簀の子と呼稱するやうになつた。——椅ベンチの横桿を意味するハシゴが、梯の意に専用せられるのと趣を一にする——このスは簀の子を意味

し、地床上に設けた坐臥の席のことで、イハは上記の如く堅牢の譬に用ひたのである。スを居宅の義として石屋をいふものとも解せられぬことはなく、高天原にも石屋が存したかのやうに傳へられて居り、岩窟イハヤも亦人間が居住すればイハスであるが、大和民族は穴居した形跡がなく、次の諸神の名に考へ合はせても、家屋の部分稱呼とせねばならぬ。毘賣といふ語をそへたのは例の如く擬人法である。

大戸日別のヒツケは、前にも述べたやうに一種のカバネ(榮稱)で、大戸は字の如く家屋の門扉を意味し、天之吹男の天は美稱、フキは葺の意で、葺料を代表する男神であらう。大屋毘古の屋ヤは屋蓋をいひ、家屋の部分名稱である。風木津別之忍男の下には訓レ風云ニ加邪ニ訓レ木以レ音とあるから、カザムツ(又はモツ)と訓まねばならぬのに、記傳には訓註を無視して木をゲと訓し、風氣カザの義であらうと説いて居るが、其は此一列の神を楔に化生した諸神の異傳なりとする豫斷から出發した牽強であるから、論するに足らぬ。案するにムツ(モツ)はモチの轉呼で、

護持の義があるから、カザモチは防風を意味し、上古防風装置（壁、扉等）の稱呼に用ひられたのであらう。別之忍男とつゞけた例は他に見えぬが、別公の如くカバネと敬稱とを重ねることは必しも不當ではない。

上述によれば此一節は家屋の主要部分たる基礎、簀床、戸扉、葺料、屋蓋、防障が造化の神によつて創造せられたことを物語るもので、上代人によつて尊崇祭祀せられた神として擧げたのではないから、建築様式の變遷に伴ひ、原始的觀念が忘却せられたのは必然のことで、大殿祭の祝詞によれば家屋の神は屋船命と總稱せられ、屋船久久、遲命と、屋船豐宇氣姬命とに分れたものゝやうである。ヤフネはヤ（屋）とフネ（槽）との複合語で、屋體をいひ、其を構成する主要材料として木材と葺草との靈が祭られたのであらう。延喜式の註記に屋船久久遲命、木靈也とあるのは、さもあるべき事であるが、屋船豐宇氣姬命を稻靈也、俗謂宇賀能美多麻、今世産屋以_二辟木束稻_一置_二於戸邊_一乃以_レ米散_二屋中_一之類也とあるのは誤りで、清淨

なるべき大御舍ミアラカを穢ケガレのある産屋ウツヤに準ずる筈はなく、束稻を産屋にかける古習があつたとしても、之を以て屋神の名に負はすべき理由がない。豊宇氣毘賣は通例主食神の名と了解せられて居るが、ケには草といふ意もあるから、大草をウケといひ、更に之に美稱トヨを冠し、女神として豊ウケヒメの神と稱へたこともあり得べきである。

此傳説が紀に収録せられなかつたのは、イハス毘賣及風モツ別之忍男の如き難解語があり、其趣旨が不明であつたので、故意に之を廻避したものと思はれる。されば後世の學徒が之を解き得なかつたのは、是非もないことであるが、宣長が大事忍男を紀の事解之男にあたるものとし、石土毘古、石土毘賣は上筒男命又は磐土命に、大戸日別は大直日神に、天之吹男は氣吹戸主神に、大屋毘古は大綾津日神(大禍津日神)に、風木津別之忍男は底筒之男命(又は底土命又は速佐須良比咩)に相當すると説いたのは誤とせねばならぬ。其は紀の一書(十)に萩の際化

生した磐土神があり、他の傳の上筒男神に該當するものゝやうに見えるので(次卷其章下參照)、其から類推したものらしく、何等根據のない空想であるのみならず、其語義論の如きも杜撰極りなきもので、痴人夢を説く感がある。餘り獨創の説をたてると、私自身も後代の學者から同様の非難を蒙ることがあるかも知れぬが、其は學問の進歩として寧ろ喜ぶべき事で、碩學宜長をして今日に生まれしめば、決して右の如き愚説は吐かなかつたことゝ思ふ。

右の外、記にはイザナミの命の所生として、鳥之石楠船神亦名天鳥船をあげて居る。紀の一書(二)にも生_ニ鳥磐櫂樟船_一とあり、之を神格化して石楠船神としたのは、上例にも多いことで、敢て怪しむには足らぬが、船舟の守護神と見なすのは誤りで、船其ものをいふのである。國讓傳説に八重事代主神を召喚の爲に差遣せられたとある天鳥船神も〔記〕、即踏_ニ傾其船_一とある所を見ると、船の神號であらねばならぬ。「鳥」を冠稱とし、或は天之鳥船と稱へたのは、帆船を諷示するも

ので、神代紀の一書に大己貴神の供御の料として、爲_ニ汝往來遊_レ海之具_ニ高橋、浮橋及天鳥船亦將_ニ供造_一とあり、播磨風土記逸文〔釋記所引〕にも速鳥といふ快走船の名が見える。ホ(帆)は字音から轉呼した語で、古語ではなく、上代に於ては帆船はハタフネ(幡舟)と呼ばれたやうであるから、上記事代主の許に遣はされた舟を、紀に天鳩船としたのも、ハタフネの轉呼と見るべきである。

石楠のイハは堅牢の譬に用ひられたので、樟樹^{クス}は材質強靱なるが上に、高さ往々十四五丈に達する喬木であるから、船材とするに適し、之を以て造つた船をイハクス船といふので、蛭兒を載せて流棄した舟も紀の本文には天磐櫂樟船とある。一書(二)にはイザナミの命が産んだ鳥磐櫂樟船に蛭兒を入れて放棄したとあるが、此は記の傳承の如く全然別個の葦船であつたとする方が適はしいやうに思はれる。——此事は次卷「史的考察」の章下に再述する。

紀一書(三)にはイザナミの命の臨終の際、水神及土神と同時に天吉葛といふも

のが生まれたとあり、此云「阿摩能與佐岡羅」云與曾豆羅と訓註してある。鎮火祭の祝詞に更生_レ子、水神、匏、川菜、埴山姫といふ一節があるので、從來吉葛は匏のことであると推斷して居るが、文字から見ても、訓からいうても兩者の間に何等の關聯はなく、匏の古名ヨサなりとするが如きは、根も葉もない虚構である。ヨサヅラ又はヨソヅラといふ訓に誤なしとすれば、ヨソヒ(装)に用ひるツラ(葛)の義と解する外はなく、ツラ即ち蔓草は頭飾となるものなるが故に、葛をカツラ(鬘)ともいふのであるが、若し垂死者と此物との間に緣故があるとするれば、其は屍體を葛を以て裝飾する古俗が存したのかも知れぬ。之を要するに最も原始的な装身材料が、被服具の代表として擧げられたのであらう。右の外には隨身具の起原は説かれて居らぬが、其品名は冥界_{ヨミ}及禊_{ミソギ}傳説中に散見する。此等も亦本初は造化傳説の一部であつたかも知れぬが、便宜上次卷に於て説述する。

鎮火祭の祝詞中に説かれたのは、紀記いづれの傳にも見えぬ話の筋で、イザナ

ミの命が火結神分娩の爲め命を失うて後、冥路ヨミの平坂に來て、上津國ツラキ心懸子ツラキ生置テ來ヌというて引返し、更に水、神、匏、川菜、埴山姫の四種の物を生み、此心懸子、心荒ビルハ水神、匏、埴山姫、川菜チ持テ鎮奉レと教へたとあり、鎮祭せられるものは火結神である。されば此四者は防火に効のある品物とせられたので、匏、川菜は勿論、水神、埴山姫の如く擬神名を與へられて居るものも、其實は水と土とを意味するものとせねばならぬ。匏は葫蘆科植物の果實で、果肉を剝り去つた外殻は、器物として用ひられ、就中液體を盛るに適する。之をナリヒサゴといひ〔和名抄〕、略してヒサゴと稱へるのも水差筒ヒサケの義によるもので、和名抄に杓をヒサゴと訓した所を見ると、自然生の水差筒ヒサゴなるが故に、ナリ〔結實〕ヒサゴといふのである。されば鎮火の具として用ひられたことは疑はないが、川菜の用途は判明せぬ。或は上古火災の厭勝として梁壁等に、水生植物を懸吊する風習が存したのかも知れぬ。いづれにしても鎮火祭の必要は栖火スビを焚くやうになつてから生じたもので、

上古庭火をのみ用ひた頃には、家屋の火災は極めて稀有の事として、さのみ危険視せられなかつた筈である。齊明紀には飛鳥の板蓋宮フキが炎上したとあり、皇極紀に蘇我の蝦夷入鹿父子が、皇居に擬して邸宅を作り、門毎に盛水舟一、木鉤數十を置いて火災に備へたとあるから、其ころには既に失火は稀ではなかつたと思はれるが鎮火祭といふ神事が起り、其祝詞が出来たのは、其よりも餘り遠い昔のことではあるまい。其故に紀にも此祝詞にあらはれたやうな傳説を収録しなかつたので、之に引つけて上記の天吉葛又は記の久比奢母智神を説かうとしたのは、時代錯誤であると言はねばならぬ。

食物に關しては、記の大和傳説には、イザナミ系中に之を神格化した大宜都比賣と豐宇氣毘賣とを擧げただけで、大ケ、豐ウケのケが食物の意なることは既述の通りである。紀一書(六)には諸冊二尊が飢に臨んで生んだ子を倉稻魂命と號すとある。倉稻魂はウケのミタマと訓み、出雲の宇迦之御魂及大殿祭の屋船豐宇氣

姫命が之と混同せられたことは上述の通りであるが、この倉稻魂は正にウケ即ち主食たる稻の精のことで、食物生成傳説の一型と見るべきものである。然るに他の一書(二)には軻遇突智が埴山姫を娶つて稚産靈を生み(第二三〇頁參照)、此神の頭上に蠶と桑とが生じ、臍中に五穀が出来たとあるが、假に此等の品物が太古から此國土に産したものととしても、蠶桑五穀といふ表現は明に後代思想の影響を受けたもので、クハ(桑)を以てコ(蠶)を養ひ、タナツモノ(穀)の主なるものを五種とすることは外國傳來である。恐らくは記に和久産巢日が主食神豐宇氣毘賣の親とあるにより、稚産靈即ち小造物主の意と誤解した結果、附會せられたので、後記の出雲傳説の影響をうけたものであらう。此一書は日月を二尊の所生とし、蛭兒を載せて放棄した鳥磐椽樟船をも神子の一とする等、筋の立たぬ點が多いから、若干の誤傳または誤譯があつたものとせねばならぬ。

記には蠶及五穀の起原を須佐之男命に結びつけて説いて居る。其によれば高天

原を追はれた此神から食物を乞はれた大氣津比賣神が、鼻、口、尻から種々の味物ウマシキを取出して調進するのをスサノヲの命が見て、汚穢の物を奉るものとして大に憤り、比賣神を殺した所が、其遺體中、頭には蠶、兩眼には稻種、兩耳には粟、鼻には小豆、陰部には麥、尻には豆を生じ、神産巢日神が之を收めて種としたといふのである。大氣都比賣は上記の如くイザナミの命の所生とする傳もあるが〔記〕、粟國の別名にも用ひられ、出雲傳説中にも羽山戸神の配とあり、食物を神格化したもので、或る一柱の神の固有名詞ではないが、須佐之男命及神産巢日神が活躍して居る所を見ると、此は出雲傳説の一片であつたとせねばならぬ。然るに紀の一書(十一)には之と同一の内容が、次の形式を以て叙述せられて居る(大意)。

天照大神は天上に座して、葦原中國に保食神ウケモチといふ者があると聞しめされ、

月夜見尊を偵察に遣はされた所が、保食神が首を廻らして國に向へば口から飯イが出で、海に向へば鰭ハタノヒロモノ、廣ワカ、鰭狭ハタノサセモノが自ら出で、又山に向へば毛ケノアラモノ、龜カメ、毛

柔ニコモノが口から出た。其品々を百モトリノ机に備へて饗したので、月夜見尊は、口から吐いた穢らはしいものを食はずとは無禮であると憤つて、之を斬殺して復命した。天照大神は甚御立腹で、月夜見尊を貶け、復天熊人クマノウシを見に遣はされた所が、保食神は既に息が絶え、其遺體の頂に牛馬が化生し、顛の上に粟、眉の上に鹽、眼中に稗、腹中に稻、陰に麥及大豆小豆が生ひて居たので、悉く取收めて歸り、之を奉進した。大神は御喜びになり、是物者則顯見蒼生ウツシアラヒトクラ可ニ食而活ニ之也と勅り給ひ、粟稗麥豆を陸田種子ハタツモノとし、稻を水田種子ミナツモノとし、又天邑君を定めて、其稻種を天狹田及長田に植ゑ、又口裏に鹽を含んで絲を抽かしめられた。

此記事は詳密ではあるが、古傳説と思はれぬ點が多い。ウケモチウケモチ(食物管掌)の神が造物主とは全然別々に説かれて居ることも奇怪であり、鰭ハタの廣もの鰭の狭もの(大小魚)及毛の龜もの毛の柔ニコもの(獸禽)を口から吐いたとあるに拘はらず、遺體

から發生したのは牛馬のみであることも異とせねばならぬ。牛馬は此國土の原産とは思はれず、耕作に牛を用ひたといふ古傳もなく、神武、崇神、景行朝の遠征に於ても、騎兵が活躍した形跡はない。關係者の天照大神を始め、月夜見尊、天熊人（天熊大人）は他の傳説に徴するも、造化とは縁のない神であるから、恐らくは上記出雲傳説を焼直したもので、之を天照大御神に結びつけたのであらう。紀が出雲傳説を排して之を採録したのは、内容に如何はしい點があるにしても尙、大和傳説であるからであらう。

之を要するに、衣食住其他の需用品の起原に關しては、本初は更に詳密な傳説が存したのであらうが、事物の變遷に伴うて原形を失ひ、若干の改修を経た一部分のみが記録及口碑に残つたものと思はれる。

第八章 化生神 附結論

胎生と化生——泣澤の女神——流血及劍から化生した諸神——カグツチの遺體から化生した諸神——結論

造化傳説中には人間及禽獸虫魚の生成について記する所がない。其は造物主が一面人間的な神として説かれた爲で、高天原には二尊と同様な天つ神即ち民衆が存在したものとせられ、記には之を八百萬神といふ言葉を以て表示して居り、此國土にも亦、一日千五百の産屋を建てるほど多くの民衆が棲息したかのやうに記述せられて居るのである。創造が生産といふ形式を以て表現せられた結果、神胎から禽獸虫魚が生まれるといふことは不合理として、之を默殺したこともあり得る。さりながら上述のやうに、生産以外にも品物の發生が説かれ、特叙を必要と

した神靈、人物、鬼畜の類も亦、其出現を化生といふ形式に假託したものが少くはない。

既述の風神級長戸邊命及イザナミの命の排泄物から化生した諸神の外に、最も重要な化生神は天照大御神以下三貴子である。紀の本文に之を二尊の實子、即ちイザナミの命の胎内から生まれたかのやうに叙べたのは、理想に驅られた故意の改修で、——其事由は次卷に詳論する——明に原説ではなく、少くとも大日靈貴は高天原の大御神で、此國土の人ではなかつた筈である。紀は此破綻を彌縫せんが爲に、是時天地相去未_レ遠、故以_二天柱_一擧_ニ於天上_一也と辯明して居るが、諾冊二尊及素戔鳴尊の上天には天柱を説かず、神は來往無碍であるかのやうに記述したのと抵觸する。記及紀一書(六)には三貴子は橘小門の楔の後、イザナギの命が兩眼及鼻を洗ふ際化生したと説き(次卷参照)、或は降誕の機縁を明示せぬ傳もあり(紀一書十一)、他の一書(一)には、男神が吾欲_レ生_ニ御_レ宙之珍子_一というて、左の

手に白銅鏡マスリを持つた時化生した神を大日靈尊といひ、右の手に之を持つた時、月弓尊が化生し、廻首願ミルマサカリ之間に素戔鳴尊が生まれたといふ全然別系の傳説すら生まれたのである。さりながら此等の化生説も亦信するに足らず、要は三貴子を二尊に結びつける爲に種々の説が案出せられたものとせねばならぬ。

右の外冥界傳説ヨミ、禊傳説其他に於ても、屢々神の化生又は新しい神の出現が説かれて居るが、造化傳説の延長と見ることは出来ぬから、こゝには火神カグツチの處分及之に關聯する化生神のみを擧げる。之に關する傳説は古事記の外に紀の一書(六)に擧げられ、他の一書(七)(八)にも斷片的記事があるが、多少の相違があるから、之を參酌して説明することを要する。

記によれば女神の死後男神は一愛カナしき我が那邇妹ナニモの命を子之一木ヒトツケに易へつるかもいとうて、枕の方に匍匐ハラバひ、足の方に匍匐ハラバうて哭いた時、其涙から化生した神を坐ニ香山之畝尾木本ハ名泣澤ハ女神といふとある。子之一木は紀一書(六)に一兒と

し、釋紀には之をコノヒトツゲと訓してあるから、木はケとよむべきものと思はれるが、キ(子)の音便で、子之一子の意であることは疑がない。古語では日一日夜一夜といふが如く、數詞の後に同一名詞を繰りかへして用ひることを莊重な語法としたので、子之一子は子ヒトツ即ち一兒といふと同意である。然るに弘仁私記の説に、蓋古以_ニ貴人_一喻_ニ於木_一故謂_ニ神及貴人_一爲_ニ一柱一木_一矣、以_ニ賤人_一喻_ニ於草_一故謂_ニ天下人民_一爲_ニ青人草_一也〔釋紀〕とあるのは妄誕で、柱は貴人に對する數稱であるが、王子_{ミコ}三柱とあるべきを三木とした例もなく、民衆を人草又は民草などといふのは、クサに衆の義があるからで、青は草といふ語の縁によつて添へられた短い序である。

泣澤は借字で、古語のナキはナル(鳴)に通じ、音を立てることをいひ、哭泣を表現するには、更にネ(音)を冠してネナク(ネニナク、ネヲナク)というた。サハは谿流を意味する古言で、今も東國では其義に用ひるが、大和に於ては夙に其流

の末なる濕地をも之に含め、遂に専ら澤の意に用ひるやうになり、和名抄にも水草交曰レ澤、和名左八とあるが、靈異記には尙溪にサハといふ訓を與へて居る。さればナキサハはナルサハ即ち鳴溪といふに同じく、谿流の岩石に噎ぶことをいひ、之を女神に擬してナキサハの女神と稱へ、イザナギの命の慟哭に譬へたのである。然るに従來之をナキサハメの神と訓み、泣イサハメの約で、啼イサチと同語なりとし、或はサ雨の義とし、サメサメと泣くことなりといひ〔記傳〕、露の神であると思斷したるものもあるが〔和訓栞〕、ナキサハが地形名なることは萬葉集に「ナキサハ哭澤の神社モリにみわする」とあるによつても明白である。勿論或る一地に限られた名ではないが、大和の香山の畝尾（丘麓）の木の下を流れる鳴澤が著名であつたから、此地の神と推定して坐香山之畝尾木本モリといつたので〔記〕、紀一書（六）には單に畝丘樹下所居之神とある。延喜式に十市郡畝尾都多本とあるのは、萬葉集の哭澤の神社モリで、恐らくは此傳説により泣澤女神を祀つたのであらう。

イザナギの命は遂に其佩びた十拳劍を抜いてカグツチを斬り殺したが、其刀劍についた血から多くの神々が化生した。之に關しては記と紀一書(六)(七)との所傳に多少の相違があり、甚紛らはしいから左に之を表示する。——紀一書(六)には亦曰として異傳があげてあるが、記及他の一書(七)に載せたものであるから、之を省畧する。

神名

記

紀一書(六)

紀一書(七)

天安河の五百箇磐石

劍刃垂血

石拆(磐裂)神

御刀前之血

根拆(根裂)神

走就湯津石

劍鋒垂血
激越爲神

石(磐)筒之男神(命)

村所成神

其血激越染於天八
十河中所在五百箇

兒

磐筒男神

磐筒女神

子經津主神

磐石而因化成神

甕速日神(命) 武甕槌神(祖)

樋(燗)速日神(命)

建御雷之男神(武甕槌神)

關淤加美(關靈)神

關御津羽(關岡象)神

關山祇

御刀本血走

就湯津岩

村所成神

御刀之手上

血白手俣

漏出所成神

劍鐔垂血

激越爲神

劍頭垂血

激越爲神

五百箇磐石は多數の磐石、即ち岩群の意で、記に湯津石村とあるに相當するが、ユツは齋即ち清淨の義で、之をイホツ(五百箇)の約とするのは誤りである。多數の意は既にムラといふ語によつて表されて居るから、更に五百箇を冠する必要はなく、中臣の壽詞に由都五百箇と重ねて用ひたのを見ても、ユツとイホツとは別語とせねばならぬ。紀一書(六六)には此五百箇磐石も亦、劍の及より垂る血の化生とあるが、次の諸神と倫を失するのみならず、鋒(切先)の外に更に及を擧げたの

も重複の嫌があるから、縦ひ後人の追記ではないとしても、訛傳とせざるを得ぬ。又刊本によれば經津主神は五百箇磐石の裔であるかのやうに見えるが（卷末所載の原文参照）、國讓の章下に磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津主神とあると矛盾するのみならず、鋒と鐔とも順序が顛倒して居る。其も亦一異傳と見なし得られぬことはないが、恐らくは「復劍鋒垂血」以下「一曰磐筒男命及磐筒女命」に至るまでの三十四字が、本初「五百箇磐石也」の次にあつたのを誤寫したのであらう。右の如く訛傳、錯簡を修正すると、此本傳に於ける神の數は、記と同じく八柱で、記には閻山祇が省かれ、此一書（六）には建御雷之男（武甕槌）神を獲速日神の子として數に加へて居らぬことを異りとするのみである。——此は紀の國讓の項下の記事と一致する。——八は既述の如く或る時代に神秘的と見なされた數であるから（第二三九頁参照）、此に合はせる爲に、兩傳共に一柱の神を削つたので、他の一書（七）は殘虧と思はれる。即ち原説は刀の頭タカミ、尖及鐔本の血から、各三神が

化生したとあつたので、いづれも刀劍の威力を象り、之を神に擬へたのである。

石拆、根拆(磐裂、根裂)は岩根を割くといふ銳利の現象を、二神の名に分配したもので、他にも例のあることである。之に對して磐石を貫くといふ意を石(磐筒)といふ語を以て表現したので、ツツは今もツツヌケ(貫通)など言ひ、貫の義があるのである。紀一書(七)に之を男女二神に分けたのは一説で、甕速日以下の權衡を顧慮する必要がないとすれば、磐裂神、根裂神に對して、磐筒神も二柱とするのが至當である。出雲征討將軍經津主を此二神の子としたのは、建甕槌神と對立させる爲であらうが、此神について疑義のあることは國讓の卷に於て詳論する通りである。記には此神をあげて居らぬ。

甕速日、樋速日、建御雷の三神は猛烈の象で、カ(赫)、——イカ、ミカ同義——ヒ(火)、ハヤビ、健捷)、タケ(武)の如き語を以て之を表現し、御雷(甕槌)のツチは神靈を意味する。記に建御雷之男神の別名を建布都神又は豊布都神としたのは、神

武天皇に高倉下が獻つた神劍布都御魂の一名佐士布都神又は甕布都神〔記〕と同じく、秀出^{フツ}の義から出たので、銳利の形容である。此ヒハヤビ神を出雲風土記の極速日子命と同一神なりとする記傳の説は誤りで、其はヒ(斐伊)に住する捷彦^{ハヤ}といふ人の名である。其他神代紀一書高天原の章下にも、燖之速日命といふ神名が見えるが、其については第三卷に於て説明する。

次の三神は畏怖の觀念を表示したもので、いづれもクラ(闇)といふ語を冠して暗澹たる鬼氣をたゞよはせて居る。其一なるオカミの原義は大神で、狼の意にも轉用せられるから、私記にも山神也と説いたのであるが、紀に靈^ハの字をあてた所を見ると、靈蛇を意味したのであらう。ミツハは上掲のミツハの女神と同語であるが、クラといふ語を冠したので、水怪の義を生じ、紀にも之を罔象と譯したのである(第二二九頁参照)。又山祇はヤマツチと訓み、山神を意味することは既述の通りであるが、山中闇處に居る神といへば自ら魑魅の類と了解せられる。紀の他

の一書(八)にはカグツチを斬つた血が石礫樹木に染まり、草木沙石は是故に自ら火を含むとあるのみで、神名を擧げて居らぬ。此は燧ヒキリウム白、燧ヒキリキネ杵、燧ヒウチイシ石等の起原を説いたものと思はれる。

右の如く刀身から垂れた血すら、銳利、猛烈、畏怖の觀念を表示するものとして神に擬せられたのであるから、其刀劍自體が神とせられたことは當然で、紀には之を擧げて居らぬが、記によれば天之尾羽張又は伊都之尾羽張というたとある。天、イツ(稜威)は美稱で、ヲは雄の意、ハバリの語義は確言し得ぬが、ハリ(刺)の疊頭語で、及刺の意であるかも知れぬ。紀の國讓の段に、武甕槌神の祖稜イツノ威雄走神とあるのは之に相當するもので、ハシリは及スリ(研)の轉呼か、然らずば刀劍の鞘を走るに譬へたのであらう。舊事紀には稜威雄走を天尾羽張の別名とし、其外に亦云甕速日神、亦燧速日神、亦槌速日神の三異名をあげ、建甕槌之男神を其子として居るが、此は記の國讓の章下に、天尾羽張が僕子アガ建御雷神可レ遣という

たとあるによつて改作したものと思はれる。之を要するに刀劍の威力を叙述した此物語は、品物の起原を説明する造化傳説としては、餘りに理想に走り過ぎた嫌があり、或は建御雷及經津主の出自を説く爲に、後日附加せられたものであるかも知れぬが、火神と結びつけられて居るから便宜上こゝに記述したのである。

カグツチの神は頸を切られたとも〔記〕、或は三段〔紀一書六及七〕又は五段〔紀一書八〕に斬り放されたとも傳へられ、其遺體からも神が化生したとある。但し紀一書〔六〕には神名を挙げず、他の諸傳の神名及化生部位も一致せぬから、左に之を表示する。

神 號

記

紀一書〔七〕

全上〔八〕

正鹿山津見(正勝山祇)

頭

腰

淤藤山津見

胸

奥山津見

腹

關山津見 陰

志藝山津見(雉山祇) 左手

羽山津見(麓山祇) 右手

原山津見 左足

戸山津見 右足

大山祇 第二段

中山祇 身首

雷神 第一段

高龕 第二段

山祇はヤマツチと訓み、山津見も亦山ツチの誤傳なるべきことは既述の通りで(第二二頁)、山神を所在によつて區別したに過ぎぬ。即ち正鹿(正勝)山のマは接頭語で、境山サカの意、正勝は此云ニ麻沙柯菟一云ニ麻左柯豆一と訓註してあるが、一

云麻左柯豆の六字のない本もあり、江家本には菟ウの字も省かれて居る。天忍穗耳尊の冠稱なる正哉マサカ吾勝も記に正勝マサカ吾勝とある所を見ると、勝をカの假字と見るとも可能である。——オト(淤濛)山は弟山の意で、紀一書(七)の中山に該當するのであらう。奥山、闇山は字の如く、志藝(雛)山は重山シメの義で、山嶽重疊をいひ、之に對して近山をハヤマと稱へたことは、紀に麓山の字をあてたによつても明白である。原山も字の通りで、ト(戸)山は遠山の義であらう。記に斯の如く八山津見に區別したのは例の神秘數に合さんが爲で、闇山津見の如きは正に上述の流血から化生した神の一柱をこゝに移したものである。されば山の區別も甚變味で、奥山と志藝山及戸山の如きは、語義は相違するけれども、其指す所は略々同一である。紀の一書(八)は兩手兩足を一つに併はせ、陰部を除いたものであるが、此とても必しも正傳と見ることは出来ぬ。他の一書(七)は全く別傳で、山神は一柱に止め、其外に雷神と高竈とを擧げて居る。雷神は字の通り鳴神を意味し、高竈

の々カは美稱、オカミは上記の如く蛇神である。此書には上述のやうに劍の血から化生したと稱せられる闇龍をあげて居らぬので、其をこゝに移したものと思はれる。

以上八章に互つて論究した所によれば、創世造化に關する古傳説は、必しも一源から出たものではないが、大體に於て自然の發生を説いたものと、有力な神が宇宙萬物を造つたとする考とに分けることが出来る。前者は神名に託して純然たる理想を述べたのであるが、決して後世の思索家の案出ではなく、神世七代といふ言葉が、内容に相違はあつても、動かすべからざるものとして、いづれの傳にも叙述せられて居る所を見ても、起原の古いものとせねばならぬ。上古に於て既に此やうな條理整然たる理想を有し、口から耳に之を傳承して誤らなかつたのは、我々の遠祖がすぐれた精神文化を有したことの一證とすべきである。

造物傳説も亦起原が古いものゝやうであるが、造物主が至上神ではなく、其より以前にも神々の存在したことが認められて居る所を見ると、外來思想の影響を受けて發生したものであるかとも考へられる。大和と出雲との間に傳承を異にしたことは疑を容れぬ事實で、出雲傳説が大和に反映し、或は兩者が若干の點に於て連結せられたことはあるにしても、其結構を異にして居るのである。吾人は此によつて大略此等の傳説の成立した時代を推定することが出来る。ことに大和に在つて傳誦の間に若干の修正増補が行はれたものゝやうであるから、現存の記録に残された形式が具備したのは、比較的後代のことであつたかも知れぬ。

上記二種の創世造化傳説は、決して一連の物語として傳承せられたのではないから、矛盾抵觸を免かれぬことは勿論で、諸家から提出せられた先代舊記も、其傳承を異にしたこともあり得るから、一致を見ぬのは當然である。さりながら我々は之を比較研究することによつて原説の輪廓を髣髴し、上代人の創世觀の一

面を察知することが出来るのである。

結 論

〔參 照〕

日本書紀卷第一

神代上

古天地未割、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟滓而含牙、及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、然後神聖生其中焉。故曰開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中生一物、狀如葦牙、使化爲神、號國常立尊至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等也、下皆倣之次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男。

一書曰 (一) 天地初判、一物在_二於虛中、狀貌難_レ言、其中自有_二化生之神、號_二國常立尊、亦曰_二國底立尊、次國狹槌尊、亦曰_二國狹立尊、次豐國主尊、亦曰_二豐組野尊、亦曰_二豐香節野尊、亦曰_二浮經野豐買尊、亦曰_二豐國野尊、亦曰_二豐鬲野尊、亦曰_二葉木國野尊、亦曰_二見野尊

一書曰 (二) 古國稚地稚之時、譬猶_二浮膏而漂蕩、于_レ時國中生物、狀如_二葦牙之抽出也、因_レ此有_二化生之神、號_二可美葦牙彥見尊、次國常立尊、次國狹槌尊 葉木國此云_二播舉矩爾、可美此云_二于麻時

一書曰 (三) 天地混成之時、始有_二神人焉、號_二可美葦牙彥見尊、次國底立尊 彥舅此云_二比古尼

一書曰(四)天地初判、始有俱生之神、號國常立尊、次國狹槌尊、又曰、高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊 皇產靈此云美、武須毗

一書曰(五)天地未生之時、譬猶海上浮雲、無所根係、其中生

一物、如葦牙之初生、溼中也、便化為人、號國常立尊

一書曰(六)天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神號天

常立尊、次可美葦牙彥舅尊、又有物若浮膏、生於空中、因此

化神號國常立尊

次有神溼土炎尊溼土此云沙土炎尊沙土此云次有神

大戸之道尊一云大戸之邊大苦邊尊亦曰大戸摩彦尊大戸摩姬尊次有神而足

尊、惶根尊亦曰吾屋樞城根尊亦曰吾屋樞城尊次有神伊弉諾尊、伊弉

冊尊、

一書曰(一)此二神青樞城根尊之子也

一書曰(二)國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊、天萬尊生

沫蕩尊、沫蕩尊生伊弉諾尊、沫蕩此云阿波那伎

凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女、自國常立尊迄

伊弉諾尊伊弉冊尊、是謂神世七代者矣

一書曰、男女耦生之神、先有壑土煮尊沙土煮尊、次有角楯

尊活楯尊、次有面足尊惶根尊、次有伊弉諾尊伊弉冊尊

楯也

伊弉諾尊伊裝冊尊立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、

迺以天之瓊瓊玉也此曰努矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮

凝成一島、名之曰澗馭盧島、二神於是降居彼島、……於是陰陽始適合爲夫婦、及至產時先以淡路洲爲胞意所不快、故名之曰淡路洲迺

生大日本日本此云耶麻騰、下皆刻此豐秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫

洲、次雙生隱岐洲與佐渡洲、世人或有雙生者象此也、次生越

洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉、即對

馬島、壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而

成也

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉冊尊曰有豐葦原千五百

秋瑞穗之地、宜汝往循之、迺賜天瓊戈、於是二神立於天上

浮橋投戈求地、因畫滄海而引舉之、即戈鋒垂落之潮結而

爲島名曰澗馭盧島、二神降居彼島……然後同宮共住而

生兒、號大日本豐秋津洲、次淡路洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次隱岐三子洲、次佐度洲、次越洲、次吉備子洲、由此謂之大八洲國矣

一書曰(一)伊弉諾尊伊弉冊尊二神立于天霧之中曰、吾欲得國、乃以天瓊矛指垂而探之得瓊馭盧嶋、則拔矛而喜之曰、善乎國之在矣

一書曰(二)伊弉諾伊弉冊二神坐于高天原曰、當有國耶、乃以天瓊矛畫成瓊馭盧嶋

一書曰(三)伊弉諾伊弉冊二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛探成一島、名曰瓊馭盧嶋

一書曰(四)……………(略)

一書曰^(六)二神合爲夫婦、先以淡路洲[△]淡洲[△]爲胞、生大日本
豐秋津洲、次伊豫洲、次筑紫洲、次雙生隱岐洲與佐度洲、次
越洲、次大洲、次子洲

一書曰^(七)先生淡路洲、次大日本豐秋津洲、次伊豫二名洲、
次隱岐洲、次佐度洲、次筑紫洲、次壹岐洲、次對馬洲

一書曰^(八)以礫馭盧嶋爲胞、生淡路洲、次大日本豐秋津洲、
次伊豫二名洲、次筑紫洲、次吉備子洲、次雙生隱岐洲與佐
度洲、次越洲

一書曰^(九)以淡路洲爲胞、生大日本豐秋津洲、次淡洲[△]、次伊
豫二名洲、次隱岐三子洲、次佐度洲、次筑紫洲、次吉備子洲、
次大洲

一書曰(十)陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦、生淡路洲、次生蛭兒

次生海、次生川、次生山、次生木、祖句句迺馳、次生草、祖草野姬、亦名野槌、旣而伊弉諾尊、伊弉冊尊共議曰、吾已生大八洲國、及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也、次生月神、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫂樟船而順風放棄、……

一書曰(一)……(省略)

一書曰(一)日月既生、次生_二蛭兒_一……次生_二素戔鳴尊_一……次生_二鳥磐櫛樟船、輒以_二此船載_二蛭兒_一順流放棄、次生_二火神軻遇突智_一、時伊弉冊尊爲_二軻遇突智_一所_レ焦_{ヤカレ}而終矣、其_レ且終之間、臥生_二土神埴山姬及水神罔象女_一、卽軻遇突智娶_二埴山姬_一、生_二稚産靈_一、此神頭上生_二蠶與桑_一、臍中生_二五穀_一。罔象此云_二美都波_一。一書曰(二)伊弉冊尊生_二火産靈_一時、爲_レ子所_レ焦而神退矣、亦云_二神避_一矣、其_レ且神退之時、則生_二水神罔象女及土神埴山姬_一、又生_二天吉葛_一。天吉葛此云_二阿摩能與佐圖羅_一、一云與曾豆羅。一書曰(三)伊弉冊尊_レ且生_二火神軻遇突智_一之時、悶熱懊惱、因爲_レ吐、此化爲_レ神、名曰_二金山彥_一、次小便化爲_レ神、名曰_二罔象女_一、次大便化爲_レ神、名曰_二埴山媛_一。

一書曰^(五)伊弉冊尊生火神時被灼而神退去……

一書曰^(六)伊弉諾尊與伊弉冊尊共生大八洲國、然後伊弉

諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而熏滿之哉、乃吹撥之氣化

爲神、號曰級長戶邊命、亦曰級長津彥命、是風神也、又飢時

生兒號倉稻魂命、又生海神等、號少童命、山神等號山祇、水

門神等號速秋津日命、木神等號句句迺馳、土神號埴安神、

然後悉生萬物焉、至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冊

尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之

妹者乎、則匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉、其淚墮而爲

神、是卽畝丘樹下所居之神、號啼澤女命矣、遂拔所帶十握

劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、復劍及垂血是爲天

安河邊所_レ在五百箇磐石也_{〔小祝簡〕}即此經津主神之祖矣、復劍鐔

垂血激越爲_レ神、號曰_二甕速日神、次熯速日神、其甕速日神是

武甕槌神之祖也、亦曰甕速日命、次熯速日命、次武甕槌神、

復劍鋒垂血激越爲_レ神、號曰_二磐裂神、次根裂神、次磐筒男命、

一曰磐筒男命及磐筒女命復劍頭垂血激越爲_レ神、號曰_二閻

羅、次閻山祇、次閻罔象……………

一書曰_{〔七〕}伊弉諾尊拔劍斬_二軻遇突智爲_二三段、其一段是爲_二

雷神、一段是爲_二大山祇神、一段是爲_二高靈、又曰斬_二軻遇突智

時、其血激越、染_二於天八十河中、所_レ在五百箇磐石、而因化爲_レ

神、號曰_二磐裂神、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津

主神……………_{〔以下前卷ニ移スベシ〕}倉稻魂此云_二宇介能美拖磨、少童此云_二和多都美、

頭邊此云_二摩苦羅陞、脚邊此云_二阿度陞、燄火也、音而善反、靈
此云_二於箇美、音力丁反……………

一書曰_(八)伊莽諾尊斬_二軻遇突智命_一爲_二五段_一、此各化成_二五山

祇、一則首化爲_二大山祇_一、二則身中、化爲_二中山祇_一、三則手化爲

麓山祇、四則腰化爲_二正勝山祇_一、五則足化爲_二離山祇_一、是時斬

血激灑染_二於石礫樹草_一、此草木沙石自含_レ火之緣也 麓山

足曰_レ麓此云_二簸耶_一磨_一、正勝此云_二麻沙柯莛_一、一云_二麻左柯豆_一、離

此云_二之伎、音烏舍反

一書曰_(九)……………(省畧)

一書曰_(十)……………(省畧)

一書曰_(十一)……………既而天照大神在於天上_一曰、聞葦原中國有_二

保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于
保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則緒廣
緒狹亦自口出、又嚮山、則毛龜毛柔亦自口出、夫品物悉備、
貯之百机而饗之、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣、鄙矣、寧
可下口吐之物、敢養我乎、迺拔劍擊殺、然後復命、具言其事、
時天照大神怒甚之曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊
一日一夜隔離而住、是後天照大神復遣天熊人往看之、是
時保食神實已死矣、唯有其神之頂、化爲牛馬、顛上生粟、眉
上生鹽、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉
取持去而奉進之、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼
生、可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田

種子、又因定天邑君、即以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也、又口裏含墮便得抽絲、自此始有養蠶之道焉。保食神此云宇氣母知能加徽、顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐。

古事記上卷

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神訓高下天云次阿麻下教此、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也、次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時流字以上十字以音如葦牙因崩騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遲神此神

名以レ音 次天之常立神 訓常云登許 此二柱神亦並獨神成坐而隱身也

上件五柱神者別天神

次成神名、國之常立神 訓常立 次豐雲 上野神、此二柱神亦獨

神成坐而隱身也、次成神名、宇比地邇上神、次妹須比智邇去

神 此二神名以音 次角杙神、次妹活杙神 二柱 次意富斗能地神、次妹大斗

乃辨神 此二神名亦以音 次於母陀流神、次妹阿夜 上訶志古泥神 此二神名

皆以音 次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神 此二神名亦以音如上

上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七代

上二柱獨神各云三代、次雙十神各合二神云二代也

於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固

成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神立訓立

云多天浮橋而、指下其沼矛、以畫者、鹽許々袁々呂々邇此七字以音

畫鳴訓鳴云而引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能

碁呂嶋自淤以下四字以音於其嶋天降坐而……雖然久美度邇此四字以音

與而生子水蛭子、此子者入葦船而流去、次生淡島、是亦不入

子之例……御合生子淡道之穗之狹別嶋訓別云和氣下效此次生伊豫

之二名嶋、此島者身一而有面四、每面有名、故伊豫國謂愛上

比賣此三字以音下效此也讚岐國謂飯依比古、粟國謂大宜都比賣此四字以音

音土左國謂建△依別、次生隱岐之三子嶋、亦名天之忍許呂別

許呂二字以音次生筑紫嶋、此島亦身一而有面四、每面有名、故筑紫

國謂白日別、豐國曰豐日別、肥國謂建日向日豐久士比泥別

泥自久至以音 熊曾國謂建日別曾字次生伊岐嶋、亦名謂天比登都

柱自比至都以音訓天如天 次生津島、亦名謂天之狹手依比賣、次生佐度嶋、

次生大倭豐秋津嶋、亦名謂天御虛空豐秋津根別、故因此八

島先所生謂大八嶋國、然後還坐之時生吉備兒島、亦名謂建

日方別、次生小豆嶋、亦名謂大野手上比賣、次生大嶋、亦名謂

大多麻上流別自多至以音 次生女嶋、亦名謂天一根、訓天次生知

訶嶋、亦名謂天之忍男、次生兩兒嶋、亦名謂天兩屋自吉備兒嶋至天兩屋并

六島 既生國竟、更生神、故生神名大事忍男神、次生石土毘古神

訓石云伊波亦毗古次生石巢比賣神、次生大戶日別神、次生天之

吹上男神、次生大屋毗古神、次生風木津別之忍男神訓風云加

音次生海神名大綿津見神、次生水戶神、名速秋津日子神、次

妹速秋津比賣神自大事忍男神至秋津比賣神并十神此速秋津日子、速秋津比賣

二神因河海特別而生神、名沫那藝神那藝二字以音下效此次沫那美神、

那美二字以音下效此次頰那藝神、次頰那美神、次天之水分神訓分云久麻理下效此

次國之水分神、次天之久比奢母智神自久以下五字以音下效此次國之久

比奢母智神自沫那藝神至國之久比奢母智神并八神次生風神、名志那都比古神此

名以音次生木神、名久久能智神此神名亦以音次生山神、名大山上津見

神、次生野神、神鹿屋野比賣神亦名謂野椎神自志那都比古神至野椎并四神

此大山津見神、野椎神二神因山野特別而生神、名天之狹土

神訓土云豆知下效此次國之狹土神、次天之狹霧神、次天

之闍戶神、次國之闍戶神、次大戶惑子神訓惑云麻刀比下效此次大戶惑

女神自天之狹土神至大戶惑女神并八神也次生神名鳥之石楠船神、亦名謂天鳥船、

次生_三大宜都比賣神_一此神名以音次生_三火之夜藝速男神_一夜藝二字以音也亦

名謂_二火之炫毗古神_一亦名謂_二火之迦具土神_一迦具二字以音因此子_一美

蕃登_一此三字以音見_レ炙而病臥在、多具理邇_一此四字以音生神、名金山毗古

神_一訓_レ金云_二加那_一下效_レ此次金山毗賣神、次於_レ屎成神、名波邇夜須毗古神_一此神

名以音次波邇夜須毗賣神_一此神名亦以音次於_レ尿成神、名彌都波能賣神、

次和久產巢日神、此神之子謂_二豐宇氣毗賣神_一自_レ宇以下四字以音故伊邪

那美神者自_レ生_二火神_一遂神避也_一自_レ天鳥船_一至_二豐宇氣毗賣神_一并八神也

凡伊邪那岐、伊邪那美二神共所_レ生嶋壹拾肆嶋、神參拾伍

神_一是伊邪那美神未_二神避_一以前所_レ生、唯意能_レ碁呂鳴者非_レ所_レ生、亦蛭子與_二淡鳥_一不_レ入_二子_一之例也

故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎_一那邇二字以音下效_レ此謂_二易_一子之

一木_一畢、乃匍_二匍御枕方_一、匍_二匍御足方_一而哭時、於_二御淚_一所_レ成神、坐_二

香山之畝尾木本名泣澤女神、故其所神避之伊邪那美神者、
 葬_下出雲國與_二伯伎國_一堺比婆之山也、於是伊邪那岐命拔_下所御
 佩之十拳劍、斬_上其子迦具土神之頸、爾著_二其御刀前之血走_一、就
 湯津石村_一所成神者、石拆神、次根拆神、次石筒之男神三次著
 御力本_一血亦走_二就湯津石村_一所成神、名甕速日神、次槌速日神、
 次建御雷之男神、亦名建布都神布都二字以音下效此、亦名豐布都神三
 次集_二御刀之手上_一血、自_二手俣_一漏出所成神名調篇云、閼淤加美
 神淤以下三字以音下效此、次閼御津羽神
 上件自_二石拆神_一以下閼御津羽神以前并八神者、因_二御刀_一所
 生之神者也

所殺迦具土神之於_レ頭所成神名正鹿山上津見神、次於_レ胸所

成神名淤滕山津見神淤滕二字以音次於腹所成神名奧山上津見

神、次於陰所成神名關山津見神、次於左手所成神名志藝山

津見神志藝二字以音次於右手所成神名羽山津見神、次於左足所成

神名原山津見神、次於右足所成神名戶山津見神自正鹿山津見神至戶山

津見神并八神故所斬之刀名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張

伊都二字以音……………

……………於是八百萬神共議而、於速須佐之男命負千位置戶、

亦切鬚、及手足爪令拔而、神夜良比夜良比岐、又食物乞大氣

都比賣神、爾大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而、種々

作具而進時、速須佐之男命立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其

大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二日生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖神令取茲爲種……

……其櫛名田比賣以、久美度邇起而所生神、名謂八島士

奴美神自士下三字以音下效此又娶大山津見神之女名神大市比賣生子

大年神、次宇迦之御魂二字以音……故其大年神娶神活須毗

神之女伊怒比賣、生大國御魂神、次韓神、次曾富理神、次白日

神、次聖神神五又娶香用比賣此神名生子、大香山戶臣神、次御

年神柱二又娶天知迦流美豆比賣調天如天亦白知下六字以音生子、奧津日子

神、次奧津比賣命、亦名大戶比賣神、此者諸人以拜竈神者也、

次大山 上咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日
枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑄神者也、次庭津日神、次阿須波
神此神名次波比岐神此神次香山戶臣神、次羽山戶神、次庭高
津日神、次大土神亦名土之御祖神九神

上件大年神之子大國御魂神以下大土神以前并十六神

羽山戶神娶大氣都比賣白氣下四字以音神生子、若山咋神、次若年神、

次妹若沙那賣神白沙下三字以音次彌豆麻岐神白彌下四字以音次夏高津日

神、亦名夏之賣神、次秋毗賣神、次久々々年神久々々二字以音次久々紀若

室葛根神久々紀三字以音

上件羽山戶神之子白若山咋神以下若室葛根神以前并

八神

〔備考〕 日本紀は寛文刊本を、古事記は眞福寺本を底本とし、魯魚の衍を糺し、明に誤脱と認められるものは先學の説を斟酌して修正した。

索引

項目	頁	項目	頁
あ行		淡道之穂之狹別島	一七五
アキツシマ(秋津島)	一六二、一六三	アマ(海人)族	一六六、一八八、二〇六
アキツのトナメ(蜻蛉之髻帖)	四	天熊(大)人	一六〇
秋毘賣神	二四三	雨師神	二二二
アシカビ(葦牙)	八八	天つ神	一六三
阿須波神	二七〇	天之忍許呂別	一八五
小豆島 <small>アヅキ</small>	一七三	天之忍男	一八七
篤胤(平田)	二六	天御虚空豊秋津根別	一八六
阿曇宿禰 <small>アトモ</small>	二〇六	天吉葛 <small>アマノヨサヅラ</small>	二五四
淡島(洲)	一五五	天磐櫛樟船 <small>アマノイハクス</small>	二五四
淡路洲	一五三	天鏡尊	二二三、二四
		天之久比奢母智神	二〇九

天之闇戸神

二三

天讓日天狹霧國禪日國狹霧尊

九四

天之狹霧神

九四、二三

天萬尊

二三、二五

天之狹土神

一〇四、二三

天之尾羽張

二五

天之狹手依比賣

一八五

吾屋樞城尊

一八

天知迦流美豆比賣

一三八

阿夜訶志古泥神

一七

天常立尊(神)

八九

嵐之神

三、四〇

天鳥船(神)

一五三

新井白石

二七

天一根

一八七

沫蕩尊(沫那藝神)

二三、二五、二〇八、二〇九

天一柱

一八五

沫那美神

二〇八

天鳩船

一五四

青檀城根尊

一八

天之吹男神

二四八、二五〇

アメのミカタの尊

一二五

雷神

一七六

天之水分神

二〇九、二一〇

壹岐洲(島)

一七一

天御中主尊(神)

七九

伊吉連(博徳書)

二天

天御柱命

二三二

活櫛尊(活代神)

二五

イザナミの神所生神の數

二三五

イブキ(氣吹)門

二三〇

伊勢貞丈

二三

氣吹戸主

二二三

伊都之尾羽張

二七三

五百箇磐石

二八九

稜威雄走神

二七三

忌樞城尊

二一八

出雲傳説

一三七、一四四、一三五、一五九、一七八

齋部宿禰廣成

二二

伊農(地名)

二三七

イヨ(伊豫)の語義

一六四

伊努比賣

二三六

伊豫洲

一六四

石楠船神

二五三

伊豫二名洲

一六四

石拆(磐裂)神

二七一

字迦(地名)

一三五

石巢毘賣神

二四八、二四九

ウカのミタマ

一三五

石土毘古神

二四八

字迦之御魂神

一三四、一五一

石(磐)筒神

一七一

ウキシマリ

一五四

イハヤ(岩窟)

二五〇

ウキシマリ

四

イヒ族

一六八、一八二

ウキフヌ(浮經野)

一〇八

飯依比古

一七六

浮經野豐買尊

一〇四

ウケのミタマ

二四、二五

奥津日子神オキツ

二五九

ウケモチ
保食神

一四、二五

奥津比賣命

二五九

ウヅス
髻華の山蔭

三

隱岐洲

一六六

ウシチニ
湍土煮尊(宇比地邇神)

二二

隱岐三子洲(島)

一六六

可美葦牙彦舅尊(宇麻志阿斯訶備比古遲神)八八

奥山津見神

一七四

厩戸皇太子

三三

忍壁皇子オサカベ

一七

ウム
産といふ語の意味

一三八

オシ(忍)

一六六

ウムギ
蛤貝比賣

八五

オシヲ(忍男)

一四八

カネカケ
卜部宿禰懷賢(兼方)

二

オト
淤藤山津見神

一五九

エ(胞)

一五七

オノゴロ島

一四九

延佳——ノアヨシの項下を見よ

大國御魂神

一五九

愛比賣

一五六

大氣(宜)都比賣

一四三、一五六、一五八、一五七、一五九

大事忍男神

一四八

オカミ

一五三

大洲(島)

一六八、一七三

大土神	二五、二四
大多麻流別	一八七
大年神	二四
大戸之道尊(意富斗能地神)	二五
大戸之邊尊(大斗乃辨神)	二五、二六
大戸摩彦(姫)尊	二六
大苦邊尊	二五
大富道(邊)尊	二六
大野手比賣	一八七
太朝臣安萬侶	九、七五
大戸惑子神	二五、二五
大戸惑女神	二五、二五
大戸比賣神	二五
大戸口別神	二四八、二五〇
大日靈貴	二八、二六四

大八洲(島)	一五八
大屋毘古神	二四八、二五〇
大山咋神	二五
大山津見神	二二
大日本豊秋津洲(大倭豊秋津島)	一六一
大倭本紀	二〇
大綿津見神	二〇五
オミ(臣)	二四
淤美豆奴神	一九三
面足尊(淤母陀流神)	二七
か 行	
開闢の觀念	五
考證學	八
香用比賣	二三八

蚊鴈姫尊 カウリ

一三二

カグ(鹿兒)

二四二

カグツチ(軻遇突智、迦具土)

二三三、二四二、二六五、二七四

香山戸臣神

二四二

カザモチ

二五一

風木津別之忍男神 カサモツ

二四八、二五〇

カシコ(惶)

二一八

惶根尊

二二七

カクリベ
語部

二二九

風の神

二二九

カツラキ(葛木、葛城)

八四

假名日本紀

二六

金山毘古(毘賣)神

一三三、一三六

川島皇子

一六

川菜

二二二、二五五、二六六

カバネ(榮稱)

一七五、二五〇

竈神

二九九

神活須毘神 イクスビ

二五七

神大市比賣 オウチ

二五四

神魂意保刀自神

八六

神皇產靈尊(神產巢日神)

九

神產巢日御祖命

八五

神世七代

九九、二七七

カヤ(葦草)

二六

鹿屋野比賣神

一三三、一三六

韓神 カラカミ

二六六

カリ(狩獵)

二四二

紀記の價値

五、四九

蠶具比賣 <small>ハカカヒ</small>	八五	久久年神	一四五
北門良波の國 <small>キクド</small>	一九二、一九九	木々の靈 <small>クク</small>	二二七
北畠親房	二	句句廻馳 <small>クク</small> (久久能智神)	二二三、二二七
木の祖	二三五、二七七	草野姫 <small>ククサ</small>	二二三、二二六、二二七
木祖 <small>クク</small> 句句廻馳 <small>ククノチ</small>	二〇三	草の祖	二二三
キビ <small>(キビコ)</small> の語義	一七〇	草祖草野姫	二〇三
吉備子洲 <small>(兒島)</small>	一六九、一七三	櫛名田比賣	二三四
キミ <small>(キミコ)</small>	一七〇	百濟紀、百濟新撰、百濟本紀	二六
公望 <small>(矢田部宿禰)</small>	三	クニ <small>(國、郷)</small>	一〇七
清根 <small>(河村)</small>	二	國之關戸神	二二三
寓意	三九	國之久比奢母智神	二〇九
クク <small>(樹木)</small>	二四二	國之狹霧神	九四、二三
ククキ	二四三	國之狹土神	一〇四、二三
久久紀若室葛根神 <small>ツツネ</small>	二四二	國狹槌尊	一〇四、二四
		國常立尊 <small>(神)</small>	八七、一〇三

國之水分神

二〇九、二一〇

クリ

二二六

國御柱命

二二二

國牽傳説

一九〇

ケのアラモノ、ケのニコモノ

二五九

國見野尊

二〇九

元々集

二

桑

二五八

コ(蠶)

二五八、二五九

クヒ(樹水)

一〇八、二三、三九

五行

二二二

久比奢母智神

二二〇

國土の原始神

七

クヒナ(水鷄)

二二四

五穀

二六八

クマの語義

一〇六

古語拾遺

三

熊襲

一〇五、二七一、二七九

コシ(地名)

二〇〇

クラゲ

六六

語誌學

八

クラト(暗處)

二二五

古事記

一三

闇戸神

二二四

國史に採擇せられなかつた理由

一三

闇岡象(闇御津羽神)

二三〇、二六九

誦習者

九

闇山祇(闇山津見神)

二七〇、二七六

撰錄者

一三

立案者

三

二四

越洲

一六

佐士布都神

二七

高志の都々乃三崎

一三

サチ

七

古史成文

二六

サツチ(狭土)の神

二四、二五

古史通

二六

狭布サマの堆國コダカル

一九

コダカル(堆)

一九

サハ(溪)

一六

言葉アトの文ヒトツギ

三〇

挿話

五

子之一木

二五

コロ(コリ)

一八

シカの海人アト

一八

コロロコロロ

一五〇

シキ(師木、磯城)

八

さ 行

造物主

一八、二八

重胤(鈴木)

二

造物傳説

二七、二八

土清シセイ(谷川)

二

佐伎之國

一九、一九

時代別

五

史的記録

三

シナカ(風之子)

二九

須佐(地名)

一五五

級長津彦命
シナカツヒコ

二九

須佐之男命の系譜

二〇〇

級長戸邊命

二九

栖火(炭)
スヒ

二五九、二六

志那都比古神

二九

沙土煮尊(須比智邇神)

一一一

科戸之風
シナト

二〇〇

神代系紀

二六

先代舊事本紀

一一

シマ(栖間)

一六三

シラキ(新羅紀)

一八

蘇我馬子

一一

シラヌヒ

一八

蘇我蝦夷

一一

白日神

一八

園神

一一七

白日別

一六、一八、一八

ソホリ(襲邑)

一一七

上宮記

二六

會富利神

一一七

釋日本紀

二

潤色

三〇、美

た 行

高麗
オカミ

一一六

高木神

八〇、八三

高橋氏文

二六

高天原の原始神

二六

高皇産靈尊(高御産巢日神)

二六

タグリ

二三五、二六六

建日方別

一八七

建日向日豊久士比根別

一七六

建日別

一七六、一八〇、一八三

建布都神

二七〇

建御雷之男(武甕槌)神

二七〇、二七一

多田義俊

二二三

手端吉棄物、足端凶棄物
タナスエノヨシキラヒモノ、アナスエノアシキラヒモノ

二六

タナツモノ

二六〇、二六八

玉勝間

二五

タマヒ(嘔吐)

二二三

チカ(知訶、值賀)島

一七一

地の文

三〇、三一

ツクシ

一六五、一七八

筑紫洲(島)

一六五

月讀(月夜見)尊
ツクヨミ

二二八、二五九

對馬洲(島)

一七一

ツチ(神靈)

八九、二三五、二七一

ツチクモ

一〇六

土の神

二二三、二五

土神埴山姫

二二七

土之御祖神
ツチノミヤコ

二二五、二四一

都々乃三崎

二九二、二〇〇

ツナネ(葛根)

二四三

角楫尊(角杵神)

一三

戶山津見神

二五

類那藝神、類那美神

二〇八、二〇九

豐宇氣毘賣

二五二、二五七

豐久士比泥別

一七八、一八三

傳説

豐買尊

一〇八

異傳の存する所以

一四

豐香節野尊

一〇四、一〇八

構成

三七

豐國——名號の由來

一八〇

内容

三五、四九

豐國野尊

一〇四

本旨

四二

豐國主尊

一〇四、一〇七

本質

一三六

豐齋野尊

一〇四、一〇八

傳説的記録

三〇、三三

豐組野尊

一〇四

傳説時代

五〇

豐斟淳尊

一〇四、一〇五

トシ(年)

二三五

豐布都神

二七一

トベ(トメ)

二二〇

豐日別

一七八、一八〇

トマト(宿處)

二二五

島之石楠船神(鳥磐椽樟船)

二五五

鳥船

二五三

庭津日神

二五九

庭火

二五七

な行

庭火皇神

二五九

中山祇

二五六

日本紀

一九九

ナキイサチ

三三

題號の由來

一九九

泣澤女神(命)

二五五

材料撰擇の方針

一九七

泣澤の神社

二六九

日本舊記

一九七

夏高日神

二四三

日本書紀

一九九

夏之賣神

二四三

日本世紀

一九九

中臣壽詞

二二五

ナリカブラ(鳴鏑)

二四〇

野槿(野椎)

1091.111

ナリヒサゴ(匏)

二五六

野椎神

二二三

丹塗矢

二四〇

ヌテ(鐸)

一八八

庭高津日神

二五九

根拆(裂)神

二七一

野の神

二三三

信友(伴)

二

延佳(ノラヨシ)(度會神主)

二

祝詞(イワト)

二五

宣長(本居)

二

は行

白石(新井)

二七

ハコ

一〇七

葉木ハコ國尊

一〇四、一〇七

ハタツモノ

二六〇

ハタのヒロモノ、ハタのサモノ(大小魚)

二五九

ハタフネ(幡舟)

二五四

八ハチ(神秘數)

二三元

ハニ(埴)

二七

埴安(地名)

二六

埴安神

二五、二五五、二七

波邇夜須昆古(昆賣)神

二五、二七

埴山姫

二二、二五五、二七

ハバリ(双針)

二七五

波比岐神

二七

ハヤ(南)

一七

ハヤアキ(急吐)

二〇八

速秋津日子(比賣)神

二〇〇

速鳥

二四

速日別

一六、一八〇、一八五

羽山津見神(麓山紙)

二六

羽山戸神

一五六、一四一

速依別

一六

原山津見神

二七六

二二三、二二三

ヒ(族)

一七六、一八二

二七一

ヒ(肥)の國

一八二

一六六、一七六、一八四

稗田阿禮

九

一七二

ヒカタ(斥鹵)

一八九

四二

燈白ヒキリウス、燈杵ヒキリキネ、燈石ヒワチイ

二七五

二八

ヒサゴ(水差筥)

二五八

一八〇、二五〇

鏡ヒツナ

二五五、二五八

ヒジリ(日知)

二三七

五九

ヒナ(夷)族

一七六、一八二

一七三

火之炫毘古神

二二三

一六五

火之迦具土神

二二三

一七〇

火の神

二二三

一七三

火神軻遇突智

二二三

一四

火之夜藝速男神

二二三、二二三

批判學

八

樋速日神

二七一

ヒムカ(日向)

一六六、一七六、一八四

女島ヒメ

一七二

譬喩

四二

平田篤胤

二八

ヒワケ(秀別)

一八〇、二五〇

附説

五九

兩兒島

一七三

二名洲

一六五

經津主神

一七〇

布都御魂

一七三

風土記

一四

船史フヒトエサカ惠尺

二三

マユ(璽)

二八〇

フネ(船)

二五三

マリ

二三八

文献學

八

ヘツヒ

二三元

御祖神魂命

八五、二四

ホド(蕃登)

二三三、二三四

甕布都神

二七一

ホノイカツチ(火雷、總雷)

二二三

ミクマリ(水分)

二二〇

火産靈ホムヒ(火結神)

二三三、二五六

ミゾクヒ(溝楸)

二二四

ホムチ別皇子

二九

ミツノコ貴子

二三四

ま行

正鹿山津見神(正勝山祇)

二七五

彌都波能賣神(罔象女)

二三五、二九

白銅鏡マスミ

二六五

彌豆麻岐神

二五九、二六一

マナシカタマ

四六

ミト(水門)

二二七

眞淵(賀茂)

二

水戸神

二二七

ミトノマグハヒ

四五

屋船豐字氣姫命

一五二

見野尊

一〇四、一〇九

屋船久久遲命

一五一

ミホド

一三四

屋船命

一五一

ムスビの語義

八一

ヤマクヒ(山下水)

一五五

ムスコシマ
六小島

一七二

ヤマシミ(山住)

一三二

物の由來

三〇

山末の大王

二二一、二七二、二七五

守部(橘)

二

八保の遠呂智

一六二、二四一

や 行

八島士奴美神

二三三

大和傳説

一三七、一三五、一六一

ヤツ
八(神秘數)

三三九

大和傳説と出雲傳説

一五七

八束水臣津野命

一九二、一九三

ヤマトのフミ

一九

ヤフネ

二五二

倭姫世紀

一六

索引

湯津石村イハハラ

二六九

ワケ(別)

一七五

ヨサヅラ(ヨソヅラ)

二五五

別雷傳説

一四〇

依彦、依姫、依別

一七七

ワタ(海、渡)

二〇六

わ行

ワダツチ(海神靈)

二〇六

ワダツミの神

二〇五

ワダツミ族

二〇七

若沙那賣神

二四二、二四三

若山咋神

二五九

ワダツミ(小童)の命

二〇五

和久産巢日神(稚産靈)

二三三、三三九

ワリタミ(折旋)

一九六

昭和六年二月五日印刷
昭和六年二月十一日發行

紀論究
神代篇
創世記
〔定價金二圓〕

著者 松岡 靜雄

發行者 東京市神田區通神保町一
株式會社 同文館

印刷者 森山 章雄

印刷者 東京市神田區表猿樂町二番地
中村 修二

印刷所 東京市神田區表猿樂町二番地
株式會社開明堂支店

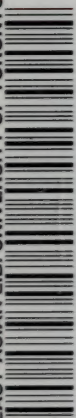


發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五

株式會社
同文館

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03027 3783

